ISSN 0289-2383

# MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.79 2015-10

世界の児童と母性

［特集］社会的養護と子どもの貧困

世界の児童と母性 第79号／2015年10月

# 特集 社会的養護と子どもの貧困

ひとこと／編集委員長　大竹　智 …… 1

## Ⅰ．総論──今ある「子どもの貧困」とは何か

**子どもの貧困とは何か**……首都大学東京都市教養学部 教授　阿部　彩 …… 2
**女性への暴力と貧困──社会的養護における母子世帯への支援を考える**
……立教大学コミュニティ福祉学部 教授　湯澤直美 …… 6
**貧困と幸せを考える**……武蔵大学人文学部 教授　武田信子 ……11

## Ⅱ．「子どもの貧困」に向き合う

**「子どもの貧困」に向き合う──生活保護ケースワーカーの現場から**
……社会福祉士　大山典宏 ……19
**施設退所者の貧困を考える──アフターケア相談所ゆずりはの活動を通じて**
……アフターケア相談所ゆずりは 所長　高橋亜美 ……24
**スクールソーシャルワーカーに期待される役割**
…幸重社会福祉士事務所代表、滋賀県教育委員会スクールソーシャルワーカー　幸重忠孝 ……28
**“STOP! 子どもの貧困”に向けて**
……「STOP! 子どもの貧困東京ユースミーティング」実行委員長
「子どもの貧困対策センター・一般財団法人あすのば」理事、中央大学４年　高橋遼平 ……35
**社会的養護の中の貧困──家庭支援専門相談員の活動から**
……児童養護施設神戸真生塾 家庭支援専門相談員　秋本真一 ……40
**施設退所後の生活実態を捉える**
……東洋大学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員
NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ 副理事長　永野　咲 ……47

## Ⅲ．国内外の動向

**貧困下の子どもたちのために──『ほっとプラス』の活動が問いかけるもの**
……NPO法人ほっとプラス 代表理事、聖学院大学 客員准教授　藤田孝典 ……52
**国際比較から見た日本の子どもの貧困と社会的養護**
……名古屋大学大学院環境学研究科（社会学講座）准教授　上村泰裕 ……56
**全英的取り組み「シュア・スタート」とリバプールにおける子ども貧困対策**
**──子どもの貧困対策先進国イギリスでのインタビュー調査から**
……長崎国際大学人間社会学部 講師　大西　良 ……61
**２つのシェルターから学ぶ若年ホームレス支援**
**──カナダ・トロントのユース・シェルター見聞録**
……東京社会福祉士会　澁谷　泉 ……67
**ケニアの子どもの貧困**
**──カカメガ男子更生学校と「ケニアの未来プロジェクト」**
……元青年海外協力隊（ケニア）　長谷川大 ……72

編集後記／担当編集委員　曺　徳善 ……78

# ひとこと

編集委員長　大竹　智

今から 20 数年前、ある児童養護施設長が「世間は、施設に入所している子ども（家庭）の貧困問題はなくなったと言うが、今も変わらず底流に存在する」と語っていたことを思い出す。

あの当時も、そして現在も、「貧困」を直接の理由として入所する子どもはほとんどいなくなった。しかし、〈総論──今ある「子どもの貧困」とは何か〉でも示されているように、要保護児童のすべての底流に「貧困」が存在している。そして、阿部彩氏は「子どもの貧困ピラミッド」によって、親子分離される子どもや生活保護受給世帯の子どもは氷山の一角であり、水面下にはその十数倍に及ぶ「貧困」問題を抱えている家庭（子ども）が存在することを明らかにしている。

あの児童養護施設長は、子どもとの暮らしを通して、子どもから語られる入所前の家庭生活を把握し、「子どもの貧困」の実態が見えていたことが改めてわかる。

そして今、「子どもの貧困」には物質的な貧困にとどまらず、家族、親せき、地域など「関係性の貧困」の実態が浮かび上がってきている。

今回の第 79 号は、「社会的養護と子どもの貧困」をテーマとし、これまでステレオタイプに語られ、理解されてきた「子どもの貧困」について、客観的（科学的）なデータに基づいた論考、日々子どもに寄り添いその思いを受け止めてきた実践者の活動、海外での先駆的な取り組みの報告などを通して、わが国の子どもの貧困の実態を明らかにし、子どもの貧困の本質に迫ることを目的に企画されたものである。

しかしながら、今改めて投稿いただいた原稿を拝読すると、想像をはるかに超える現実がそこには存在していた。高橋亜美氏の「施設退所者はニートになることも引きこもることもできません。（中略）不安定な雇用状況のもと働き続けることを強いられます」との記述は、その厳しい現実を改めて浮き彫りにした。さらに、上村泰裕氏の「貧困家庭が必ず社会的養護を要請するわけではないが、日本の社会的養護の少なさは問題がないことの証拠にはならず、多くの問題がやり過ごされていることを暗示してはいないか」の指摘には、改めて日本の子ども家庭福祉の問題の根深さに気づかされた。また、「子どもの貧困」の当事者であった高橋遼平氏の「『自分は運がよかった』で終わらせず、一つひとつの運が積み重なって必然となる社会の担い手になりたい」との言葉に、改めて子ども時代のサポートやつながりの重要さを認識させられた。

読者の皆様の日々の実践の一助になれば幸いである。そして、現状の改善に向けたソーシャル・アクションが起こることを期待したい。

Ⅰ 総 論──今ある「子どもの貧困」とは何か

# 子どもの貧困とは何か

首都大学東京都市教養学部 教授 阿部（あべ） 彩（あや）

## 1. 子どもの貧困問題のスケール

1）貧困ピラミッド

厚生労働省の統計によると、日本の子どもの相対的貧困率は16.3％である（0-17歳、2012年値）。およそ6人に1人の子どもが貧困であることとなる。人数で言うと、0から17歳人口のうち、約328万人がこれに相当する。例えば、児童養護施設に入所している児童数は約3万人（2012年値）であるが、それに比べて、人数的にいかにこの問題が日本にとって大きい問題であるかの見当がつく。もちろん、児童養護施設の入所児童の抱える問題は、328万人の大多数の子どもの抱える問題に比べて、その深刻度では桁違いである。しかしながら、この328万人という数値は、児童福祉の現場に現れる子どもの裾野がいかに広いかを示している。

子どもの貧困の対策を考える際には、その対象者の母数を頭に入れておかなくてはならない。そうでないと、支援すべき子どもを見逃してしまったり、また、問題の大きさを見間違ったりしてしまうからである。子どもの貧困に関して言えば、以下の数値とスケール感が重要である（図1）。

すなわち、児童養護施設の入所児童は、貧困の子ども全体の1％程度であり、生活保護世帯に属する子ども数は10％にも満たない。ひとり親世帯の子どもも、貧困の子どものすべてではない。しかし、子どもの貧困に関する議論においては、しばしば、生活保護世帯の子どもたちの状況や母子世帯の子どもたちの状況が、「貧困の子ども」の状況と混同されて議論されている。簡単に言えば、「貧困の子ども＝生活保護世帯の子ども」「貧困の子ども＝母子世帯の子ども」「貧困の子ども＝児童養護施設の子ども」といった形で語られることが非常に多いのである。これは、実際の現場において遭遇する各事例には、生保世帯や母子世帯といった「典型例」が多く見られ、また、「貧困の子ども」を取材や施策の対象として「探す」場合には、同じように典型的な事例が見つけやすいからである。しかし、このような貧困の捉え方は、支援の対象となる子どもの人数の過少評価となるばかりではなく、問題の所在や対策のあり方についての認識においても非常に重篤なミスとなる危険性がある。

なぜか。

何故なら、図1のピラミッドの上にいけばいくほど貧困世帯の抱える問題は複合的となり、より「貧困」（すなわち金銭的な資源の欠如による困窮）のみならず、様々な他の問題、例えば、親および子どもの精神疾患や、アルコールやギャンブルなどへの依存、親および子の障害、自己肯定感の低下、育児能力の欠如、児童虐待、家庭環境の崩壊などが同時に発生している可能性がある。このピラミッドの最上部の世帯が抱える困難の複合性を量的に把握した研究がある。北海道の児童相談所において虐待相談

〈図 1〉子どもの貧困ピラミッド

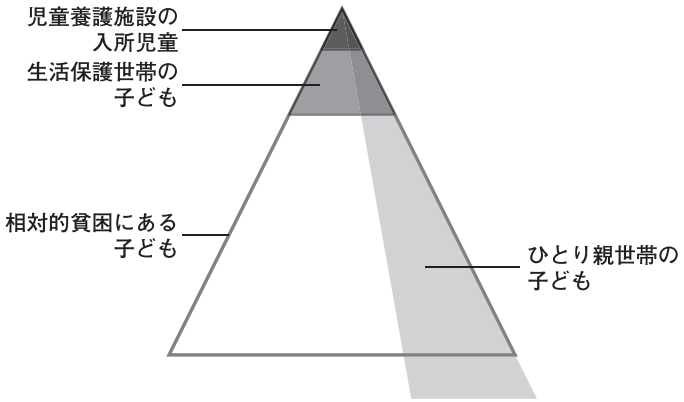


- 児童養護施設の入所児童数／約3万人（2012）※1
- 生活保護世帯に属する子ども／約30万人（2011）※2
- 児童扶養手当を受給する世帯数／約110万世帯※3
- ひとり親世帯数／母子124万世帯・父子22万世帯※4
- 相対的貧困の世帯に属する子ども（17歳以下）数／328万人

※1〜3　国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報」
（※1/2012年度　※2/2011年7月　※3/2013年度末）
※4　2011年 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

として受理した5、10、14・15歳の事例の悉皆調査を行った松本（2012）によると、全119ケースのうち、59ケースが「社会的孤立」、71ケースが「当該児童または兄弟姉妹に障害」、47ケースが「養育者のメンタルヘルス問題」、24ケースが「養育者が知的障害」、31ケースが「DV」を抱えており、このうちの多くが複数の問題を抱えていたという。これらの問題は、金銭的な資源の欠如に比べて、遥かに深刻かつ破壊的であるので、このような問題が同時に発生している事例においては、相対的に、金銭的な困難が小さな問題に見えてしまう。よって、「貧困」の事例として、ピラミッドの上のほうの子どもの状況に着目すると、貧困の子どもが被るさまざまな不利や悪影響は「金銭的な困難」ではなく、その他の問題に起因すると捉えられがちである。問題をさらに複雑にするのは、孤立や虐待、精神疾患、障害といった問題が、必ずしも経済的に困窮している世帯のみに起こる問題ではないということである。例えば、アルコール依存は、経済的に豊かな状況にある人も罹る疾患である。子どもの障害も、裕福な家庭にも起こることである。すると、あたかも、経済的な困窮が、問題のコアではないように見え、軽視されることとなる。松本（2012）が挙げたような複数の問題を複合的に抱える子どもの状況を見れば、「お金が問題ではない」「現金給付だけをしても問題が解決しない」といったコメントが自然とでてくることとなり、むしろ、貧困ピラミッドの最先端の事例を扱う現場から、貧困対策の重要性が訴えられないといった状況が起こりうる。

2）貧困対策が必要な理由

しかし、貧困が大きな社会問題として解決されなければいけない理由は、それが、その他のさまざまな問題が発生するリスクを増加させるからなのである。例えて言えば、喫煙は肺がんを始めとする、さまざまな疾病のリスクを増加させる。しかし、肺がんを患う人はすべて喫煙者であるわけではなく、また、喫煙者であっても健康な人もいる。また、肺がんを患っている人に着目すると、喫煙していること自体が彼の最も大きな「問題」であるわけでもない。喫煙という行為自体よりも、健康悪化の問題がより深刻であるからである。しかし、このことは、喫煙が問題ではないということにはならない。さらに、喫煙は、さまざまな病気のリスクを増加させるという理由だけで問題であるわけではない。喫煙の行為自体が生活面における支障をもたらすことも考えられるからである（例えば、タバコを購入するための生活費の圧迫や、タバコを吸わない家族や友人の不快感、タバコを吸うための時間のロスや、場所の制約、ニコチンの依存性など）。すなわち、健康を害さなくても、喫煙自体が喫煙者の生活を悪化させると言えよう。

〈表 1〉問題発生率（世帯タイプ別、貧困・非貧困別）

| | ひとり親世帯 | | | ふたり親世帯 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貧困 | 非貧困 | | 貧困 | 非貧困 | |
| （元）配偶者から暴力をふるわれた | 25.0% | 18.7% | * | 22.6% | 5.1% | *** |
| 子どもに行き過ぎた体罰を与えた | 11.7% | 8.6% | | 6.5% | 7.1% | |
| 育児放棄になった時期がある | 3.9% | 4.5% | | 12.9% | 1.5% | *** |
| 出産や育児で鬱病になった時期がある | 12.3% | 7.1% | * | 14.5% | 7.3% | ** |
| わが子を虐待していると思い悩んだ | 15.6% | 12.7% | | 17.7% | 11.5% | |
| 自殺を考えたことがある | 23.4% | 17.5% | | 32.3% | 12.5% | *** |
| 親がその親から暴力をふるわれたことがある | 7.14% | 10.82% | | 8.1% | 6.2% | |

※カイ二乗検定により＊10％有意、＊＊5％有意、＊＊＊1％有意
出所：JILPT「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2012」を用いて筆者推計

貧困も、同じように考えることができる。貧困、すなわち経済的困窮は、それイコール学力の低下や児童虐待、家庭環境の崩壊であるわけではないが、これら、様々な問題のリスク要因であり、また、たとえ、それらの問題を併発していなくとも、経済的困窮それ自体が該当者のウェル・ビーイングを悪化させる。

貧困を、このように理解した時、相対的貧困層という図1のピラミッドの中で一番大きな△、すなわち子ども数でいえば328万人に該当する問題を、その他のより深刻な問題（小さな△）とは切り離して、社会が軽減しなくてはならない問題と捉えることができる。また、同時に、「子どもの貧困対策」が、決して、児童養護の現場における対策や、生活保護の受給世帯の子どもたちに対する対策と、同一視されてはならないことがわかる。喫煙を抑制する対策と、肺がん治療とが異なるのと同じである。この二つの対策は両方必要なのである。

## 2. 経済的困窮とその他の不利の重なり

次に考えなくてはならないことは、大きな△（相対的貧困層）において、そのほかの問題が発生する確率が、どれくらいの大きさであるのかということである。たとえリスク要因とわかっていても、そのリスクが小さいものであるのであれば、そのリスク要因を抑制する政策の重要性はそれほど高くないからである。先ほどのタバコの例で言えば、タバコが肺がんのリスク要因であっても、タバコを吸う人のうち肺がんを発症するのが100万人に1人であるのであれば、そのリスクを減少させるためにどれほど公的な資源をつぎ込むべきかということには疑義がつくであろう。しかし、喫煙が相当の確率で肺がんを起こすのであれば、それは大量の資源を投入してでも抑制すべきである。

それでは、貧困であることは、どれくらいの確率で他の問題を併発するのであろうか。労働政策研究・研修機構（2013）は、末子が18歳未満のふたり親世帯2000、ひとり親世帯2000を対象として調査を行っており、児童虐待の恐れやDV、親の精神状況などを聞いている。本調査は、保護者が記入する形式であるため、保護者が児童虐待であることや、精神状況が悪化している自意識がない場合には、過小報告される恐れがあるが、それでも、大規模なサンプル数の子育て世帯を対象としている調査で、このようなセンシティブな内容に踏み込んでいる貴重な調査である。表1は、この調査の個票から、筆者が計算したものである。

ここから、いくつかの事実を確かめることができ

る。一つは、いくつかの問題は、貧困（低所得）という事象と重なったときに、かなり高い確率で発生しているであろうということである。表1から見れば、「（元）配偶者から暴力をふるわれた」という問題の発生率は、貧困世帯では、25.0％（ひとり親世帯）、22.6％（ふたり親世帯）という高さであり、約4分の1の確率で発生している。また、「自殺を考えたことがある」も、ひとり親の貧困世帯では23.4％、ふたり親の貧困世帯では32.3％となっている。また、ひとり親の貧困世帯の15.6％、ふたり親の貧困世帯の17.7％が「わが子を虐待していると思い悩んだ」と回答をしている。この確率の高さは、当然のことながら、これらの問題を複数抱える世帯が多いことも意味する。

二つ目の事実は、児童虐待やDVなどは貧困世帯のみに発生しているわけではないものの、多くの場合において貧困層における発生率は非貧困層の倍から数倍になることである。表1では、ひとり親世帯のサンプル数が少ないため統計的に有意でない場合もあるが、それでもDVや鬱において大きな差が見られる。ふたり親世帯においては、その差はより顕著であり、「育児放棄になった時期がある」においては、非貧困世帯での発生率は1.5％であるのに対し、貧困世帯では12.9％と10倍近い数値となっている。「自殺」においても、3倍近く、「DV」については4倍以上となっている。

### 3.　子どもの貧困対策に向けて

実のところ、児童虐待やDV、鬱、自殺念慮といった問題は、複雑な要因が絡まり合った結果として現れるものであり、タバコと肺がんといったような医学的に証明されている因果関係があるわけではない。しかし、貧困層において、これらの問題が非貧困層に比べて顕著に発生しているという事実は、貧困が問題視すべきリスク要因であるという可能性を高めている。そして、これを突き詰めれば、貧困対策の対象をより広い裾野を含めて検討する必要があるということとなる。その際には、経済的に困窮はしているものの、一見、それほど問題がないような世帯も対策の対象者として考えなくてはならない。禁煙キャンペーンをする時に、ヘビースモーカーだけを対象とすることはできないからである。

参考文献

・労働政策研究・研修機構（JILPT）（2013）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2012（第2回子育て世帯全国調査）』JILPT調査シリーズNo.109.
・松本伊智朗（2012）「子どもの貧困と「重なり合う不利」―子ども虐待問題と自立援助ホームの調査結果を通して―」『季刊社会保障研究』Vol.48（1）, p.74-84.

**キーワード：相対的貧困**

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という考え方がある。絶対的貧困は、いつの時代も、どのような社会においても変わらない定義による貧困であり、そのような観点から考えると絶対的貧困は肉体的にサバイバルが可能な最低限の生活以下と捉えられる。イメージ的には、飢えたアフリカの子どもや、戦後日本の食べ物も配給に頼っていたころの「貧困」のイメージである。しかし、いま、先進諸国において用いられる貧困の定義は「相対的貧困」といわれるものである。

「相対的貧困」とは、その時代の社会において、一般市民が「当たり前」と思っているような生活をおくれないことを指す。例えば、日本では、通常、子どもは高校まで学校に行き、家ではカレーライスや焼きそばを食べ、学校で指定された体操着やリコーダーなどを持っており、友達と公園で遊んだり、スポーツをするといった生活をしている。このような、当たり前の生活さえおくれない状態が相対的貧困である。相対的貧困では、飢え死にしたり、野宿したりすることはないが、夕食はカップラーメン1つだけ、スパイクが買えないので好きなサッカーをあきらめる、家の生活費を稼ぐために高校を中退するといったようなことは、日常的に起こる。最新のデータによると、このような「社会の当たり前」の生活ができない確率が高まるのが、年間手取り所得で見ると244万円（4人世帯）以下の世帯であり、これが貧困基準として用いられる。

この基準によると、日本の全子どもの16.3％が基準以下の所得の世帯で暮らしている。先進諸国においてはフィンランド3％、デンマーク4％など、子どもの貧困率が低い国も多く、ドイツ8％、イギリス10％、フランス11％となっている。

Ⅰ 総 論──今ある「子どもの貧困」とは何か

# 女性への暴力と貧困
## ──社会的養護における母子世帯への支援を考える

立教大学コミュニティ福祉学部 教授 湯澤直美（ゆざわなおみ）

### 1. はじめに

近年、相対的貧困率が政府により公表されるようになったことを契機として、日本におけるひとり親世帯の深刻な貧困状況が注目されている。「大人が一人」の世帯の相対的貧困率はOECD平均では31.1％であるのに対し、日本は54.3％と5割を超えており、貧困率が高い方から2番目に位置する（OECD Family Database：2008年データ）。日本のひとり親世帯の約85％は母子世帯であることから、母子世帯の実態が大きく反映された数値と捉えられる。日本の母子世帯の特徴は、国際比較でみても極めて高い就労率（8割強）であるにもかかわらず、貧困率が高い点にある。雇用の非正規化の進行、賃金の男女間格差の温存、税制や所得保障制度による所得再分配の機能不全などが影響していると考えられる。このような母子世帯の厳しい現況はかねてより存在していたにもかかわらず、これまで社会問題化してこなかったという事実こそが問われねばならないだろう。そこには、離婚を個人責任とみなす社会意識や、女性の経済的自立を軽視し、女性を被扶養の立場にとどめおく社会の圧力があったのではないだろうか。

このような現状を踏まえ、本稿では、社会的養護において母子世帯がどの程度存在するのかを確認し、そのうえで母子生活支援施設入所世帯をとりあげ、施設入所を必要とした背景を検討する。特に、暴力と貧困に焦点をあて、女性（母親）の生活困難の実相を把握していきたい。子どもの貧困が社会問題として認知されてきたものの、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）等の暴力被害とは切り離されて論じられる傾向にある。そこで、本稿の検討を通して、社会的養護においても、女性の困難状況を可視化する際、貧困と暴力の関連性に焦点を当てる必要性を提起していきたい。

母子世帯に関して検討するに際して、留意すべき点をはじめに確認しておこう。第一に、母子世帯は子どもの貧困問題の代表的世帯類型ではない、という点である。貧困率算出基準である貧困線に満たない所得にある有子世帯は、実数ではふたり親世帯の方が圧倒的に多い。しかしながら、ふたり親世帯において、経済的貧困が深いほど夫婦間葛藤の発生や家族解体に結びつくリスクは高いといえ、その延長線上にひとり親の出現を捉える視座が必要である。

第二に、母子世帯は女性の貧困問題の代表的世帯類型ではない、という点にも留意が必要である。日本における離婚率の上昇が指摘されているものの、先進諸国と比較すると母子世帯の出現率は低いほうに位置づく。そこには、女性労働が劣位におかれているがゆえに離婚を選択できないという女性の現実が横たわっている。母子世帯の現況を女性の社会経済的地位との連関から検討する視座が求められる。

第三に、母子世帯の内部構成にも着目する必要が

ある。母子世帯の社会経済階層は一枚岩では捉えられず、いかに階層分化しているかを捉える視座が必要である。

## 2. 社会的養護における母子世帯の現況

「平成24年度児童養護施設入所児童等調査」（厚生労働省）によれば、社会的養護関連施設の入所児童の家族構成では、乳児院を除き、いずれの施設においても「実母と子ども」からなる世帯が最も多い。母子生活支援施設は、母子世帯を対象としているので最も多いことはいうまでもないが、ついで、里親委託児のうち「保護者が実母のみ」の割合は59.0％、「ファミリーホーム」50.0％、「児童自立支援施設」46.7％、「児童養護施設」45.4％、「情緒障害児短期治療施設」42.3％、「乳児院」43.0％、「自立援助ホーム」34.2％である。「実親と養父母」からなるふたり親の場合にも、子どもはなんらかの実親との離別を経験していることから、社会的養護における子どもの「ひとり親経験」の比重の高さは明白である。ちなみに、「平成25年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、「児童のいる世帯数」は12,085千世帯、そのうち「ひとり親と未婚の子のみ」の世帯は912千世帯であり、7.5％に過ぎない。社会的養護におけるひとり親世帯の多さは、ひとり親世帯において生活困窮のリスクが高いこと、そのなかでも親子が共に暮らすことができない家族状況に追い込まれる層が存在することを示している。また、施設入所に至る家庭のなかには、家族構成の変動が複数以上ある場合も少なくない点もおさえておく必要があろう。

そこで、施設入所に至る家庭の生活実態や保護者の状況を把握することが重要になるが、政府統計には調査設計上の問題があるために、十分に把握することができないという課題がある。「児童養護施設入所児童等調査」（厚生労働省）では、「被虐待経験の有無と虐待の種類」が設問にあるため、虐待経験のある子どもが各施設種別で3割から7割の幅で存在することは把握できる。しかしながら、虐待の背後にいかなる家族状況があるのか、保護者の学歴階層やDVとの重複などを把握するような調査設計にはなっていない。唯一、「養護問題発生理由」から類推できそうだが、これは26項目から1項目のみを選択する方式であるために、実状が明瞭に把握できない欠点がある。虐待の発現と貧困との関連が各種研究から指摘されているが、同調査では「破産等の経済的理由」という項目があるものの、「虐待」があれば「虐待」のみに○がつけられるために、経済的困窮は不可視にされてしまう。このような統計上の問題も一因して、社会的養護と貧困問題の関連性や、貧困と暴力の関連性などには、十分な社会的関心が向けられてこなかったと思われる。

## 3. 母子生活支援施設からみた母子世帯の現況

そこで、ここでは、全国母子生活支援施設協議会が実施した「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究」報告書（財団法人こども未来財団、2009年：以下、全母協調査）の再分析をもとに、母子生活支援施設入所に至る母子世帯の現況を把握していく。特に、暴力と貧困に焦点をあて、母親（以下、女性）自身の子ども期も射程にして、どのような生活経験をもった女性が施設入所に至っているのかをみていきたい。全母協調査は、施設職員を対象としたアンケート調査と、施設利用者である女性を対象としたアンケート調査の2種類からなり、後者では当事者による回答を参照できる点に特徴がある[註]。施設調査は全国の272施設に配布し265施設より回収（回収率97.4％）、このうち入所世帯について尋ねる世帯表があり3,899世帯分が有効回収数である。利用者調査は協力の得られた55施設に調査票を配布し、対象者数1,196人のうち646人より回収（回収率54.0％）。このうち、日本国籍の者が609人、外国

にルーツをもつ者が37人であった。本稿では、おもに日本国籍の女性票をもとに分析する。

(1) 女性の学歴と収入

全母協調査により、学歴が把握できた日本国籍の女性546人の内訳をみると、「中学校卒（中卒後専門学校を含む）」が171人（31.3％）、「高校卒」が292人（53.5％）であり、「中学校卒」「高校卒」を合わせると84.8％に及ぶ。「高等専門学校・短大卒」は63人（11.5％）、「大学・大学院卒」は20人（3.7％）とわずかである。厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」（以下、厚労調査）を参照すると、「中学校卒」13.3％、「高校卒」48.0％、「高等専門学校卒・短大卒」16.3％、「大学・大学院卒」6.9％、「専修学校・各種学校卒」14.0％である。調査年次や年齢構成の相違から単純比較はできないものの、母子生活支援施設の女性における「中学校卒」の割合は厚労調査より2倍以上高い一方、「高専・短大・大学・大学院卒」の割合は低い。学歴階層に関わりなく離別は生じるものの、低位な学歴階層ほど家族が解体に結びつくリスクが高く、施設利用が必要となる傾向も高いことが類推される。

女性の年間就労収入（税込）をみると、全母協調査では平均112.5万円である。厚労調査では社会保障費も含めた女性自身の年間所得は223万円、平均年間就労収入は181万円と低位水準であるものの、母子生活支援施設の女性はさらに低位な水準であることがわかる。

学歴階層別にみると、「中学校卒層」の平均就労収入は97.8万円、「高卒層」114.7万円、「高卒以上層」127.4万円であり、いかに子育てを遂行する経済基盤が脆弱であるかがわかる。

(2) 暴力被害経験

暴力被害を把握するにあたっては、入所理由の直接的契機となった暴力ばかりでなく、それ以外の暴力被害経験にも着目することが必要である。そこで、全母協調査では、母子世帯になる前の時期に家庭でどのような問題があったかを複数回答で尋ねている。夫（元夫）等による「暴言･暴力」があったという女性が65.4％、「過度な干渉や束縛」30.0％、「生活費を入れない」32.8％など、身体的暴力のみならず、精神的暴力や経済的暴力などが出現しており、DVと貧困の関連が読み取れる。さらに、夫（元夫）等の「ギャンブル・浪費」39.7％、「失業・不就労」27.8％などにより、家計が逼迫される状況が把握されている。

(3) 女性自身の子ども期：経済困窮と親との離別経験

全母協調査では、女性自身が、成育家族において成人までに経験したことを13項目から尋ねている。まず、経済的側面をみると、「生活保護を受給した経験」がある者は10.0％、「生活保護の受給はないが経済的に苦しかった経験」は33.3％であり約3人に1人を占める。経済的困窮の背後に親との離別経験が推察されるため、その経験率を把握すると、何らかの母親または父親との死別・生別の経験がある女性は609人中248人であり、40.7％に及ぶ。子ども期にひとり親世帯となる経験をし、自らもひとり親世帯を形成した女性が約4割と高い。また、子ども期に施設入所経験がある者も6.6％存在している。

(4) 女性自身の子ども期：虐待／暴力被害経験

次に、女性自身の子ども期の虐待／暴力被害経験をみると、「虐待を受けた経験」がある者は20.5％（不明を除くと23.8％）、「親の暴力を目撃した経験」がある者は34.5％（不明を除くと39.4％）である。虐待か親の暴力の目撃のいずれかを経験した実人数は609人中211人となり、全体の34.6％に及ぶ。また、「虐待を受けた経験」がある者のうち、「親の暴力の目撃経験」もある者は84.6％おり、子ども虐待とDVが交錯した状況を経験している比率が高い。経験した時期に着目すると、「虐待を経験した」者

のうち乳幼児期に経験している者は16.6％、「親の暴力の目撃を経験した」者のうち乳幼児期経験者は27.1％おり、人生の早い時期からの経験者が一定程度いることも明らかになった。自由記述のなかには、「酒乱の父が毎日暴力をふるい一日も早く家を出たかった。」「毎日父や兄の家庭内暴力から逃れたいため学校は休まなかったが、腫れあがった顔で行く時は辛かった」といった女性自身の子ども期の様相が綴られている。

〈図表1〉子ども期の被虐待・DV目撃経験と現在の女性の就労状況（n=609）

| 成育期の体験 | 現在の就労状況 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 就労 | 不就労 | 不詳 | 合計 |
| 被虐待・DV目撃あり | 65 | 33 | 1 | 99 |
| | 65.7% | 33.3% | 1.0% | 100.0% |
| 被虐待のみあり | 20 | 6 | 0 | 26 |
| | 76.9% | 23.1% | 0.0% | 100.0% |
| DV目撃のみあり | 75 | 33 | 3 | 111 |
| | 67.6% | 29.7% | 2.7% | 100.0% |
| なし | 248 | 60 | 1 | 309 |
| | 80.3% | 19.4% | 0.3% | 100.0% |
| 不詳 | 52 | 9 | 3 | 64 |
| | 81.3% | 14.1% | 4.7% | 100.0% |
| 合計 | 460 | 141 | 8 | 609 |
| | 75.5% | 23.2% | 1.3% | 100.0% |

※小数第2位を四捨五入のため、合計が100.0％にならない場合がある。
※「社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究」データより湯澤作成

図表1は、子ども期の被虐待・DV目撃経験と現在の女性の就労状況の関連をみたものである。これによると、いずれも経験していない者の就労率は80.3％と平均よりも高く、「虐待とDV目撃の双方を体験している」者の就労率は65.7％と14.6ポイント低くなっている。就労していない直接的要因には、婚姻中の夫等による暴力被害によって、精神保健上の影響や追跡の危険などが発現していることが多い。しかしながら、子ども期からの被害経験により精神保健上の問題が持続している側面にも留意する必要があろう。

なお、施設職員に対する調査でも、同様に、施設利用世帯の女性について、成人するまでの虐待や暴力の目撃の経験者数を尋ねており、12.0％が該当するという結果であった。これは、当事者調査の34.6％という結果の約3分の1程度である。このような結果からは、女性が職員には語っていない、あるいは語りえない虐待／暴力経験があることを示唆している。

### (5) 女性自身の子ども期の思い：教育機会の制約

最後に、女性たちの声から、子ども期の経験をみておこう。全母協調査では、義務教育期以降の進路について、女性自身がどう感じていたかを尋ねている。「中学校卒」の女性の自由記述をみると、「普通の家庭に生まれていれば普通の高校生になれていた。夢は国家公務員だった」「高校へ行きたかったが、仕事をして欲しいと言われた」「私はもっと勉強したかったです」「大学に行きたかった」など、高校・大学等への進学の思いが多々綴られている。また、「母子家庭だったので早く働いて母親に負担をかけないようにしました」「受験費用すらなく、高校進学は諦めるしかありませんでした」「母親が亡くなり、父も病気で、幼い弟たちがいたため」など、経済的事情に関する記述が散見された。さらに、「親がいなくなり兄と自分だけの生活をしていた」「母親の行方がわからなくなり、経済的に行ける状態ではなかった」など、子どものみの暮らしを余儀なくされていたケースもある。

「高校卒」の女性の自由記述では、「本当は専門学校へ行きたかったが、資金がないので就職したが、今までの人生すべてが本意でなかった」「行きたい大学もあったのですが、すべてあきらめて家を出ることに決めました。それから私の人生はずっと後悔の連続です」「親に迷惑をかけたくなく就職した」など、高卒後の進路に関する思いが綴られている。

なかには、「親が高校進学を反対していたので、自分が土下座をして頼んで行かせてもらった」「兄弟がいたので重なった」「父親が癌で入退院の繰り返しだったから就職した」など経済的事情によるもののほか、「とにかく家（父親）から離れたかった」など、暴力等の存在が進学よりも離家を選択させている様相もうかがえた。また、男兄弟がいることによって進路を諦めるなど、教育達成におけるジェンダー問題も垣間見られている。

### 4. 社会的養護における母子世帯支援

本稿では、母子生活支援施設に入所する母子世帯をとりあげ、「虐待・暴力」「貧困」がいかに女性の生活困難に介在しているのか、その子ども期も射程に概観した。

女性の現況をみると、中学校卒の女性が約3割、高校卒が5割強と低位な学歴階層にあり、就労収入も極めて低い。母子生活支援施設以外の社会的養護関係の施設においても母子世帯は広範に存在しており、より生活困難度が高いことが類推される。母子世帯のなかでも底辺層の女性たちが辿り着いている社会的養護の現場が、いかに母／女性と子どもの砦になりうるのかは、重要な検討課題である。

近年、「子どもの貧困」が注目されるようになったものの、女性特有の困難を捉える視座に欠け、ともすると、母子世帯には就労支援と子どもの学習支援や居場所、児童扶養手当による給付を実施すればよい、という論調に陥りがちである。また、施設入所に至る母子世帯をめぐっては、精神疾患／障害や養育能力の問題など、個人的側面が強調される傾向もある。そこで、貧困に至るプロセス・貧困の現れ方・貧困からの脱却方法には、性別による差異があること、つまりジェンダーの視点を介在させて考える必要があることを踏まえる必要がある（申：2015）。とりわけ、女性への暴力が社会的不利の累積の契機となることを鑑み、子ども期の脆弱な生活基盤に埋め込まれた暴力とその影響を可視化することが重要であろう。

全母協調査では、当事者である女性自身が回答していることから、施設職員が把握しているよりも多くの女性が、子ども期に虐待／暴力被害を経験していることが把握されている。虐待／暴力と貧困が、女性の生活過程にどう重層的に介在し現在の暮らしに影響しているのか、「語られない被害体験」を考慮した支援が求められている。

※本稿は、拙著「女性の貧困・女性への暴力と母子生活支援施設」『再構：児童福祉』筒井書房（2014年）をもとに再構成している。

註）利用者調査に回答した女性の年齢は、30歳代が48.1％と最も多く、40歳代22.6％、20歳代20.1％と続き、50歳以上・20歳未満も僅かながら存在する。

引用文献

- 『社会的養護体系における母子生活支援施設の現代的役割とケアのあり方に関する調査研究』報告書、財団法人こども未来財団、2009年
- 申琪榮「コメント　社会運動とジェンダー」大原社会問題研究所雑誌No680、2015年
- 湯澤直美「「平成23年度全国母子世帯等調査」にみるひとり親世帯の動向：学歴指標の導入に焦点をあてて」貧困研究Vol 9、2012年

**キーワード：ドメスティック・バイオレンス（DV）**

DVは直訳すると「家庭内暴力」であるが、「親密な関係にある男性から女性への暴力」という含意で使われるようになった。人類の歴史のなかで、DVは長い間、社会問題とは認識されなかった。アメリカでは1970年代中頃から夫やパートナー等から暴力を受けた女性たちによる運動が取り組まれ、そのなかで暴力のベクトルを明確にする言葉として女性たちはＤＶという言葉を選択したといわれている。「親密な関係」の範疇は、配偶者である夫に限定せず、元夫・交際相手・元交際相手・婚約者など幅広い関係が含まれる。

女性が経済的劣位に置かれていることがDVの背景要因にあると同時に、DV被害を受けることが女性をさらに経済的劣位に追い込んでいく。それゆえ、貧困問題の解決において、暴力の根絶の視点は欠かせない。

Ⅰ 総 論──今ある「子どもの貧困」とは何か

# 貧困と幸せを考える

武蔵大学人文学部 教授 武田信子（たけだのぶこ）

## 1. はじめに

世の中にはさまざまな不幸がある。人は、たまたま生まれ落ちた条件によっては、その不幸を背負って生きていかなくてはならない。子どもは誰も幸せに生まれ育ってほしいと人は願うけれど、それは実際にはかなわない夢である。さらに皮肉なことに、戦後の厳しい社会環境を乗り越えた人々が日本の経済成長を支えたように、虐待を受けてかろうじて育った子どもが、将来、虐待予防の旗手になることがあるように、不幸と言われる境遇に生まれついた子どもがその不幸を乗り越えようとすることが、社会を動かすエネルギーになることもある。

筆者は臨床心理士として、裕福な家庭の子どもたちが実は必ずしも幸せではないことを実感してきた。裕福であっても温かさがなく、金銭的にだけ満たされている家の子どもが死ぬほどに辛い思いをしている。また、この先進国と言われる日本の数知れないほどの不登校や引きこもりの子どもたち、いじめを受けている子どもたちのしんどさは、貧富に関係なくあまねく広がっている。大学教員としては、学業や生きることに意義を見出せずにいる学生たちをアジアの貧しい村にワークキャンプに送り出し、彼らが息を吹き返して歩み出す姿を見てきた。幼いころの苦労は買ってでもさせよというのはどういうことか。貧困家庭でも、懸命に働く親とともに一心同体となって家を支えてきた子どもは強く豊かな心を持っている。そういう人の育ちの複雑さを考えたとき、我々の求める経済的豊かさはどこまで人にとって必要な豊かさであるのか、貧困の何が子どもを回復不能なまでに傷つけ、何が子どもを育てるのか、慎重に検討する必要があるだろう。それらを根本から考えることが、単純一律に金銭的支援をしようという発想を超えた、本当に今の子どもたちに必要な支援を拡げることになるのではないだろうか。

私たちは、子どもたちに最低限度どのような環境が必要なのか、改めて考えなくてはならない。貧困の苦しみとそこから抜け出すことの困難さを痛みとして感じ、対策を立てつつ、貧困が子どもたちにもたらすもののさまざまな意味を考え、本質的な意味で子どもたちの育ちに必要な条件を考えなくてはならない。貧しいということは子どもを不幸にする条件を多く生み出すが、その条件を上書きして深みのある人生に向かわせる条件は何なのだろう。貧しい中でどのような体験をすれば、子どもはレジリエンスを身につけて育つことができるのか。逆にどのような体験をすると、立ち上がる気力をなくし、あるいは社会を恨み人を傷つけるような不満分子となり、反社会的行動をとるようになるのか。子どもたちのどのような不安を取り去り、どのような危険を与えないことが必要なのか。本稿では、これらについていくつかの観点から議論し、問題提起していきたい。

最初に、幼少期から学童前期の子どもの発達を支

えることは何か、貧困家庭に育つという条件が発達をどのように脅かすのか、それに対して我々がどのような発想で対応すればよいかについて記述する。

次に、そうして発達していく貧困層の子どもたちに、就学前後から先に予測される傷つき体験を記述し、それらに対して我々がどのような予防ができるのか、回避と対応の方策を記述する。

さらに、学校教育を経て就業に至るまでの間の課題と展望について記述し、最後に、全体を通して、貧困という環境を不幸につなげないために、周囲の大人や社会が考えるべきことをまとめたい。

## 2. 子どもの発達を支えるもの

最初に、幼少期の子どもの発達を支えるために必要なことを挙げ、貧困はそれをどのように脅かすのか、それに対してどのような発想で対応すればよいか順に考えていく。

### 1）自分が生まれてきたことを、条件づけなしに祝福されること。

子育てにお金がかかる社会では、子どもが生まれることそのものが、貧困家庭にとって負担であり、忌避すべきこととなる。少子化の中で、一人一人にお金をかけて育てることがあたりまえになっているため、よりその負担感は大きい。さまざまな社会保障、給付金が工夫されているが、必要な親がその情報を事前に正確に得られていないこともある。あるいは、その仕組み自体が未整備で使えない場合もある。虐待にもつながるリスクがここにある。

生まれてくる命をどう救い祝福するかは、日本社会の懐の深さが問われる問題、つまり、いかなる命であっても社会の宝として育てるという覚悟が問われる問題である。病院出産、里帰り出産、養子縁組、乳児院への措置など、どのような形であっても、あそこに赤ちゃんが来たよ、ということを祝福できる地域社会、人間関係が必要だし、胎児期も含め、最初期の親子関係を皆が支援する地縁がほしい。

また、子育てにかかるお金にしても、おむつを川で洗濯していた時代に戻ることはないにせよ、便利さを標榜してむしろ発達を阻害するようなグッズに出費が必要な現在の状況を顧みることが必要だろうし、将来、社会を支える子どもたちに社会がどのように投資するか、という視点で考えれば、発達の基礎ができる最初期に公的な投資をしておくことが、個々の家庭に任せて少子化を招いたり、反社会的な、あるいは発達に課題を有する人を増やしたりする結果を招くより経済効率的によいことは自明であろう。

### 2）周囲の人と温かいかかわりの中で生きられること。

ぎりぎりのところで生きている親には、温かい家庭の雰囲気を保つ余裕は持てない。親に余裕がなければ、子どもは不安定になり、親子関係に悪循環が生じる。各家庭が少人数の家族のみに閉じ、助けを求められない断絶した社会においては、貧困は、人の心身、ひいては命にかかわる問題となる。

しかし、家庭の単位が小さくなく、多くの人たちのいるところで育てば、親個人の不安定さや不在は直接的に子どもに問題として降りかからない。貧困家庭が社会から切り離されないようにすること、家庭が子どもを養育できない状況、つまり養育の第一義的責任を負えない状況であれば、それを国家、地方自治体、そして、地域社会の人々が責任を持って補うことが必要である。

発展途上国のコミュニティなどでは、貧しさの中でも子育てができる互助の関係が成立している。コミュニティペアレントの発想である。子どもたちはすべてのコミュニティ成員によって育てられ、親子関係は必ずしも責任関係とならない。親が子育てを担えない場合には、親の自立を促す以前に、コミュニティが子どもを育てるイメージで子育てをとらえ、貧困による緊張を一家族の抱える問題としないで、温かなコミュニティに子どもが所属できるようにするというあり方が求められるだろう。社会から

孤立している親の子どもこそ、社会が受け入れなければならない。

3）日常の何気ないが豊かな生活体験や生活に根差した文化体験を持つこと。

家事、育児などの手伝いは、子どもの判断力、段取りをつける力、タイムマネジメント、責任感などをはじめとして、脳を育て生活体験を増やすよい機会であるが、現在の貧困層の子どもたちは、もし家事、育児を担わされるとしても、インスタント食品をレンジで温めるというような単純化されたものであり、良い塩梅を身につけるといった高度な技能を得ることが困難である。また、誰か年長者が家にいてさまざまなことを語るのを聞く、するのを見るということもモデリングに有効だが、単身家庭の親が長時間労働に携わっていると、そのような機会がほとんど持てない。子の言語能力は、親のことばかけの量や質によるという研究結果（Weisleder & Fernald、2013）[1] があるように、日々の生活は就学前の脳の発達に深く関係している。短絡的でなく深く思考する力は、彼らに語りかける大人によって育くまれるし、手先の器用さも忍耐強く物事に取り組む力も、大人の姿を見ることによって学ばれる。しかし、貧困家庭で育つ子どもには、これらの働きかけが不足する。経済的貧困は体験の貧困をもたらす可能性が高い。

もし貧困家庭に育つ彼らに、より適切な生活体験や文化体験を与えることができるとしたら、それは家族以外の周囲の大人たちであろう。近所の家、友達の家にあげてもらって、新聞や本を読む大人を見たり、寝食を共にしてマナーを覚える機会を得たり、近隣で真摯に働く大人の姿を見ていたりすることが、彼らにとって社会を知り、生活体験、文化体験を知ることになるだろう。もちろん、旅行やキャンプ、観劇などの特別な体験が与えられるのであれば、それは幸いなことである。家族の金銭的貧困が、子どもの享受する文化の貧困につながらないようにすること、それは社会の責任であろう。

4）自分が成長している、成長できるという実感があること。

赤ちゃんは、はう姿勢から立つ姿勢に移行すると視界が変わる。この自分の成長に意味を見出し、赤ちゃんはさらに歩いてより多くのものを自分で見分しようとする。あるいは、大人の従う社会のルールがわかり大人の期待に応えられたとき、彼らは自分を誇りに思う。このように子どもは日々発達の喜びを感じながら生きているが、それは発達を承認し見守ってくれる大人によって強化される。

ところが、貧困世帯の親は、自分自身が否定的な言葉かけで育ってきてそのことを自覚していない可能性が高い。子どもの発達に何が必要であるか知らない場合や親が自らを否定する言動に慣れているような場合、子どもの発達は肯定的に認められない。

しかし、もしたとえ貧困の状態であったとしても、親をはじめとしてそういう承認、強化を与えてくれる身近な人がいれば、貧困は必ずしも不幸にはつながらない。貧しさを笑い飛ばし、人の助けを得、工夫を凝らして子どもの成長を喜ぶ明るい生活の中では、子どもはそれなりに幸せに生きることができるのである。子を育てる大人の余裕をどう作っていくか。それは親本人の資質や努力もあるがまた、その大人を支える周辺環境の問題でもある。子どもたちの成長発達を見守り強化するのは、それができる彼らの周囲の大人なのである。

5）自律の感覚、つまり、自分の人生の主人公として責任を持つことができること。

発達の過程で、子どもは自分の行動を選択することを覚えていく。しかしその選択肢が極端に制限されている場合、子どもは自律の感覚を獲得することができない。貧困家庭においては、親の不規則な生

活や理不尽な指示などに沿って生活せざるを得なかったり、突然の決定に翻弄されたりすることが起きがちである。成長に伴って自律の力をつけ、徐々に責任を持つべき範囲が広がるはずのところで、むしろ制限を感じる体験を積み重ねていくうちに、子どもたちは学習性無力感を得てしまう。自己肯定感や自己効力感も育たないのである。さらに追い打ちをかけるように、学校教育の中で「ついていけない」体験を積み重ねてしまい、どうでもいい、関係ないという投げやりでふてくされた態度を見せるようになる。それは学校教員からすると性格であるかのように見え、叱責の対象となってさらにその傾向が増幅する、といった悪循環を生むだろう。

幼少期から彼らの得意なところを伸ばし、自信が持てるような機会を提供し、その成果を認めるような働きかけを意図的にすることが必要だろう。社会の理不尽さをなくすことは困難であるが、それを超える自己効力感や具体的な力を、部分的にでも持てるようにしていくことが有効に働くに違いない。

6）自分の力を試す場があり、かつ失敗してもやり直せる機会があること。

この機会を持つことが最も容易なのは、大人の管理を離れた自由な遊びの世界である。遊びの世界では、繰り返し試行錯誤しながら、自分の力をつけていくことができる。脳の発達が最も盛んな乳幼児期にどれほど自由に遊ぶ時間、空間、仲間を与えられるかは、子どものその後の学習能力に影響を与える。しかし、貧困層の子どもたちは豊かな遊びの世界を持つことが難しい。一日中つけっぱなしのテレビを見ていたり、貧困であってもゲーム機だけはどこかから手に入れることのできる昨今の社会の中で、ずっと他者によってプログラミングされたゲームをしていたりする。しかし、それらの受動的な遊びを外部から適切にコントロールする大人はおらず、公園に連れ出してもらったり、遠出をしたりするような機会もない。かつての貧困層の子どもたちは、外で工夫して遊ぶということが可能であったが、今の貧困層の子どもたちは、そのような遊びを通して脳の発達を促すことができない状況に置かれているのである。

またさらに問題となるのは、彼らの支援において、しばしば学習が生活や遊びに優先されることである。教科学習は、生活の中の家事手伝いや遊びを通して学んだ文化の上にこそ成り立つが、その文化的基盤のない中で、生活のリアリティのない、学ぶことに意味の見出せない勉強が強制されると、それは無駄なばかりか、その結果達成されないことへの傷つき、自己否定を誘発しかねない。

児童館や冒険遊び場は、そういう子どもたちに対して、自由な遊びを支える場となるだろう。そこには子どもの発達プロセスを知るプレイワーカーや世話役の人たちがいるとよい。彼らの育ちのプロセスを見守り、家庭での傷つき、哀しみを癒し、怒りを認め、行動化する彼らを適切に叱り、受け止めるような第三者の大人がいることで、彼らが自暴自棄になる危険も回避することができる。このような場を、ぜひ公的に保障してほしいものである。

### 3. 貧困層の子どもに予測される傷つき体験のリスク

さて、貧困状態であるということは、子どもたちが傷つけられるリスクが高いことを意味する。そこで前項に引き続き、貧困層の子どもたちが就学前後からしばしば受ける、トラウマとなりやすい体験を挙げ、それらの予防、回避と対策について考えたい。

1）比較してさげすまれたり、みじめな思いをさせられたりすること。

子どもたちが社会の標準を学ぶのは周囲の言動からである。比較の対象がなければ、彼らは自分の置かれた環境が貧しいものであると気づくことはない。しかしある時、大人の言動や、大人の価値観を受けた子どもの言動から、あるいはメディアの流す情報から、自分たちの置かれた境遇に否応なく気が

つかされる。しかも、それがさげすみによるものであるとき、彼らの傷つきは大きい。自分の埒外で何かが起きていて、自分の心構えや努力ではどうしようもなく届かない世界を知るのである。

この体験は不可避である。しかしそれに気づいたときに、一言誰かがそれが彼らのせいではないことを指摘し、彼らの価値と尊厳を守り、彼らを励まし、安請け合いではない希望と可能性が彼らの未知の世界にあることを告げることが必要である。そして同時に、彼らをさげすんだりみじめな思いをさせたりした人たちに、彼を取り巻く状況を理解させ、継続的にそのようなことが起きない対処が求められる。このためには、社会的弱者に対する理解が社会に広がるような教育が必要であり、人権に対するセンシティブな感性を人々が持つようにする地道で確実な試みが求められるだろう。

2）かわいそうな子どもと扱われて、自尊心を傷つけられること。

時に人は、自分よりも弱い立場にある存在に対し、上から目線になったり自分が支援者になって守ってあげようとしたりする尊大な心を持つ。これはその対象者からすればとんでもなく屈辱的なことである。人には自尊心があることを忘れてはならない。貧困層の子どもたちをかわいそうと思い、施しの対象とすることは戒められなければならない。もし支援するのであるならば、彼らが自分自身の力でその境遇を乗り越えられるようになるための支援が望まれる。当事者の考え方や意見を尊重しアドボケイトしつつ、その意をかなえる場やシステムを作り、彼ら自身が自分の境遇を変えていくための補佐的な役割を果たすことが、支援者にできることであろう[2)]。そういう意味では、子どもに接する職業の専門家は、子どもの参画の促し方について学ぶ必要があるだろう[3)]。

3）身近な人から裏切られること。

親がたとえ精一杯に生きていても限界が来る場合がある。子どもの信頼に応えたくても応えられない状況に対して、親も余裕が持てずに、あるいは共感の力が足りないために、子どもに説明なく動いてしまう。あるいは親が苦しさから刹那的な享楽を求めたり、子を見捨てる行為に走ったりする。それらは子どもの側からすれば裏切りであるが、子どもは親に頼って生きざるを得ず、また、親を信じたい気持ちでかろうじて関係をつなぐかもしれない。しかし、このような場合、その場はしのげたとしても、時間の経過とともに親子関係は崩れていく。

この状況を防ぐためには、親の周囲に子どもの気持ちの代弁をする人がいること、子どもの周囲に親の立場を適切に代弁・解説することのできる人がいること、あるいは、親子のやりきれなさにとことんつきあえる人が必要である。それがプロフェッショナルなカウンセラー、ソーシャルワーカー、アドボキット、オンブズマンのいずれであれ、優しい隣人であれ、親子の関係を調整する第三者が必要な時にそこに現れることが求められるだろう。そしてもしプロフェッショナルな人であるならば、その支援は無償提供されるべきである。

4） 過度な要求をされること。

ある年齢で当然求められることが、彼らにはできない場合がある。しかし近年の貧困は可視化されないことも多く、一見普通の子どもに見える彼らは、特別な配慮を受けることができない。教室では同じ進度で学習が進み、同じように行動することが求められるが、そもそも彼らには先生の言葉がわからないことも少なくない。わからないと文句を言ってもそれが考慮されることは少ないだろう。常に自分の実力以上のことを要求され、彼らは他の子どものノートを盗み見て、はぐらかし、ごまかし、やり過ごすしかないが、それが無用になる日はあっという間に来る。

大人は、子どもの学力や生活力が低いことを子ども本人の資質とみる以前に、何らかの養育環境の影響であると疑ってみる必要があるだろう。そして、現在の力に対して、彼らに求められていることが理不尽な要求ではないかまず自らを振り返り、彼らの力を査定して、それにふさわしい課題を与え、対応をしていかなくてはならない。とりわけ保育者、教育者のような集団対応をする立場の専門家は、これらの発達上の課題についてよく学び、彼らにスモールステップの個別対応を用意する必要があることを理解していなければならない。

5）自分の存在が家庭や社会の中でネガティブなものであると思わされること。

学力も生活力もなく、気働きを学習しておらず、粗暴であるような子どもは、自分の存在によって、自分の所属する集団に「厄介が増えた」というメッセージが日々の生活の中で伝えられる可能性がある。現代の生活や心の余裕のなさがそれを増幅する。自己の存在に対して無条件の肯定的関心を与えられたとき、人は安心して生きることができ、実力を発揮できるようになるが、彼らにはその機会が乏しいばかりか、その存在を繰り返し否定されるのである。

そのような彼らには、成長する時間を与えて待つことができる場が必要である。また、彼らを理解する大人を計画的に増やす必要がある。貧困家庭の子どもたちの再生産をとどめるためには、彼らの集まる場が、反社会的集団の居場所でなく、公的な場であるようにすることが必要だろう。家庭に居場所がない子どもたちにこそ、コンビニエンスストアやゲームセンターではなく非行少年や暴力団のたまり場でもなく、正当に彼らが過ごせる公共施設が必要である。それは彼らを痛めつけてきた「教育」の場ではなく、彼らの真のニーズに基づくものである必要がある。そこで顔見知りのユースワーカーやプレイワーカー、チャイルドファミリーワーカーなどが活動していればいいし、彼らの活動に必要なものが備え付けられているといい。彼らを社会の発展に対して潜在的な力を持つ人たちとみて、そのストレングスを育て活かす発想と力が大人側に必要なのである。

## 4. 学校教育を経て就業に至るまでの間の課題と展望

さて、さらに今度は、学校教育から就業に至るまでの課題と展望である。この間の支援は、貧困対策支援法にあるように学習支援が中心となっている。

貧困から抜け出し自由を獲得するために教育が必要である、ということは真である。しかしその場合の教育とはどんな教育だろうか。彼らが将来食べていけるようにするためにはどのような教育が必要なのか。それは受験に対応する技術なのか。実は今、日本で大卒で就職した場合、生涯年収積算が高卒に追いつくまでに25年かかるという試算がある（百合田、2015）[4]。それでもなお、大学入学が生活の安定に意味を持つと多くの国民が信じており、そこに向けて生活に結びつかない受験勉強を続けている若者たちの中に貧困層の若者たちを送りこむことに、実際のところどれだけの意義があるのだろうか。

また、子どものウェルビーイングが世界一[5]といわれるオランダにおいて、小学生は塾に通わずとも日本と同じような学力を獲得している[6]。塾で放課後まで勉強させることが子どもたちにとって本当に必要なことなのか。公的教育機関のみで子どもたちが学力をつけられない現状を変えることの方が先ではないか。あるいはまた、オランダでは学習についていかれなければ留年するのは普通に見られることで、皆と一緒に進学してわからないままになるよりも、勉強がわかる状態で学校に通うことの方が意味があると皆考えているから、留年は恥ずべきこととととらえられない。こうして一から考えてみると、「塾に行くための経済的支援」よりもむしろ「学校教育の中でのフォロー」の方が重要と考えられるし、置いてきぼりの疎外感を味わわせない「学習に対する価値観」を住

民が持つことの方がさらに大事なのである。

さらにさかのぼれば、これまで見てきたように、貧困層の子どもたちの最大の問題は生活力の不足や人間関係の傷つきである。それらによって学習から阻害されている状況において、たとえ本人が「みんなと一緒に勉強ができるようになりたい」と希望していたとしても、「中卒で終わらせないような受験指導」が必要だとしても、その基盤を作らずに年齢相応の「個別指導の家庭教師」をつけたところで、付け焼刃となってしまう。受験には合格するかもしれないが、その子どもがこれからの厳しい社会で生きていくための根本的な力をつけることを意識した指導でない限り、効果が一時的で終わってしまうし、またさらに子どもたちを追い立て、不足を自覚させ、競争の中で苦しめる結果にならないとも限らない。また、人間関係の課題を抱えた子どもたちには、それぞれの課題に対し適切なフォローをしながら、それぞれの身につけている関係形成の力に合わせた指導が必要になってくる。

したがって、彼らに対しては、職業に就くということ、食べていくということ、家庭を持つということはどういうことか、それと勉強や受験と就職の関係、進学する場合としない場合の違い、専門学校で技術を身につけることと学問を身につけることの違いなどをエビデンスを基に実感させ、独り立ちするまでにどのような力をつけておくかをしっかり相談して、貧困の再生産が起きないような手立てを打つことが必要である。皆平等に進学、という目標を立て、結局気づいたら退学ということでは意味がない。進学先の先生とも情報交換しつつ、彼らをどう育てていくか考えることも「学習支援」の中には含まれる必要があるだろう。支援のスタッフにはそのような状況をしっかりと伝え、何のために学習支援するのか、を考えさせていかなければ、単に「勉強を頑張れ」「競争社会に打ち勝て」という叱咤激励をし、子どもがそれに応えようと無理をするという図式になりかねないことに十分な留意が必要だろう。

## 5. 貧困という環境を不幸につなげないために、周囲の大人や社会が考えるべきこと ～子どもに本当に必要なサービスと豊かさについて

ここまで見てきたように、貧困と不幸の間には多数の変数がある。たとえ、貧困を解消するために経済的支援や学習支援をしたとしても、その変数を変えていかない限り、子どもたちの不幸は解消されない。子どもの貧困の解決には、社会システムの変革が必要である。単親家庭への支援、障害や困難を抱えた親への支援、マイノリティへの支援は喫緊の課題である。しかし、ブータンの幸福度が、経済的な豊かさによってもたらされているのではないことを我々は知っている。ただ、私たちは自分がすでに享受してしまった経済的豊かさを捨てることができず、その基準で物事を考え、そこから離れることが不幸をもたらすと信じこんで動けなくなっているのだ。

貧困の中でも、自分はこの社会から見捨てられているわけではない祝福された存在である、自分には未来があり希望がある、と思うには、日常生活の中で何が必要だろうか。

よい支援をしている人たちが、子どもの頃のエピソードとしてしばしば語るのは、幼い頃、自分の家に来た「乞食」「おもらいさん」「おごぜさん」たちに、食べ物や寝床を与え、温かく手を差し伸べていた大人の記憶である。あるいは、自分が困難な際に誰かに支えてもらえた記憶である。そういった記憶が、彼らを本当に必要な支援に向かわせる。

学習支援はそれが「受験戦争に打ち勝ち、就職できる力をつけるために」という目的よりも、家庭でのケアが不十分なために学校教育で見捨てられがちな子どもたちが、誰かに丁寧にフォローを受けるという事象であるからこそ、子どもたちの支えになる。子ども食堂のような生活支援も、子どもたちの食生活を支えると同時に、温かい人間関係と居場所を提

供するから意味があるのである。お金を与えてコンビニで何か買ってきなさいという支援と異なるのは、そこに継続的な人の輪があることだろう。

たまたま自分の生まれ落ちた環境は、不幸にも衣食住にすら事欠く状況で、両親も世間でいうようなケアをしてくれる条件にないが、そのような不安定な場に生まれてきた自分にもかかわらず、社会には見守ってくれている人たちがいて、自分はここに生きていてもいいのだ、という確信を持てること。不安を打ち消してくれるほどの温かな感情が生起する場があること。悲しいとき辛いときにわかってくれる人がそばにいること。そのような体験が持てた子どもたちは、たとえ一時的に自分の境遇や社会を恨むことがあったとしても、のちの社会で自分が安定した生活を得られたとき、人を助ける人になるだろう。

貧困の支援をする際に最も重要なのはこういった「レジリエンス」の視点である。得てして支援者は、現実の矛盾した社会を肯定したまま、貧困状態の子どもたちを他の子どもたちと同じような環境に置いてあげないと比較されてかわいそうだ、同じであることが大切であるというふうに思考する。支援される側も経済的支援が必要だと訴えるから、政治は現金給付を提供するという方向に流れがちである。

しかし、貧しい生活をしていても目がキラキラと希望に輝いている子どもたちと、豊かな生活をしていてもうつろな目をした子どもたちがいる。子どもの目の輝きは、経済的豊かさではないものに大きく左右されるのである。これを理解することの困難さは、日本に住む者の価値観がすでに経済的豊かさを基準にしていることに起因するだろう。

今、根本的に必要なのは、どんな子どもでも、自然に生活体験を重ねる中で心身を育て、感情や思考や行動や言語を身につけ、たとえ苦難があったとしても幸せをつかむことができるような条件を整えていくことである。それは政治の仕組みや法律の整備、行政の対応とともに、その時、そこにいる周囲の人ができることをする、その積み重ねによって達成される。貧困対策はその基本をよく考慮して行われなければならない。

文献・注


1）Adriana Weisleder & Anne Fernald,“Talking to Children Matters:Early Language Experience Strengthens Processing and Builds Vocabulary”Psychological Science September 10, 2013

2）The Office of the Provincial Advocate for Children and Youthの実践は参考になる。

3）奥田陸子監修「ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と手法」萌文社、2009

4）百合田真樹人氏による試算
https://www.facebook.com/photo.php?fbid=725728134206815&set=pcb.725731607539801&type=1&theater 2015（2015.7.12.確認）

5）UNICEF Office of Research, Innocenti Report Card 11 “Child well-being in rich countries:A comparative overview” 2013
http://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc11.pdf（2015.7.12.確認）

6）「OECD生徒の学習到達度調査（PISA）」の2000年～2012年の5回の結果において、日本とオランダは順位が上下しているが、オランダには日本のような学習塾はない。


付記）社会関係資本のような社会学の概念や下記のような発達研究も参考にされたい。


- Siraj-Blatchford, Mayo, Melhuish, et.al.,“Performing against the odds:developmental trajectories of children in the EPPSE 3-16 study”, Research Report DFE-RR128
- 上田礼子「子どもの発達と地域環境：発達生態学的アプローチ」発達心理学研究23（4）、428-438、2012 一般社団法人日本発達心理学会


### キーワード：レジリエンス（resilience）

レジリエンスとは「個人、家族、コミュニティ、国家や地域が、ストレスやショックに立ち向かい、順応し、迅速に回復する能力」であり、「その概念は２つの局面からなる。すなわち、個人、家族、コミュニティ、あるいはより大きな組織構造において、その存在の持つ固有の強みがストレスやショックに対してよりうまく抵抗するという局面と、その能力がそれらの強い衝撃からの急速な復元を可能にするという局面である」（EC 2012 武田訳）。個人のレジリエンスは社会環境によって高められるため、社会環境の整備が当然必要である。が、それは貧困の場合、金銭的不足の状態が解消されれば済むというほど単純な問題ではない。貧困等によって生じるさまざまな子どもの発達の阻害要因を分析、解消し、レジリエンスを高めなければならない。


European Commission Press Release, “EU puts resilience at the heart of its work on fighting hunger and poverty.” Brussels, 3 October 2012
（http://europa.eu/rapid/press-release_jp-12-1052_en.htm?locale=en 2015.7.12.確認）

Ⅱ 「子どもの貧困」に向き合う

# 「子どもの貧困」に向き合う
## ――生活保護ケースワーカーの現場から

社会福祉士 大山典宏（おおやまのりひろ）

**はじめに**

表題とは異なる語り起こしとなるが、児童相談所で働いていた時の話から始めさせていただきたい。彼と出会ったのは、児童相談所の一時保護所、私は児童指導員として彼を担当した。

彼は、路上生活者だった。年齢は17歳10か月、原則として18歳までを支援対象とする児童相談所では稀なケースである。家を出て、似た境遇の友人と二人で万引きを繰り返して生活していた。

あるとき、相棒がスーパーの定員に現場を押えられ、店の奥に連れて行かれてしまった。一人きりになった彼は、万策尽きて警察に助けを求めた。おそらく警察も困惑したのだろう、児童相談所に彼を連れてきた。児童相談所も、父親に虐待されていたという彼を自宅に帰すこともできず、やむなく一時保護と相成った。

初対面の人とは会話をすることをしない彼は、しかし、常識をわきまえ、頭がよかった。落ち着きのない低年齢の子どもたちが走り回る保護所の片隅で、他人と関わらず、ずっと一人文庫本を読んでいた。他の子どもたちは決して手に取ることはない、翻訳ミステリーだったと記憶している。

それでも、休憩時間に始めた将棋がきっかけとなり、ポツリポツリと今までのことを話すようになっていった。夜勤の時には、他の子どもたちが寝静まった後に水飲み場のソファに座り、将来の夢や好きな作品などについて語り合った。彼の生活歴を読めば誰でも重苦しい気分になるだろうが、一人の人間として話せば、どこにでもいる普通の18歳の本好きの少年であった。

しかし、彼に残された選択肢は多くはない。自宅に帰る以外の選択肢として児童福祉司から提案されたのは、住込みで働ける職場を探すことだった。ハローワークに行き面接の約束を取り付けるものの、初対面の者とは満足に会話もできない彼を雇う会社は見つからなかった。徐々にいらだちを隠せなくなり、他の子どもたちに当たる機会も増えていった。

私は彼を相談室に招き、話を聞いた。そこで彼は、こんな話をした。

路上生活をしている時に、日雇いの派遣会社で働いたことがある。そこの社長の奥さんから言われた言葉が忘れられない、という。

「すべてはあんたの自己責任だよ」

彼自身は父子家庭で、父親から暴力を受けて、家を飛び出して路上生活をしていたのだが、そうやって親とけんかして飛び出したのも、ホームレスになったのも、「危険・汚い・給料が安い」日雇い派遣のような条件の悪い仕事しかできないのも、あなたの責任だよと言われた、という。

社長夫人は彼の奮起を促したかったのだろう。しかし、彼の受け取りは違っていた。彼は「俺は何も言い返せなかった」と泣いた。

〈図〉被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

出所：厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議（平成27年３月９日開催）」資料

「でも･･･」、彼は続けてこう言った。

今のこの状況でどうしろというんだ。お金もない。助けてくれる親も大人もいない。住むところも自由にはならない。着るものも一時保護所で借りた服を着ている。こんな状態で今から何とかしろと言ったって、どうにもならない。たしかに俺にも悪いところがある。努力が足りなかった部分もある。でも、これって全部、俺が悪いのかな。もう、全部取り返しがつかなくても、仕方がないのかな、と。私がどう応答したのかは、よく覚えていない。ただ、彼が望むような答えを示すことはできなかったことだけは間違いない。

──実は、解決策は私の頭の中にあった。生活保護制度である。法律上、18歳の子どもが一人でアパートを借りて生活保護を利用することはできる。彼のように、親族からの援助が見込めない場合には、敷金や礼金といった初期費用も支給の対象となりうる。そのことを私は知っていた。しかし、私はそのことを彼に伝えなかった。

法律上は、確かにできる。だが、現実の運用はどうだろうか。児童相談所の一時保護所で生活保護を申請し、敷金等の支給を受けてアパートを借りて一人暮らしを始める。そうした事例は、聞いたことがなかった。制度上はできるが、現実にはできない。少なくとも、当時の私はそう考えた。だから、彼にそのことを言わなかった。結局、彼は児童福祉司に説得され、父親のところに帰った。

しばらくして、児童福祉司に彼のことを聞くと、「家はすぐに飛び出してしまい再び路上生活者になった。万引きを繰り返して警察に捕まり、今度は鑑別所に送られた」という。この一件が、今でもずっと心に残っている。

### 相反する二つの視点

社会全体に貧困が広がり、生活保護世帯の増加が史上最高値を更新し続ける中（図）で、最後のセーフティネットである生活保護制度に注目が集まっている。その語られ方は、大きく二つに分かれる。

「税金で運営される制度である以上、保護費の使途は適正に管理運営されなければならず、利用者に

ある程度の制限がかかるのはやむを得ない」と、不正受給や怠惰な利用者、法の隙間をぬって社会の常識から外れた脱法的な利用をするケースを問題視するもの。私はこうした考えを「適正化モデル」と呼ぶ。

一方、利用者の人権保護を重視し、「国はもっと責任を持って困窮者の生活を保障すべきである」と主張する人々もいる。これを、「人権モデル」と呼ぶ。

適正化モデルでは、貧困の原因は個人にあるとする。不必要な給付や不正受給、利用者の怠惰などを問題視し、自らの課題を解決することができない者には管理監督が必要であり、一定程度の権利制限や尊厳の剥奪はやむを得ないとする。これに対して、人権モデルでは、貧困の原因は社会構造にあるとする。問題視するのは、公的支援を必要とする人が救済の網から漏れることや、行政職員が困窮者に差別的な対応をすること。現状の困窮者支援は不十分とし、施策の充実を求める。近年の生活保護、あるいは貧困対策は、どちらのモデルが世論の支持を受けるかによって大きく振れてきた。

思い出して欲しい。2009年のリーマン・ショックが起きた際、工場で働いていた期間工や派遣社員が一斉に雇い止めや解雇にあい、住んでいる寮を追い出された。職と同時に住まいまで奪われ、路上での生活を余儀なくされる者さえ出てきた。いわゆる「派遣切り」である。この対応として、民間支援団体や労働組合などで結成されたメンバーが、年末年始にかけて東京日比谷公園に「年越し派遣村」を開設した。同村には連日、報道関係者や国会議員が押しかけ、お茶の間には暖を取る困窮者の姿が溢れた。厚生労働省も異例の対応を決め、本省の講堂を開放した。派遣村を利用した困窮者の多くは、その後、生活保護を利用することになる。

政府も、生活保護の手前の支援を充実する「第二のセーフティネット」構想や生活保護の弾力的運用など、困窮者の救済に向けた対策が矢継ぎ早に打たれた。記者から「あの頃は派遣村を批判する記事など書けなかった」と聞いたこともある。まさに、人権モデルが我が世を謳歌した時代である。

それから、わずか数年。2012年に起きた有名芸能人の母親が生活保護を利用していた事件を発端に、生活保護利用者やその親族に対するモラルの低下を問題視する報道が相次いだ。「生活保護費10％引き下げ」を公約に掲げた自民党が政権に返り咲き、公約どおり生活扶助基準が引き下げされた。約60年ぶりに見直された生活保護法の改正では、利用者の責務や不正受給への罰則が強化された。2017年からは、家賃や暖房費に相当する基準の追加引き下げに加え、生活保護利用者の就労支援や子どもたちの学習支援に関する国の補助金も軒並みカットされた。適正化モデルの主張が政策に反映され、人権モデルは力を失っていった。しかし、適正化モデルが今後も力を持ち続けていくのかは、わからない。

「資本を持っている人はどんどん金持ちになり、持っていない人との差は絶望的になる」（r（資本収益率）＞g（経済成長率））と主張するトマ・ピケティの『21世紀の資本』がベストセラーとなり、経済誌やビジネス誌がこぞって格差・貧困の特集を組むようになった。学習支援や子ども食堂など「子どもの貧困」を扱う新聞記事や、川崎市の簡易宿泊所火災で明らかとなった「住まいの貧困」、あるいは、高齢犯罪者の増加と社会的孤立や貧困を結びつけるテレビ特集など、2009年当初にあった「貧困ブーム」ともいうべき状況が再燃しつつあるからだ。

**対立を超えて**

冒頭の彼のような、「働くことができる健康で丈夫な身体をもち、しかしコミュニケーションの問題からなかなか職場に適応できない生活困窮者」は、それぞれのモデルで都合よく書き分けられる。

2006年に放送されたNHKスペシャル『ワーキン

グプア』では、どんなに働いても生活保護以下の収入しか得られない人々を描き出した。続編では、地方から上京したものの職を失い、ホームレスとなりながらも必死に仕事を探す若者が登場した。人権モデルを基調としたこの番組では、「社会はこうした若者に手を差し伸べるべきだ」と主張する。

一方で、2011年に放映されたNHKスペシャル『生活保護3兆円の衝撃』では、漫然と生活保護を利用し、ケースワーカーとの約束もすっぽかす若者を取り上げた。適正化モデルで染め上げられた番組の最後で、ナレーターは「この状態を放置すれば社会保障制度は崩壊する」と危機感をあおった。

まるで裁判のようだ、と思う。原告、被告に分かれた法廷の中で、双方が自説に有利な証拠を示し、主張を戦わせる。より説得的で、合理性に富み、裁判官の支持を得た方が勝利を収める。彼を擁護する原告は、彼が父から虐待を受け、やむを得ず罪を犯した背景を語る。生活保護をはじめとする社会保障制度の不備を語り、自己責任論を否定し、彼を救わない社会にこそ問題があると熱弁を振るう。一方で、被告席に座る検察は、父が止めるのも聞かずに高校を中退し、働きもせず自宅に引きこもり、やがて干渉を嫌い、自宅を飛び出した彼を糾弾する。児童相談所という公的機関からの支援を受けたにも関わらず、父との関係改善に努力もせず、十分な求職活動もしないまま放埒な日々を過ごし、再び罪を重ねた彼に情状酌量の余地はないとする。

そして、私を見て言うのだ。「おまえは、どちらの主張を支持するのか」と。

私は、ずっと、この問いかけに答えることができなかった。どちらの主張も、一理ある。そう思えてならないのである。原告、被告はそれぞれ、彼の一面の真理を描いている。彼を救うには脆弱すぎる社会保障制度に欠陥があるのは事実だろう。でも、彼にまったく責任はなかったかといえば、それも嘘だと感じるのである。どちらにも決めかね、優柔不断に右往左往する時間を、ずいぶん長く過ごしてきたと思う。今、私はこの問いかけに、こう答えている。

「私はどちらのモデルも支持しない。人権モデル、適正化モデルともに、一面の真理があるものの、限界もある。双方のモデルの支持者が合意できる部分を探り、多くの人が納得し、支持する新たなモデルの構築を目指すべきである」と。私は、これを「統合モデル」と呼ぶ。

**統合モデルで社会を変える**

彼に対する支援を訴えるとき、人権モデルの存在を考慮する必要はほとんどない。人権モデルにとって必要性は明らかであり、議論の余地はないからである。説得の対象とするのは、適正化モデルを支持する人たちである。「彼の行動に何の介入もしないのは社会全体にとってマイナスであり」「介入により一時的な歳出は増えても、長期的な視点で見れば歳出を抑え、歳入を増やすことになる」ことを、具体的な数値を上げて説明していく。たとえば、日本では受刑者一人あたりの収容費用は年間300万円である。他方、生活保護利用者への年間支出額はおよそ180万である。この数字をみる限り、刑務所に収容するよりも生活保護の助けを借りて社会で生活する方が社会の負担は少ない。さらに望ましいのは、就労を通じて経済的に自立した生活を送るよう支援することであり、経年を考慮した治安維持あるいは社会保障の支出と、税収の増加を考慮すれば費用対効果は極めて高いものになる、といった具合である。

他方、彼に対する支援の実践過程においては、数値的な成果を追い求める適正化モデルは早晩行き詰まる。アメとムチによるマニュアル化された支援方法は、簡単に当事者に見透かされる。人は感情を持たないモノではない。一人の人間としてその存在を認められることで、初めて相手を信頼し、支援を求めようという気持ちになる。自分を愛し、必要としてくれる家族や友人をもち、一人の人間として権利

を保障され、役割を果たすことで認めてくれる仲間がいるからこそ、頑張ろうと思うのである。

支援の現場は、規則や取り決めよりもむしろ、親身に話を聞いてくれた、一緒に悩んでくれた、苦しいときにそばにいてくれたといったエモーショナルな部分で動き出すことが多い。こうした、当事者に学ぶ謙虚な姿勢は、人権モデルのエッセンスを学ぶことではじめて会得することができる。

一時保護所における生活保護の取扱いのルール化、審査請求の認容例を集めた裁決例集の編さん、教育・就労・住宅を組み合わせた総合支援事業の立ち上げ。統合モデルの理念をもとに、県本庁で生活保護利用者の権利擁護や自立支援の取組みを進めるための施策に関わってきた。そして、今、社会的養護を必要とする子どもたちが18歳で社会に出るために必要となる諸条件を整備するために、いくつかの事業を立ち上げ、軌道に乗せるために走り回っている。彼と出会い、苦い別れをしてから10年、振り返れば、少しずつではあるが、彼のような少年少女を支える仕組みは整いつつある。だが、あの時の彼にどんな言葉をかければよかったのか。まだ、答えは見えない。これからも、現場に身を置き、自分に何ができるかを考え続けていきたい。

参考文献

・厚生労働省（2015）「社会・援護局関係主管課長会議（平成27年3月9日開催）」
・大山典宏（2008）『生活保護vsワーキングプア』PHP研究所
・大山典宏（2013）『生活保護vs子どもの貧困』PHP研究所

**キーワード：生活保護制度**

十分な収入や資産がなく、家族の援助も望めない人に「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）を保障する制度。県や市などが設置する福祉事務所が申請窓口となり、生活費などを支給する。賃貸住宅で一人暮らしの場合、月９万～13万円程度（居住地によって異なる）が公費で支給される。医療や介護の本人負担もない。６月現在の利用者数は約217万人で、過去最多を更新した。国の予算額は平成26年度時点で３兆８千億円となっている。

Ⅱ 「子どもの貧困」に向き合う

# 施設退所者の貧困を考える
## ――アフターケア相談所ゆずりはの活動を通じて

アフターケア相談所ゆずりは 所長 高橋亜美（たかはしあみ）

アフターケア相談所ゆずりはは、児童養護施設・自立援助ホーム・養育家庭等社会的養護の施設を就労・就学で退所した方の相談所として、2011年に東京都小金井市で開所しました。児童養護施設と自立援助ホームを運営する社会福祉法人子供の家が運営母体となっています。2013年度からは東京都の地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）も受託しています。相談所が開所し5年目を迎えていますが、東京都の委託費のみでは十分な運営資金とはならず、法人からの支えと助成金や寄付金を活用させていただきながらなんとか運営しております。経済的には非常に不安定な状況のなかで、相談件数は年間1万件を越え、日々、退所者の方々からの深刻な相談を受け、活動しております。

### 社会的養護のアフターケアの現状

児童福祉法第41条では、『児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする』と定められています。法律に定められているように、社会的養護が子どもたちに対して担う役割には、在籍中の養育の保障のみならず、施設退所者が安心で安全な生活を送ることができるよう支援するという役割が責務としてありますが、社会的養護のアフターケアは十分に行き届いていない現状があり、施設退所者のアフターケアは長年問題視されながらも適切に扱われてこなかった課題でもありました。

近年の東京都福祉保健局における「児童養護施設等退所者へのアンケート調査」等からも、アフターケアの必要性は現場の支援での喫緊の課題であることは明らかとなっています。東京都では2012年度より東京都内の全ての児童養護施設に、子どもたちのリービングケアとアフターケアを担う自立支援コーディネーターの常勤配置化をしました。

また2013年度からは自立援助ホームに入所している児童の自立を支援するため、都内の自立援助ホーム6カ所に児童福祉の実務経験者をジョブトレーナーとして配置しています。東京を中心に、社会的養護におけるアフターケアの必要性はひろく訴えられ始めていますが、課題は山積しており、取り組みは始まったばかりであると感じます。

### 施設退所者が抱える見えないハンディ

今や社会的養護の支援にたどりつく多くの子どもたちが児童虐待の被害者、不適切な養育環境で生きてこなければならなかったと言っても過言ではありません。深刻な虐待環境を生き抜いてきた子どもたちが抱えた傷つきは深く、時間とともに消えてなくなるものではなく、また簡単に他者が対峙できるものでもありません。

施設退所者は、虐待で受けたトラウマを抱え、親や家族を一切頼ることができず、低学歴･無資格という幾重にも重なるハンディを背負い社会に出ます。さらには社会生活のなかで、立ち止まったり失敗する機会を決して持つことはできません。仕事を休むことはすぐに給与が減ることに繋がり、たちまち家賃が払えなくなるからです。とにもかくにも働き続け収入を確保しないと生活はすぐに破綻します。施設退所者はニートになることも引きこもることもできません。安定した雇用に就くためにスキルアップする機会もお金ももちろんなく、不安定な雇用状況のもと働き続けることを強いられます。常に緊張した状態のなか、ぎりぎりの生活を維持し続けた結果、体を壊したり、糸がプツンと切れ何もかもを放り出し住居をなくす退所者も少なくありません。

退所した子どもたちの多くが、過酷な労働環境のもとでの生活を余儀なくされています。一般家庭で育った方のなかでも「就職してからは親を頼っていない」という人も多いと思います。けれど、知ってほしいのは、社会に出てから実際に親や家族を頼るか頼らないかではなく、「何かあったときにすぐに相談できる親や家族がいる」こと自体が目に見えない大きなセーフティネットとして機能しているということです。社会的養護のもとを巣立った子どもたちは、自分たちの就労状況が破綻すればたちまちホームレス状態となります。家庭が安心して生きる場所でなかった子どもたちは、施設を退所した後もその状況は続きます。支援を通じて、日本社会における「人が生きていくための最大のセーフティネット」は、親･家族、地縁･血縁者の存在であることを痛感します。

### 施設退所後に性産業をえらぶ退所者たち

家賃の滞納で住居の維持が危ぶまれるとき、緊急にどうしてもお金が必要となったとき、今よりももっといいお給料をもらいたいと望んだとき、施設を退所した女性にとって「性産業で働く」ということは、より身近な選択肢となります。性産業を選択した女性たちに、そこに至る理由や様々な背景はあったにせよ、性産業を仕事として選択したことは自ら選んだことではないかと言う人もいます。実際に性産業に従事している施設退所者のなかには「自分で選んで決めた仕事」「プライドをもって風俗の仕事をやっている」と言う方もいます。ただ彼女らの生い立ちから性産業に至るまでの経緯を聞かせてもらうとき、私が出会ってきた性産業に従事する施設退所者の多くは、安心で安全な安定した子ども時代を過ごせてはおらず、性産業を「すすんで選んだ」というよりは、「選ばざるを得なかった」「他の職業を選ぶ選択肢が極めて少なかった」という状況のなか、性産業で働くことを選択してきました。

例えば、今日住む場所がないという状況に陥ってしまった女性退所者で、親や家族親戚はもちろん頼れず、相談できる友達もいない、どんな相談支援機関にいっていいかもわからず、とりあえず住む場所を、となったとき、手持ちのお金はなくても、連帯保証人もなしで住居を提供し、働く場を与えてくれるのは性産業しかありません。いま、性産業が福祉制度以上のセーフティネットになっていると言われていますが、それを決して否定できない現状があります。

### 施設でのインケアとリービングケア

施設退所者が退所後の生活で破綻しないためのインケアをより充実させることももちろん重要であると思います。…虐待のトラウマの治療、家庭の後ろ盾を持たない社会的養護の子どもたちにこそ進学や資格取得に適切に費用が投じられること、障害などある子にはその認識や対応方法･障がい者手帳の取得など、ソーシャルスキルの獲得、…あげればきりがありませんね。

ですが、退所するすべての子どもたちが、退所後

に何のトラブルにも巻き込まれず、問題を抱えないことを前提とする支援こそ現実的ではないと思います。施設を退所した子どもたちがたったひとりで自立して生活していくことが、どれほど過酷で大変かということを施設職員が十分に理解していることを前提とした支援体制を整えることも必要です。

退所した施設に相談ができなかった方の多くが、施設との関係性が悪く相談できなかったのではなく、“施設に迷惑をかけたくない”という思いから出身施設に相談できなかったというケースが非常に多いのも、ゆずりはの支援を通じて知ることができました。「退所後、生活の場は離れてしまうけれど、支援を必要なときはいつでも施設に相談にきて大丈夫」ということを、入所中からしつこいくらいに伝え、退所者を送り出す施設にも支援者にも“失敗して当然”“問題が起きて当然”というおおらかな心がまえで退所後もずっと見守り続けてほしいです。そして、「退所後の支援」を施設の文化として定着させてほしいです。

### ゆずりはの役割と支援

ゆずりはは今まで手つかずのままでいたアフターケアをサポートし、施設を退所した方々が個々に抱えてきた“ひとりではとても解決できない困難や苦しみ”をひとりきりで抱え込まず、安心して“助けて”と発せられる場所をつくりたいという強い思いで開所に至りました。「退所者をホームレスにしない・犯罪者にしない・自殺させない」という支援理念を基軸にしてきました。本当に支援を必要としている退所者たちが生きていくための、有効な支援と資源を提供できるシステムを確立していくことが、ゆずりはの役割とも考えています。退所者の方に安心して相談してもらうことで、退所者が直面する困難、問題や課題が可視化されていきます。本当に必要とされる社会的養護のアフターケアの仕組みをつくっていくには、退所者の方たちが発してくれる「声」なしには成立しません。

ゆずりはでは、退所者がひとりではとても解決できない問題を私たちが一緒になって解決していくことを主たる支援として行っています。

具体的にいうと「今日住むところがない」「精神的に辛くて働くことができない」「パートナーから暴力をふるわれている」「借金の処理をどうしていいかわからない」「妊娠した」…等の相談を実際に受け支援をしてきました。

私たちが提供する支援は、退所者が在籍していた施設や弁護士・精神科医・警察・役所等の専門機関との連携と、既存の支援システムをフル活用するということであります。つまりは、ゆずりはが退所者の全ての支援を担うのではなく、様々な機関・人との連携をとることで退所者に具体的で有益な支援を提供しています。退所者の相談は多岐にわたることと、深刻なケースも少なくないため、支援者が個々で抱え込む支援ではなく、支援者同士の支え合いや連携を意識していくことがより柔軟で迅速な支援に繋がると考えます。また相談してくれた退所者への敬意は常に忘れずにいたいです。見ず知らずの私たちのところに勇気をもって相談してきてくれたことへの感謝と共に、「ここに相談してよかった」と第一印象で安心してもらえるような支援を心がけています。

### 相談者の方から学ぶこと

ゆずりはを開所して間もない頃、夫からのDV被害が耐えられなくなり家出をしてネットカフェを転々としているという20代の養護施設退所者の女性から電話相談がありました。

「相談にのってほしいので、いまからゆずりはに行っていいでしょうか」と切羽詰まった声が電話口から聞こえてきました。私は「今日は夜までこちらにおりますので、ご都合のよい時間にいらしてください」と、少しでも安心して相談にきてもらえるよ

うにという思いで精一杯の対応をしました。

女性は「必ず今日中にお伺いします」と言い電話をきりました。電話をきってから数時間がたっても、女性は現れません。何か事故でも起きたのか、または気持ちが変わってしまったのか心配していると、自転車を必死にこいで走ってくる女性が目に入りました。まだ春先の肌寒いなか女性は汗だくになって自転車をこいでいました。目の前で自転車が止まりました。「ゆずりはさんですか？　遅くなってしまってすみません。さきほど電話をしたＹです」と。私は来てくださったことへのお礼をまずは伝え、「どちらから自転車で来られたのですか？」とおそるおそる聞くと、Ｙさんは恥ずかしそうに「Ｋ市です」と小さな声で言いました。Ｋ市はゆずりはのある場所から車や電車をつかっても１時間半はかかる場所です。Ｙさんは5時間の時間を費やして自転車でゆずりはまで来てくれたのでした。

Ｙさんは夫から経済的なＤＶも受けていてほぼ無一文の状態でした。ゆずりはまでの交通費はもちろんなく、勇気をふりしぼってかけた電話口で、「交通費がない」ということまで伝えることはできませんでした。それでも一刻もはやく相談をしたいという思いで、自転車を走らせて来てくれたのでした。

支援を必要とし相談をくださる多くの方が、経済的な困難を抱えています。支援をすすめていくうえで、相談に伴う交通費や相談料等に関しての不安を取り除き、相談ごとに集中してもらうための配慮は、私がすべき当然のことでした。私は、Ｙさんに遠い道のりを自転車で来させてしまったことを深くお詫びしました。このＹさんの相談以来、ゆずりはの支援は、“待つ･来てもらう支援”ではなく、“こちらから積極的に出向く支援”とし、可能な限りアウトリーチするスタイルに変わりました。相談者の方が話をするのに都合のよい地域までお伺いし、最寄りの駅の喫茶店などで相談内容を聞かせてもらいます。また、相談をいただいた際の最初の段階で、「相談料は一切かからない」ということをこちらから明瞭にお伝えしています。

このように、相談者の方とのやりとりのなかで、「相談者の方にとって利用しやすい支援のあり方」を学び気付かせてもらいながら、ゆずりはの支援スタイルを築いていく毎日です。

**最後に**

虐待や不適切な養育環境により抱えさせられた困難や障害は大人になれば、「自己責任」の一言で一掃されてしまうのが現状です。ゆずりはの相談者の方すべてが子ども時代に虐待や貧困環境のなかで生きてきました。

「守られなかった子ども時代」「子ども期を子どもとして生きられなかった」かつて子どもだった方たちは、生きづらさや苦しみをいまも抱えて生きています。

日々の支援を通じて、「社会で、子どもたち・親たちを支え見守る支援」がもっともっと必要だと感じてなりません。社会の支え合いが十分に機能し、問題･困難を抱えた親･家族、子どもへの理解が、児童虐待や子どもの貧困の連鎖を断ち切っていくためには不可欠です。

「家庭には恵まれなかったけれど、この社会に生まれてよかった」と子どもたちが思えることこそが、私たちが身を置く社会がもっと豊かに成熟していくこと、私たち自身の幸せにも繋がることなのではないでしょうか。

**キーワード：アフターケア**

社会的養護を経験した者は、その出身家庭からの支援に乏しく、児童福祉法の適用から離れると、孤立しがちになり、社会への適応が困難な状態になりやすい。そのため、社会的養護においてはアフターケアも重要な役割であり、国庫補助事業のアフターケア事業など、各地で様々な取り組みがなされ始めているが、退所者が安心して社会で生きていくための支援機能は未だ十分ではない。退所者が置かれている状況の把握と、それに応じた適切な支援機能の構築が今後さらに求められていくことは間違いない。

Ⅱ 「子どもの貧困」に向き合う

# スクールソーシャルワーカーに期待される役割

幸重社会福祉士事務所代表、滋賀県教育委員会スクールソーシャルワーカー 幸重忠孝（ゆきしげただたか）

## ■はじめに

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない社会課題である。貧困課題を抱えた家庭で育つ子どもは、家庭の貧困によって自分自身の成長にハンディキャップを背負っていることに、ある程度の年齢になるまで気がつかず、自分とまわりとの違い（特に自分のできなさ）を全て自分のせいであると感じやすい。その結果、自己肯定感を下げやすい状況が生まれてきている。

特に子ども時代の多くを過ごす学校生活において、その傾向は顕著にあらわれている。私立と公立、地域性など学校間で多少の家庭の経済格差はあるものの、校内のクラスを親の所得で分けることなどはしないため、クラスの中には様々な経済状態の子どもが混在する。もちろん学校の先生は所得に応じて子どもへの教育、関わり方を変えることはない。それどころか先生たちは「平等に子どもや家庭に接する」ことを強く意識している。

そのため、貧困課題を抱えた子どもたちは家庭のみならず学校生活でも生きにくさを抱えることになる。まずは学校から見えてくる子どもの貧困の実態を説明した後に、「子どもの貧困対策大綱」[*1]などでも大きく期待されている教育現場で働く福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」について紹介し、今後スクールソーシャルワーカー拡大期を迎えるにあたっての課題を整理する。最後にソーシャルワーカーの機能「ささえる」「つなぐ」にとどまらず「つくる」に取り組んでいる実践を報告する。

### 1. 学校から見えてくる子どもの貧困

#### ●子どもの貧困と学力

教育に関わる大人の中には、「努力をすれば学力は伸びる」、「学力が伸びないのは子ども自身の努力不足」という考えが根強い。子どもの貧困についての啓発イベントで子どもの貧困と低学力の関連についての話をした後、会場からの質疑で年輩の方から「国が教科書を無償で配布しているのに、それでも勉強しないのは子どもが怠けているからではないか。今の子どもは甘えている」という厳しい意見が出されたことがある。では学校に通って教科書さえあれば、家庭の経済力がどうであっても学力に関係がないのだろうか。これについては数値ではっきりとした答えが出ており、統計調査で子どもの学力と家計の相関関係が示されている（グラフ1）[*2]。同じ教科書を使って、同じ学校に通っているのに、家庭の経済力の差がそのまま学力差になっている理由はなぜなのか。その答えは現代の子どもたちの学習システムにある。

今の小中学校で全く家庭学習（宿題等）が出されないということはありえない。子どもたちの多くは学校で習ったことを宿題によって復習する、また事前に予習をして学校での学習に向かうという「学校

〈グラフ１〉平成 21 年度全国学力・学習状況調査における
児童の正答率と家庭の世帯年収

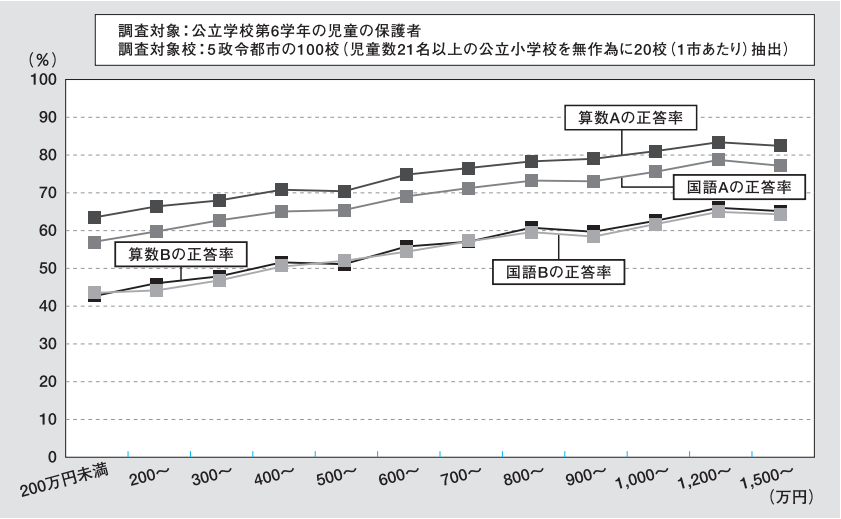


引用：「平成21年度　文部科学白書」
第１章　家計負担の現状と教育
投資の水準

→家庭→学校→家庭」を繰り返しながら反復学習を重ねて学力をつけていく。逆をいえば学校だけの学習では反復する機会が圧倒的に少なく、子どもの学力定着に大きく差が出る。子どもが小さいうちは親が家庭学習を行い、ある程度の年齢になると塾や家庭教師、通信教材などの商業サービスによって家庭学習を補うのが一般的な家庭学習の現状である。

ところが夜間就労などによって親の帰りが遅い子どもたちは、家で親から学習を見てもらえない。もちろん「宿題をやった？」という声もかけてもらえない。親が障がいや精神疾患を抱えて子どもの家庭学習を支えることができないこともある。経済力による家庭の物質的環境差も大きい。子ども部屋（多くは個室）がある家庭に対して、部屋数が少なく騒がしいリビングで生活している子ども。暑い夏や寒い冬にエアコンや暖房を使えない家庭、電気やガスが頻繁に止まって夜は真っ暗になる家庭。さらに精神的に安定しない家庭環境で生活している子どももいる。夫婦間のいざこざが絶えず、部屋数が少ないため夫婦喧嘩が筒抜けの環境下で生活する子ども、借金の返済督促の電話や訪問が絶えず、常に不安を抱えて生きている子ども。

このように今の教育システムに必要な家庭教育の機会が貧困のために保証されていない子どもたちは結果として、学校での学力に大きな差がつく。まわりのみんなが先生の質問に次々と手をあげて発表し、テストでいい成績をとって褒めてもらえる中、自分だけ答えがわからず手をあげられない。テストでは悲惨な成績しかとれず、「もっと勉強をがんばりなさい」と先生から叱責される。この繰り返しの中で、貧困を抱える家庭の子どもは、自分は才能のない馬鹿な子だと自己肯定感を下げていくこととなる。

### ●子どもの貧困と不登校

このように学力が低い、まわりの子どもたちの成長についていけない子どもたちは、学校で授業を聞いていても自己肯定感が下がるだけで学校生活がおもしろくない。それでも友人関係に恵まれている子は学力が低くても何とか学校でやっていけるが、子どもの貧困はさらに友人関係にも大きな影響を与えていく。

子どもたちにも子どもたちなりの社会やつきあいが存在する。乳幼児期や小学校低学年までは子どもの集団もあまり固定化せず、その日その日で友だ

〈図 1〉
**不登校やいじめにつながることも…。**
**漫画に描かれた子どもの貧困と学校生活** *3・4

さいきまこ(2015)『神様の背中　貧困の中の子どもたち』秋田書店　©さいきまこ／フォアミセス

愛本みずほ(2014)『ひまわり!!　それからのだいすき!!』5巻　講談社

ちや集団も変わる。ところが小学校中学年あたりからある程度遊び仲間が固定化し、思春期になってくると趣味や気が合う少数の仲間とのつながりが大事になっていく。その仲間といかに時間を共有するか、共に好きなことを楽しめるかが関係性を強めるポイントになっていく。しかし貧困は子どもたちからこの機会を奪っている。ある子どもは保護者の夜間就労や精神疾患のため、親に代わって学校が終わったら保育園にきょうだいを迎えに行き、帰宅後に家の洗濯や掃除をし、乳幼児のご飯を食べさせてお風呂に入れて寝かしつけることを毎日しないといけない。宿題などの家庭学習の機会喪失はもちろんのこと、友達と一緒に遊ぶ機会も奪われていることの意味は大きい。ある程度の年齢になってきたら、子どもたちは友達にこのような家庭の事情を知られたくないので、友達が放課後や休日に遊びに誘ってもいつも断ることしかできない。そのうち友達も「つきあいの悪いやつ」として集団から排除していく。また、まわりと同じ文化環境と違うことも子どもの友達関係に大きな影響を与える。休日に仲良しグループで自転車に乗って遠出しようと言われても、自転車を持っていないと参加できない。携帯ゲーム機やスマホがなければ一緒に遊んだりグループにも入れない。中高生になれば友達同士で遊びに行くのにお金がかかる場所へ行くこともある。映画、カラオケ、ショッピング、ファーストフード…友達から誘われても「お金がないからやめておく」とは言えず「ごめん、家の予定があるし」とごまかすことしかできない。やがてそれを繰り返すうちにまわりから声もかけられなくなってしまう。さらに中高生にとっては学級以外の友人関係や成長機会を得るはずの部活動も、家庭の経済力によって自由選択で選べないという現実がある。貧困のためにお金がかかる部活、時間がとられる部活(休日練習、練習試合、遠征、合宿が多い厳しい部活など)はやりたくても選択すらできないということも決して少なくはない。

こうして学力のみならず友人関係も失っていく子どもたちは学校に行く意味を見い出すことができず、必然的に不登校に追い込まれていく(図1)。

●子どもの貧困といじめ・非行

学力、不登校と貧困のために学校を中心とする子どもたちの社会から排除される経過について触れてきたが、大きな人権侵害につながるいじめ、非行問題と子どもの貧困との関係も見過ごすことができない。

いじめの中で一番多いとされるのが無視やばい菌あつかいをして排除するタイプのいじめである。貧困課題が大きい家庭の中には、家がゴミだらけ、まともに風呂に入っていない、服がきちんと洗濯できていなくて汚れている、散髪もほとんど行けずに頭髪がボサボサの子、歯磨きの習慣がなく歯が虫歯だらけや口臭のある子など、見た目や臭いが気になる子どもたちも多くいる。このような子どもたちは学校生活において「身だしなみがきちんとできていない子」として一番まわりから排除されやすく、いじめの対象になりやすい。しかし学校の先生もいじめの原因に気がついても、クラスの子どもたちに身だしなみがきちんとできないその子の家庭の経済事情を説明するわけにもいかず、いじめへの指導もあいまいになる中でいじめは加速していく。逆に学校の先生がまわりの子にいじめ行為そのものを厳しく指導しただけだと、「先生に怒られるから、あいつに関わるのはやめよう」と、結局まわりの子どもたちが、よりその子どもに関わることを避けるようになり、子どもの孤立をさらに強めてしまうこともよくある。

そして貧困課題を抱える子どもたちは、思春期に入るあたりから、学校で「いじめ」られていること、「学力の低さ」を隠すために大人や同級生に反抗的な態度、威嚇する身なりや行動をしてくることも多い。まさにハリネズミのように近づいてこられないよう攻撃性をわざと見せる行為、その一つの形が非行などの反社会的行動である。また貧困という家庭の現実を離れ、わかりあってくれる同じ境遇の仲間と集団をつくり、家庭や学校と違うたまり場という居場所をつくることによって、非行行為を繰り返すタイプの子どもたちもいる。その結果、貧困を抱える子どもの家庭の背景を見ない大人や子ども社会からは、非行行為やその見た目から「集団生活、社会生活のできないだらしない子ども」としてさらに距離をとられるという悪循環のスパイラルにはまることになる。[*5]

## 2. スクールソーシャルワーカーへの期待と課題

このように貧困を抱えた子どもたちは学校生活で様々なSOSを出している。しかしこのような状態の子どもに先生たちが教育的に関わったり、スクールカウンセラーがカウンセリングなど心のケアをしても、結局子どもの家庭生活が安定しないと課題は改善しない。家庭が多様化し格差社会が広がる中、2008年度より文科省はスクールソーシャルワーカー活用事業を始めた。社会福祉士などを教育委員会が雇用し学校現場にスクールソーシャルワーカーとして派遣、配置する。事業開始前は全国で100人程度しかいなかったスクールソーシャルワーカーは2015年度には約2,000人の規模に膨れ上がった。しかしながら導入からまだ歴史が浅いため自治体間の差が大きく、雇用形態、ソーシャルワークの有資格者の割合、任される業務内容に違いがあり、学校現場の期待と実際の動きに大きな差があることから、まだまだ学校現場に定着しているとは言い難い。

ここではある自治体のスクールソーシャルワーカーの動きを紹介する。この自治体では県教育委員会から各市町村に1名スクールソーシャルワーカーが派遣され決められた拠点校（モデル校）に週2回（1回6時間）勤務する。拠点校では授業時間中は、関わっているケース（だいたい10～20ケース）の子どもの授業、休み時間などの様子を観察したり関わったり、本人・保護者面談、家庭訪問しながら、担任の先生や生徒指導、教育相談、管理職などの先生たちと共に子どもの背景についてアセスメント（社会

〈図 2〉スクールソーシャルワーカーの学校での活動*6

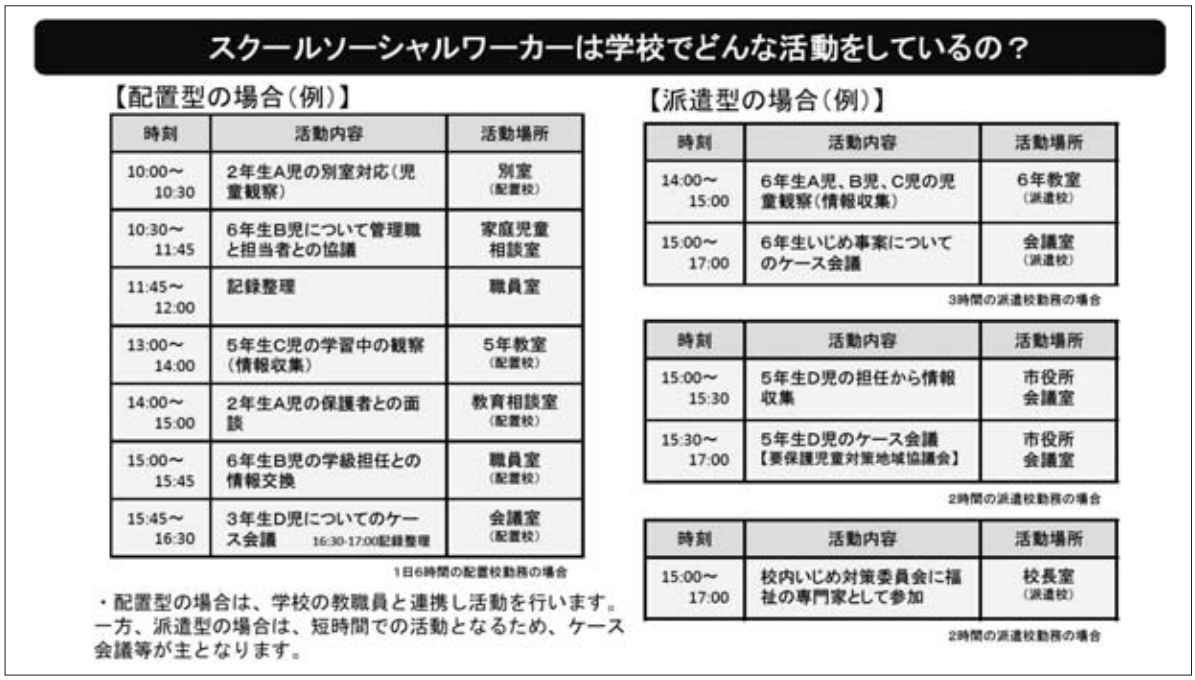


引用：滋賀県教育委員会（2015）「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」

調査、行動診断など）を行い、担任や生徒指導関係の教員を中心に学校内でこの福祉的課題を抱えた子どもをどう支援していくのかプランを立てていく。また関係機関（福祉、医療、警察など）とつながりが必要なケースがあれば先生たちと共に関係機関と情報交換やケース会議などを開催して子どもやその家庭と関わっていく。現在、スクールソーシャルワーカーが市町村に1名なので拠点校以外の学校から派遣依頼が来た場合はスポットで気になる子どもの支援に入ったり、巡回訪問で対応している（図2）。

このようにしてスクールソーシャルワーカーが福祉の視点で低学力、不登校、いじめ、非行などの学校課題に関わると驚くほど多くの貧困を抱えた家庭に出会うこととなる。一つひとつのケースにしっかり時間をかけて学校の教職員と共にクラスや先生との関わり、友人との関わりなど環境改善を行う「ささえる」ことで、学校生活での安全と安心を確保する。そして貧困課題など家庭環境については学校外の関係機関と「つながる」ことで、家庭生活での安全と安心を確保することが必要となる。しかし現在のスクールソーシャルワーカーの多くが単年度雇用の非常勤職であるために学校の中から子どもの貧困課題による生きにくさを発見しながらも対応するための時間や学校や地域で組織・ネットワークづくりを行うことが難しいのが現状である。また自治体の中にはスクールソーシャルワーカーの業務を教員への助言（コンサルテーション）に特化しているものもあり、これからのスクールソーシャルワーカーの業務、雇用体制のあり方が問われている。

### 3.「ささえる」「つなぐ」から「つくる」へ

限られた時間と役割の中でスクールソーシャルワーカーとして出会った子どもたちにとって最善の利益を考え、「ささえる」「つなぐ」を繰り返しながら支援を行っているが、学校としての支援には限界がある。特に学校から帰った後の夕方から夜の時間と土・日、夏休みなどの休日は、学校の先生が子どもに直接関わることは難しい。またせっかく関係機関

〈図 3〉山科醍醐こどものひろばのトワイライトステイ

引用：山科醍醐こどものひろば

に「つなぐ」ことをしても貧困を抱える家庭への直接支援のための社会資源（サービス）が福祉の中には少なく、結局は関係機関による情報共有、ネットワークづくりと何かあった時のための見守り支援で終わってしまうことが多い。

ソーシャルワーカーは「ささえる」「つなぐ」支援だけではなく、実はソーシャルアクションと呼ばれる、社会資源や制度がなければ「つくる」こともできる。本論のまとめとして、スクールソーシャルワーカーが学校で見えてきた子どもの貧困課題に対して、地域の力を活用して社会資源や制度をつくっている実践を報告する。

京都で活動する特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろばが商店街の空き店舗を活用し、地域ボランティアが子どもの夜の生活を支える「トワイライトステイ」（図3）を始めたのはスクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士が理事長になった翌年、2010年夏である。週に1回であるが夜間就労、保護者の障がいや精神疾患など夜の時間帯に保護者が家庭で関われない子どもたちに、大学生などの地域ボランティアがマンツーマンで子どもと関わり、学習、夕食、遊び、おしゃべり、入浴を共にする。この活動を利用した子どもの多くが不登校、いじめ、非行、発達や心理的課題を持っていたが、地域での安心できる場と安心できる大人の存在によって子どもたちは自己肯定感を高めていった。山科醍醐地域のこの取り組みはやがて学校と連携して行う通学合宿（ナイトステイ）、放課後や土・日の教室で行う学習支援や文化体験活動などアウトリーチ事業と事業内容を拡大している。*7

この取り組みは、全国のNPOから注目され多くの地域に広がっている。さらに、滋賀県大津市では2014年から山科醍醐こどものひろばの取り組みをモデルに生活困窮者自立支援法の子どもの学習支援の枠組みで、大津市社会福祉協議会が子どもに関わる団体や専門家をつなげてネットワークをつくる形でトワイライトステイに取り組んだ。社会福祉協議会を巻き込むことでこの活動は全国各地に広げることのできるモデルとなり、全国の社会福祉協議会から注目されている。*8 この取り組みをさらに改善したものが滋賀の縁創造実践センターによる老人ホームを活用したトワイライトステイである。トワイライトステイは老人ホームで行われている高齢者向けデイサービスが終わる時間から始まることで、空間の有効活用につながっている。また老人ホームは生活支援の場であるため、夕食提供や入浴活動が容易に行える。さらに夜に家庭への送迎が難しい子どもたちには施設の送迎車を活用できるというメリットもあり、新たな仕組みとして注目を浴びている。*9

このように滋賀県では地域での子どもの貧困対策が進められる中で、滋賀県教育委員会のスクールソーシャルワーカーの業務の中に「子どもの貧困対策に関わる特別派遣」枠が新設され、スクールソーシャルワーカーが学校とこのような地域活動に子ども

をつなげ、連携していく取り組みも始まっている。

## ■おわりに

子どもの貧困は外から見えにくい課題である。そして子どもが自分の力だけで脱することができない課題である。だからこそ子どもに関わる大人たちが、貧困を抱えることで子どもたちが毎日の暮らしや将来の夢に不利益を被っていることを自覚して、まずはそのことに気がつくことがスタートである。気がつくことができたなら、子どもの生活の場である学校、また暮らしている地域でそれぞれできることは必ずある。「貧困」とは「経済的な貧しさ」と「孤立による困難」が合わさっている言葉である。「貧しさ」を学校や地域が解消することは正直なところ難しい。これは社会や制度で手を入れていかないといけない。しかし「困っている」ことは学校や地域の力で解決することが可能である。

子どもの貧困の頂点には、家庭を離れて施設や里親の元に暮らす「社会的養護」の支援を受ける子どもたちがいる。社会的養護による支援は、基本的には年齢制限がある児童福祉の制度内支援となることで、やがて大人になっていく段階で出口の自立支援の壁にぶつかる。その壁はあまりに高く貧困の世帯間連鎖を抜け出ることは非常に難しい。

ある日突然、彼らや彼女たちの家庭生活が崩壊状態になることは希である。学校でも地域でも誰にも気がついてもらえず長く苦しんだ後に社会的養護の道へ入っていく。そういう、家庭のみならず学校や地域からも支えてもらう経験のなかった子どもと、学校や地域に支えられながら最終的にやむを得ず施設や里親の元で暮らすことになる子どもとでは、施設や里親の元での生活に大きな違いが出るはずである。やがて施設を出たり里親の元を離れる時が来て、貧困の連鎖による社会の厳しさにぶつかった時に、頼る家がなくても、困った時に地域や学校で関わっている大人に出会った経験をしていれば乗り越えられる確率は格段とあがる。

子どもの貧困は格差社会が生んだ新しい現象ではなく、児童福祉や困難さを抱える地域では戦後から当たり前のように続いていた課題である。今回、法制度化や社会啓発が進む中で、やっと児童福祉や困難校だけの問題ではなく、どの学校のどの地域でもありえる課題として社会が関心をもつことになった。しかし、この課題に関心をもった社会や地域には対応するためのノウハウや経験が少ない。学校や地域で子どもの貧困を支援する時に、今まで社会的養護の中で培ってきたノウハウや経験をうまく活かしていくことが、これからの子どもの貧困対策では期待される。

引用・参考文献

＊1 子どもの貧困対策に関する大綱
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf
＊2「平成21年度　文部科学白書」第1章　家計負担の現状と教育投資の水準
＊3 さいきまこ(2015)『神様の背中　貧困の中の子どもたち』秋田書店
＊4 愛本みずほ(2014)『ひまわり!!　それからのだいすき!!』5巻　講談社
＊5 幸重忠孝(2014)「貧困を背負って生きる子どもたち」『月刊生徒指導』2014年9月号 学事出版
＊6 滋賀県教育委員会(2015)「スクールソーシャルワーカー活用リーフレット」
＊7 山科醍醐こどものひろば(2013)『子どもたちとつくる貧困とひとりぼっちのないまち』かもがわ出版
＊8 滋賀県社会福祉協議会(2015)『地域で始めたい！子どもの学習支援居場所づくり活動』
＊9 滋賀県社会福祉協議会(2015)「つなげよう・広げよう滋賀の縁」『福祉しが』281号

**キーワード：スクールソーシャルワーカー**

2008年度から文科省が開始した「スクールソーシャルワーカー活用事業」によって全国で展開され、教育現場に配置されることとなった。子どもたちの環境（学校、家庭、地域など）に視点を置き、生徒指導や心のケアで本人を変化させるのではなく、子どもをとりまく環境を調整することで安全で安心な生活を作り出し、子ども本人が本来持っている力を使って変化を生み出していくように支援する福祉相談専門職である。特に学校現場で対応の難しいとされる貧困、虐待、いじめ、非行など福祉課題への支援において、学校や社会から期待されている。

Ⅱ 「子どもの貧困」に向き合う

# “STOP! 子どもの貧困”に向けて

「STOP! 子どもの貧困東京ユースミーティング」実行委員長
「子どもの貧困対策センター・一般財団法人あすのば」理事、中央大学４年 高橋遼平（たかはしりょうへい）

## 1. はじめに

私は、北海道・帯広市の出身です。大学進学を機に上京し、日本学生支援機構とあしなが育英会（以後、育英会とします）から月11万円の奨学金を借りながら、育英会の朝夕食込みで月1万円の学生寮で暮らし、中央大学に通っています。大学に進学したあと、育英会での街頭募金などの活動をきっかけに、「子どもの貧困対策法」（以後、法律とします）の成立を求める活動に関わるようになりました。そして、子どもの貧困の当事者として政府に対策を求める集会や内閣府の検討会などで自分の体験を話してきました。私の先輩である、育英会から奨学金を借りていた大学生たちが2009年に法律の制定を政府に求める「第21回遺児と母親の全国大会」を行ってから、育英会の大学生たちは、当事者の立場で法律制定を訴える運動に関わってきました。私には対策への専門知識やノウハウもありませんが、私の先輩たちの運動の経緯と、私が一昨年から本格的に活動へ関わり始めて現在にいたるまでの法律の動きについて、当事者の大学生視点で言葉にしていきたいと思い、本稿を書かせていただきました。

## 2. 父の自殺・母の自己破産

育英会は、遺児家庭と障害者家庭の子どもを対象に奨学金など物心両面で支援を行っています。その育英会から私が奨学金を借りるきっかけは、2005年9月、中学1年のときに父親を自殺でなくしたことでした。父と母は二人三脚で零細な建設会社を経営していました。毎日、作業着で仕事に出かけていく父の大きな背中に頼もしさを感じていました。しかし、事業が立ち行かなくなり、父は会社の負債を自分の生命保険金で弁済しようとして自ら命を絶ちました。最初は、急性心筋梗塞が死因だと説明を受けました。あとになって私が父の遺書を見つけ、母に差し出すと、隠しきれないと思ったのか、本当の死因は自殺だと教えてくれました。近しい親族以外には隠された事実でした。

しかし、自殺の免責期間中で保険金がおりないことがわかり、母は自己破産と相続放棄の手続きを進めました。手続きで外出するとき以外は、母は寝室に閉じこもるようになりました。「家が差し押さえられ、年内には出て行かなければならないかもしれない」。「競売が始まったら、祖母の家に移るから転校になる」。「お金がないから学習塾を辞めて」。母との会話は、何かがなくなる、という内容が多くなりました。抵抗のできない激流に押し流されていき、いつか自分も父のように追い込まれて死ぬのではないか、と心も身体も張り詰めた状態が続きました。

幸いだったことは、私の家族は孤立していなかったことでした。「いつでも頼って」と手助けしてくれる祖母や叔母たち。奨学金などを紹介してくれた先生や遊びに行っては夕食をごちそうしてくれた友

人の家族。特に祖母や叔母たちは、かわるがわる母親を訪ね、心の支えになってくれました。母が立ち直り、仕事を探す際にも祖母から経済的な下支えを受けました。働く上で必需品であった車の代金をいったん祖母に肩代わりしてもらったこともあります。また、父が厳しい中でも年金の支払いを続けてくれたおかげで、遺族年金がもらえたことも大きかったです。挙げるとキリがないほど多くの支えを受けて、私が高校に入学したころには、生活は安定を取り戻しました。私は、社会から見捨てられませんでした。だから生きて、可能性を追求できています。どう言葉にすればいいかわかりませんが、「社会に恩を返さなければならない」と思っています。

**〈私たちのあゆみ〉**
**──法律制定／“STOP! 子どもの貧困”に向けて──**

| | |
|---|---|
| 2009年10月 | 民主党政権下で相対的貧困率の公表 |
| 12月 | 育英会の大学生が「子どもの貧困対策基本法」制定を訴える |
| 2011年 3月 | 東日本大震災 |
| 2013年 3月 | 法律制定を訴える緊急院内集会の開催<br>（育英会、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク主催） |
| 5月 | 法律制定を訴え東京・代々木公園に500人が集まり<br>市民集会・デモ行進 |
| 6月 | **「子どもの貧困対策を推進する法律」成立** |
| 12月 | 育英会の大学生が法律の早期施行と実効性の高い大綱案を<br>政府に要望 |
| 2014年 1月 | 法律施行 |
| 4月 | 「第1回子どもの貧困対策に関する検討会」開催 |
| 5月 | 全国12団体の学生を中心に学生版大綱案を政府へ訴える |
| 8月 | 「子どもの貧困対策会議」（会長：安倍総理大臣）にて大綱策定 |
| 9月～ | 対策計画策定を求める学生集会が名古屋を皮切りに全国で開催 |
| 2015年 6月 | 「子どもの貧困対策センター・一般財団法人あすのば」設立 |

### 3.「子どもの貧困対策法」と あしなが育英会の大学生たち

次に、2013年6月に子どもの貧困対策法が衆参両院の全会一致で成立するまでのあゆみを、育英会から奨学金を借りていた大学生の視点から外観していきます。冒頭に記述したように2009年12月から育英会の大学生は法律の制定を訴え始めました。直接のきっかけは、その年の10月に民主党政権が初めて日本の相対的貧困率を公表したことでした。その当時の最新の調査で「子どもの貧困率」は14.2％でした。また、ひとり親家庭の子どもの貧困率は、54.3％でした。私の先輩たちは、その数値の高さに衝撃を受けました。そして、育英会の支援対象は遺児家庭と障害者家庭の子どもだけでしたので、生別のひとり親家庭の子どもなどすべての経済的な困難を抱える子どもたちに必要な制度を整えるためには、法律をつくるしかないと考えました。しかし、法律の原案づくりが進み始めたころに、東日本大震災が起こりました。それから、政府も育英会も被災者への支援に手一杯となり、法律の動きも止まってしまいました。法律が制定に向け、再び進展し始めたのは、2013年でした。

その年に大きく法律の成立を後押しした集会が2回ありました。育英会と「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークが主催したもので、1回目が3月に、2回目が5月に行われました。私は2回目の集会から本格的に関わるようになりました。集会では、各党の窓口となる国会議員が出席し、実効性のある法律の制定に理解を示しました。集会づくりでは、育英会の先輩たちが汗を流していました。活動の中心となっていた先輩は、風邪をひき、熱を出しながらも踏ん張っていました。6月19日、法案が参議院でも通過し、成立した瞬間には、抱き合いながら涙を流していた先輩たちの姿を見ました。この成果を無駄にしてはならないと思いました。

12月には、育英会の大学生が法律の制定を初めて訴えた「遺児と母親の全国大会」で、私が第25回目の学生の責任者となり、先輩から運動のバトンを受け取りました。その集会では、法律の早期施行

と実効性の高い「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下、大綱とします）の策定など7項目を政府に要望しました。無事に翌年（2014年）1月に法律が施行されると、子どもの貧困指標の削減目標の設定など策定される大綱の実効性をいかに高めるかが課題になりました。

### 4. STOP！子どもの貧困東京ユースミーティング

大綱の内容の充実のために、私を含む育英会の大学生たちは、学生版の大綱案を政府に提出する「STOP！子どもの貧困東京ユースミーティング」を昨年5月に企画しました。前述した「遺児と母親の全国大会」のように育英会の大学生による集会では、遺児家庭の要望が主なものでした。しかし、遺児家庭は母子世帯の7％ほどに過ぎず、説得力のある大綱案を提案するためには、経済的に厳しい状況にある子どもたち全体の声を反映したものでなければならないと考えていました。そこで企画されたものが東京ユースミーティングでした。そして、東京ユースミーティングを実行していく中で、他の誰かへの優しさが、同じ優しさを持つ次の世代の誰かに、同じあきらめを強いてしまっている状況があるのではないか、と私は感じていました。

いま、経済的に厳しい家庭の子どもたちの進学は、家族の誰かの自己犠牲で成り立っているのではないかと思っています。心も身体もすり減らして、子どものために働くお母さん、お父さん。妹や弟のために、進学をあきらめて、自分の夢をあきらめて、就職の道を選ぶお姉さん、お兄さん。逆に、兄姉の進学を考えて、大学や専門学校に行きたいとは言い出せない妹さん、弟さん。家族の誰かが無理をして、我慢をして、家族の他の誰かの可能性を引き出すために何かをあきらめています。私の父もそうでした。自分の命と引き換えに、家族を守ろうとしました。しかし、自分が問題を抱え込んで、我慢してしまっては、社会は問題の存在に気づけません。結果的に、社会は変わることなく同じ制度などが残り続け、同じような環境の誰かが同じように他の誰かのために自分を犠牲にしてしまいます。この悲しい我慢の連鎖を断ち切りたいという思いでした。

また、現「子どもの貧困対策センター・一般財団法人あすのば」の代表理事で、当時育英会の子どもの貧困対策担当の職員だった小河光治さんとともに全国の支援者や研究者の方にお話を聞きに遠征をしました。そこで、児童養護施設の子どもたちが18歳で施設を出ざるを得ず、頼るあてもなく生き疲れていく、また、施設につながることさえもできなかった子どもたちの過酷な実情などを聞きました。昨年4月末でした。内閣府「子どもの貧困対策に関する検討会」の第1回目が終わってすぐの時期でした。私は当事者として検討会に参加させていただいておりましたが、とても背負いきれぬ重みを感じました。精一杯生きてきたつもりだった私の人生は、比較的に恵まれたものだと自覚せざるをえませんでした。どうして、こんなにもみんなつらい思いをしなければならないのでしょうか。大阪から鳥取に向かう駅のホームで、夕食を買いに行ってくれた小河さんをベンチで待ちながら、涙が溢れてきました。私の命をあげるから、対策を進めてほしい。自己犠牲の美徳を否定しておきながら、そう思ってしまいました。

そして、その遠征や検討会でお話をうかがった子どもの貧困対策に関わる全国の12団体の方からご指導をいただきながら、学生版の大綱案を取りまとめました。この大綱案は、〈最重点要望〉〈重点要望〉〈要望〉という形式で実現可能性や必要性などを踏まえて強弱がつけられていました。〈最重点要望〉は、子どもの貧困の実態把握と削減目標の設定、当事者も入った恒久的な審議会の設置、そして、内閣府に「子どもの貧困対策室」を設置してもらうという3項目でした。いずれも対策を進めていくためには、不可欠なステップだと思います。貧困率はもちろん、剥奪経験や都道府県別の調査など効果的な対

**STOP! 子どもの貧困全国ユースミーティング**
**〈子どもの貧困対策大綱案〉**
※〈最重点要望〉〈重点要望〉を抜粋

2014年5月17日

子どもを誰ひとり見捨てない・ひとりぼっちにしない社会に
ー「ゆりかごから就職まで」切れ目のない温もりあふれる支援をー
STOP！子どもの貧困 ユースミーティング　子どもの貧困対策大綱案

子ども一人ひとりの希望に満ちた未来＝日本の明るい未来

■見えにくい子どもの貧困の実態を徹底的に見える化する
・多くの諸外国と同様に子どもの貧困の削減目標の設定を
・生活保護世帯だけではなく、子どもの貧困世帯全体の実態把握を
・お金、剥奪経験、健康、教育、社会生活など多面的な実態調査を
・高校や大学などへの進学率のみならず、中退率の把握を
・子どもの貧困率を都道府県別でも公表を

■継続して効果の高い子どもの貧困対策をすすめるために
・「子どもの貧困対策基金」を政府や企業がお金を出しあって設立を
・当事者、支援者、有識者などによる恒久的な「子どもの貧困対策審議会」の設置を
・政府が一丸となって対策推進のため、内閣府に「子どもの貧困対策室」の設置を
・子ども自身も関わって、貧困対策の評価と検証の仕組みづくりを

■だれもが安心して大学や専門学校に通えるために
・日本学生支援機構奨学金は、すべて無利子にして返還は「出世払い」に
・国公立も私立も大学・専門学校の授業料の減免制度の大幅拡充を
・学生寮や住居費用の支援を
・悩みを抱える学生が、互いに話し合えるネットワーク構築の支援を

■きめ細かい小学校・中学校・高校での教育支援の充実
・高校生への「奨学給付金」は、だれもが月１万円に増額を
・小・中学生への学用品など就学援助を全国一律に充実し、全家庭に制度の広報を
・定時制や通信制高校などへ重点的に予算を増やし、生徒をより大切にする教育を
・学習支援などの充実で、放課後や週末の教育格差をなくしてほしい
・中卒・高校中退しても再度、高校などに進学できるための手厚い支援を

■すべての子どもに「支援情報」を届ける仕組みを
・スクール・ソーシャルワーカーの全校・全園・全所配置を
・学校や保育園、保健所や児童館などを拠点にした子どもの貧困対策を
・行政サービスはワンストップに。家庭訪問などで「出前」サービスも

策を練るために必要な実態把握は、しっかりとなされれば国民の対策への理解も深まり、ひいては対策への予算措置の合意につながるはずです。また、第一線の研究者や支援者はもちろん、子どもの声が直接的に対策へ反映される仕組みや、対策の進捗や成果を検証できる場づくりも必要不可欠です。さらに、省庁横断の対策を進め、対策が継続的に動いていくためには、調整役の内閣府に対策を担当する組織的な基盤がなければなりません。このように〈最重点要望〉は、対策を進める上での前提となる基盤づくりを求めるものでした。また、〈重点要望〉には、高校生への奨学給付金制度の拡充など文科省の管轄の要望を、〈要望〉には、児童扶養手当の拡充など厚労省の管轄の要望を入れました。それは、両省のあいだで対策への温度差を感じていたからでした。腰の重い厚労省の要望を前面に出しすぎて、結局すべての要望を拒否されてはたまらないという懸念からでした。

そして、昨年8月29日に、安倍総理大臣が会長を務める「子どもの貧困対策会議」が開かれ、大綱が策定されました。文科省の管轄では、スクールソーシャルワーカーの配置拡充など進展が見られ、推進体制においても審議会という形式ではないですが、関係者からの意見を聴き対策検討の仕組みを設けるなど学生版大綱案が盛り込まれた部分もありました。また、削減目標どころか改善指標の中にすら貧困率が明記されない懸念がありましたが、子どもの貧困率・ひとり親世帯の貧困率については少なくとも改善を目指す位置づけになりました。対策室の設置については、内閣府に省庁横断のための「室」が集中している状況では実現が難しかったようです。私たち学生が落胆したのは、児童扶養手当の拡充について全く記載がなかったことでした。せめて「検討」という形だけでも明記してもらいたかったです。

### 5.「STOP！子どもの貧困」掲げた全国でのユースミーティング

大綱には盛り込まれなかった要望も多くありましたが、それでも私たちにできることはまだ残されていました。法律には、都道府県が「子どもの貧困対策計画」（以下、計画とします）を策定することが努力義務として規定されていました。大綱で合意された中身を全国で実施していくためには、少なくとも全都道府県で計画が策定されなければなりませんでした。また、独自の財源で対策を強化する都道府県もあるかもしれないという考えから、育英会の大学生が中心となって、全国の中核都市で都道府県に計画の策定を求める「STOP！子どもの貧困」を掲げたユースミーティングが企画され、実行されていきました。

大綱策定から約1ヶ月後の9月後半には名古屋で、10月前半には京都でユースミーティングが開

催されました。どちらの集会にも県知事が来てくださり、名古屋では子ども・子育ての計画に子どもの貧困対策についても盛り込むと答弁いただき、京都では計画を策定することに加え、当事者が入った計画づくりの検討会を行うと明言していただきました。実際に、京都府では11月までに4回の検討会が開かれ、12月には計画の中間案が取りまとめられました。

11月には、北海道でユースミーティングが開かれ、都市型の政策では広大な地理的条件を持つ北海道の実態には合わないとし、独自の計画の必要性を訴えました。また、12月には福岡で、今年2月には前橋、5月には仙台でユースミーティングが行われました。

### 6. 子ども＝未来

いま私は、「子どもの貧困対策センター・一般財団法人あすのば」で学生理事として運営に関わっています。あすのばは、3つの事業を柱に子どもの貧困対策を全国へ広げていきたいと考えています。1つ目が調査・研究によるデータなどに基づいた政策提言、2つ目が活動の持続・発展のため支援団体への中間支援、3つ目が自立に向け、物心両面での子どもたちへの直接支援です。その事業運営に子どもの声を直接的に反映させるための仕組みとして、「子ども委員会」を設置して小学生から大学生まで経済的な困難などを抱える子どもの意見を集め、理事会には大学生が理事として入り、子どもの立場から事業に意見を出すことを予定しています。実際に、現在理事6名のうち3名が大学生であり、その中には児童養護施設出身の大学生もいます。その学生は、日中NPOでインターンをしながら、夜間の大学に通っています。彼は、「運＝助けてくれる大人との出会い」だと言っていました。私もたくさんの大人から助けてもらった「運がよかった」子どもの1人です。だからこそ、「自分は運がよかった」で終わらせず、一つひとつの運が積み重なって必然となる社会の担い手になりたいと考えています。社会を担う私たち一人ひとりが社会そのものだとすれば、子どもたちは次の社会を担う未来そのものです。かわいそうな子どもに手をさしのべる、といった視点ではなく、一緒に昨日よりも少しでもいい社会になろうよと、そんな温かいまなざしで子どもたちと向き合っていきたいです。

参考文献

●小河光治（2015年）・子どもの貧困対策　現状と課題――「子どもの貧困対策法」成立と大綱策定の過程の中で――・福島大学大学院

**キーワード：子どもの貧困対策センター・一般財団法人あすのば**

「調査・研究によるデータなどに基づいた政策提言」、「活動の持続・発展のための支援団体への中間支援」、「自立に向け、物心両面での子どもたちへの直接支援」という３つの柱にもとづいて事業を行う財団法人。その運営には、理事会に子ども代表として大学生が理事として入り、また、「子ども委員会」を設置し、経済的な困難などを抱える子どもたちの声を直接的に事業に反映させる。法律成立から２周年の2015年６月19日に設立（代表理事 小河光治）。

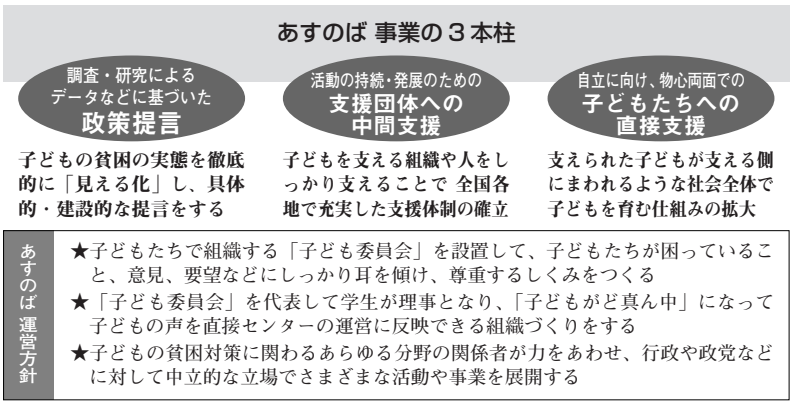


〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-3 コークス赤坂415 TEL：050-3740-2889 FAX：050-3737-2889
E-mail：info@usnova.org WEB：http://www.usnova.org

Ⅱ 「子どもの貧困」に向き合う

# 社会的養護の中の貧困
## ――家庭支援専門相談員の活動から

児童養護施設神戸真生塾 家庭支援専門相談員 秋本真一（あきもとしんいち）

**はじめに**

貧困家庭の子どもたちへの学習支援、家で食べられない子どもへの居場所づくりや食事提供等、粛々とした支援活動が子どもの貧困対策の底辺を支えている。子どもに対するこのような支援はますます拡大の必要に迫られるだろう。

しかし、子どもたちは根本の生活を家庭に依存している。そのため、保護者への支援も同時に手当てされなければ、子どもの将来は保障できない。

生活が平均水準以上の家庭は、経済的困窮が一時的に襲ったとしても、大方の場合、乗り切る意欲と、知恵やスキルが手に入る資源を持っているからこそ乗り切れる。しかし、社会的養護を必要とする家庭は、すでに意欲もなく、知恵やスキルも持ち合わせていない。そういう資源の存在すら知らないこともある。そのため、貧困から脱していくことはそう簡単なことではないと想像する。

インケアの充実を第一優先としながらも、昨今では家庭支援の役割の大きさも取り沙汰されている。児童養護施設の家庭支援専門相談員（以下FSW）として出会った家族への関わりの中から、「貧困」を考えてみたい。

**社会的養護を必要とする家庭に見られる精神的貧困、文化的貧困の連鎖**

社会的養護を必要とする家庭の課題の中で、「貧困」は大きな負の因子として認識されている。「貧困」以外の別の負の因子が措置理由だとしても、そのために貧困に陥る場合もある。

「貧困」は次の負の因子を誘発し、複雑に絡み合い、負のスパイラルを形成している。また、「貧困」や他の負の因子も、その世代に突発的に起こったものとは到底考えられず、世代間連鎖という言葉で表されるように、その連続性は、筆者のような一福祉従事者にとって、時には太刀打ちできない壁となって支援過程に立ちふさがっている。

当事者には不本意なはずの低学歴、不安定な就労状態、時に華々しく繰り返される問題行動や行動様式、それらを当たり前のことのように淡々と当事者たちは受け入れているようにも見えてしまう。そのような無気力状態は、長期にわたり不安定な生活に埋没し続けてきた結果であり、単なるイレギュラーで起こった、人生の不運による経済的な問題では片づけられない根深い精神的、文化的貧困がうかがえる。

**「貧困の自己責任論」の否定**

経済的困窮に対しては、生活保護の利用が考えられる。生活保護は貧困から抜け出すための公的扶助であるが、生活保護が急場の生活の糧として効果的に利用され、その後の生活の立て直しに用立てられたかというとそうでない場合に出くわすことがよく

ある。

生活保護を利用し続ける方々の中には、それを上手く利用しようとしないのではなく、できない方々の存在があるようにも感じている。また、周りにSOSを出さずに孤立を自ら選択しているような方々も、実際はSOSを出さないのではなく出せないのではと想像するが、そうしたことが、貧困家庭に対して「自己責任論」という手厳しい意見が出てくる要因にもなっている。

支援関係にある家族の生活の実態に触れ、弱者である子どもたちの心に深くつめ跡を残しているのを目の当たりにすると、子どもには責任はない、という考えと同時に親への怒りを覚えることもしばしばである。しかし、家族に深く関わるにつれ、親の責任を追及することは何ら意味をなさないというところに落ち着いていく。支援者に対して力を誇示し圧倒してくる親でさえ、社会的養護のセーフティーの網からすり抜けてしまった社会的弱者であったということに気づくことになる。セーフティーであったはずの児童養護施設から課題を残したまま巣立つ子どもが、社会から排除されていく姿にも重なる部分である。

過去、支援者として不本意ながら起こる、当事者に対する陰性感情の取り扱いに苦労した経験を持つ。それは、貧困の周辺にある虐待やDVなどの暴力、アルコールや薬物などへの依存、支援者に向かう攻撃的な態度等に対する無意識の防衛反応だったのかもしれない。社会的養護の中の「貧困」を考えるに際し、この、当事者たちは社会的弱者であるという、「自己責任論」否定の立場に立たなければ、貧困は捉えることはできない。

### 専門家も確立しえていない「貧困」周辺の課題

今では子どもの措置理由に「貧困」（破産等の経済的理由）の占める割合は、「虐待」の増加とは反対に小さくなっている。が、措置理由が親の虐待、未就労、入院、拘留、精神疾患となっているケースにも、「貧困」は常にベースにあると推測できる。さらにその貧困の周辺には、アルコール、ギャンブルなどの依存があり、抑うつ、自傷、大量服薬、自殺企図、不安定な人間関係に代表されるようなパーソナリティー障害の存在も家族との関わりの中から分かってくることがある。

筆者は、このような課題に直面した場合には、できるかぎり専門機関や専門家の支援につなげる努力をしている。当事者がその利益を最大限に得ることができるよう支援することが、FSWの役割であり、実際、その連携に助けられてきた。しかし、これら、貧困の周辺にある事柄についての専門家の見立てには心ないものも少なくない。

「アルコール依存は勝手に飲めなくなるまで待つしかない」（肝硬変を待つ）。

「麻薬依存を絶つには、薬のない環境でないとダメだ」（刑務所に行くしかない）。

「精神が不安定ですね。安定剤を多く出しましょう」（先生、薬の出し方に問題ないですか？　到底、こちらが言えることでない）。

境界性人格障害と診断した主治医は、「この患者は治らないから、連れてこないでほしい」と（待合室で壁を蹴ったから仕方ない）。

競輪競馬などへのギャンブル依存について個人的意見を述べれば、公営賭博場は至る所にあり、敷居が低すぎると感じている。パチンコも同様であり、日本の経済界も煽っているため、依存する人は減らないだろう。専門家による上記のような見立ては支援に行き詰まった果ての極論にも聞こえるが、貧困の周辺にある諸問題は、専門家の弛まない努力においてもその具体策は確立しえていないと言えるだろう。

### 事例に見る「貧困」の実相

次に「貧困」と、それに絡む諸問題を抱えた事例を紹介する。

**事例**

**「母子家庭への危機介入と支援連携」**

〈入所経緯〉

「Aが薬の大量服薬により、リストカットをしようと電話先でわめいている。5歳女児がいるが、Aが混乱しているので、どうしたらよいか」と、Aの姉にあたる相談者から施設に深夜の相談がある。相談者に対し、車で1時間ほどの距離にあるというAの自宅を訪問して、Aと女児の無事を確認するよう助言。相談者はAの自宅を訪問して二人の無事を確認、その夜は収束した。翌日、FSWがAの自宅へ家庭訪問を実施したところ、Aは服薬の影響なのか朦朧としており、女児への養育状況は悪い。AとAの母、相談者に児童相談所への相談を促す。その結果、女児は筆者が勤務する施設での一時保護委託の後に入所となる。

〈処遇方針〉

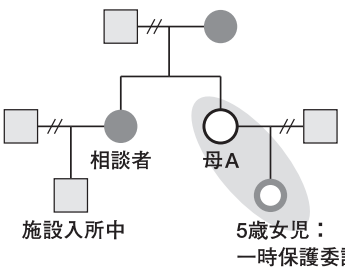


Aは精神不安定で、女児の養育は困難である。Aは母との関係が悪く連絡を拒否。過去、母からお金の無心もあって断絶状態とのこと。相談者も精神不安定であり、子どもを施設に入所させている。とてもAのサポートは望めない。また、Aの元夫も音信不通の状態である。

Aは仕事を休む状態が続いており、借金がかさんだ末に自己破産。その直後で生活費は底をついていた。先が見えないことから不安が増大し、オーバードーズ（overdose、薬物の過量摂取、以下OD）につながっている。

女児の入所を機に、医療、福祉との連携によりAの生活基盤の確立を目指す。近親者に、Aの行動化への対処法を伝え、近親者のフォローも仰ぐ。

〈一時保護～入所初期〉

Aは子どもの一時保護委託を承諾したものの、措置後、すぐに子どもを返してほしいと要求。その翌日、ODのため緊急入院。退院後も自殺企図、リストカット、無理な要求を通そうとするなどして、支援者、近親者を振り回す。精神科治療の継続や再入院、家賃が高額なための引っ越しなど、医療、住宅に関することは、生活保護の適用によって問題なく対処できたが、支援者に対しての依存傾向からA自身の頻回な連絡と要求はますますエスカレートしていく。環境は整備されつつあっても、A自身の状態は悪化しているように見える。

〈入所中期～〉

Aは、新しいパートナーとの不調により大きく波打つ精神状態が続き、騒動の末別れる。就職にこぎつけるも、妊娠中絶を経て離職。その後も、経済不安、養育不安、見捨てられ不安により何度もODやリストカット等の行動化を重ねる。また、精神科通院の定着がうまくいかず、次々に通院先を変え続ける。いつまで続くか分からないと支援者側にも迷いが出る。その後、ある精神科医師の親切な治療に出会い通院は何とか定着していったが、生活保護費をパチンコに浪費して外泊ができなくなるなど不安定な状況は繰り返され、1千円ほどのお金を支援者に要求することもあった。準看護師の資格が幸いして、転職は続くも次第に落ち着き、生活保護

の廃止に至る。外部を巻き込むような行動化は治まり、定期的に外泊ができるようになってきている。

〈支援過程の振り返り〉

①入院は支援体制整備のチャンス。ODにより緊急入院した際には、児相ケースワーカー（以下CW）から行政に生活保護を要請。保護CW・支援室保健師・児相CW・FSWでのカンファレンスを実施した。

②住居の問題や経済的な問題は、保護CWと連携することで、具体的な対策を後ろ盾にできた。それに伴いFSWへの信頼が増し、精神的サポートがしやすくなった。

③役割分担は必要。支援者それぞれの進捗状況、ケース全体の流れを把握するケースの舵取り役を明確にすることが重要。このケースでは保護CWが担い、支援者全員がケースを把握したり、処遇の転換の際に効果的な役割を果たした。

④初期の混乱時、FSWに対し振り回しが強いので、依存対象を分散させるために保護CW、保健師にも家庭訪問を実施してもらい、Aの気持ちに寄り添ってもらう。Aも少しずつ、支援者を時々に応じて使い分けできるようになった。

⑤不安定な時は些細なことで行動化するため、支援者は情報交換を密にすることで、ズレを作らないようにした。

⑥精神科医療につなげる際には、FSWが診療に同行してフォローした。主治医もカンファレンスに参加することで、破綻しやすい治療関係を維持することができた。また、危機状況ではAとの電話でのやりとりに応じてくれるなど、主治医に普通より踏み込んだ関わりをしてもらえた結果、難局を乗り越えられた。

⑦夜間、「子どもと会わせてほしい」と訴えるA。施設側の制止を無視して敷地内に入るような行動には、警察に通報するという強い姿勢を見せて、Aの行動を抑制したこともあった。施設との関係が不調となっても複数の支援者が交互に関わることで、孤立を防ぐことができた。

〈現在〉

5歳で入所した女児は、入所を継続し高校に通い、さらに上への進学を目指している。彼女の夢は看護師の仕事をして母を助けていくことだと聞いた。Aの自立への回復スピードは、彼女の成長には追いつかず、母子への支援は、家庭復帰を目標とする支援から、彼女の社会自立を中心に置いた支援に移行した。彼女が看護師として社会で自立した生活を確立できれば、貧困の連鎖を一旦は遮断したことになるだろう。二人がお互いに自立した生活を獲得するまで、この母子への支援は続く。

**半歩ずつ踏み込んだ支援**

Aの子ども時代を聞いた。Aの母の男性遍歴、数回の離婚、借金取立ての記憶、親子での自殺未遂などが尾を引き親子間の葛藤は未だぬぐえず、母親となった今もAの自立を阻んでいる。社会的養護の網目からすり抜けてきた家族と言える。

このケースの場合、ベテランの保護CWの導きもあり、連携のとれた支援者それぞれが、適時、半歩ずつ踏み込んだ関わりで、粘り強く寄り添うことができた。支援者それぞれの関わりが、前のめりで独りよがりのものだったとすれば、支援関係の維持は難しかったと思う。この事例のような依存傾向の強い困難ケースの当事者、支援者を非難したり過剰に持ち上げたり、また、支援者それぞれに違うことを伝えていたりするなど、支援者は当事者からの操作

を受けることがある。無意識とも受け止められなくもないが､巧みに支援連携を崩してくることがある。いわゆる支援者が巻き込みに遭うという状態だ。しかし、そのようなことも当たり前にあると想定し、密な支援連携がなされることで、各支援者が当事者に離れすぎず、近すぎない、半歩ずつ踏み込んだ効果的な支援が可能になると考えている。

**ある家庭復帰した家族､「3億円家族」と呼ばれて…**

ある別の母子家庭のケース。「6人の子ども、前夫からの暴力、鬱があり養育に疲れて子どもに手を出してしまう、食費がないので短期間だけ一時保護してほしい」という母の訴え。が、生活保護費が減るので1カ月を超える長期の入所は避けたいと言う。その家族に長く関わってきた保健師が母を説得し、まだ幼かった4人が施設入所となった。

入所して2年、母の家庭復帰への強い意志が出て復帰の支援へと進んだ。家庭訪問すると、ゴミが家の玄関先まであふれ襖は破れ外れたまま。炊飯器や冷蔵庫にはカビが繁殖しており、これらを片づけることから始めた。横では、数日、登校をしていない在宅の兄二人が喧嘩を始める始末。二人を布団叩きでけ散らす母。それを止めるのも忘れ、児童相談所のCWと顔を見合って思わず吹き出しそうになったのを覚えている。

支援機関が集まってのカンファレンスでは当然としてリスクが浮上し、どの機関も引き取りには積極的になれず、話し合いは停滞していた。そんな時、ある支援者が「リスクはある。でもあの家族の文化だから…、家族の結束は強く子どもたちも逞しい。家族がお互い求め合っているこのタイミングに」と、ある意味乱暴に聞こえるこのフレーズがこの会議を進め、結果として家庭復帰へと進んだ。

退所後も子どもたちの通う保育所、学校も入ってのカンファレンスが行われ、それぞれの機関が関心を持ち続け、必要に応じて支援の手を出したことが効を奏したのか、再入所には至っていない。地域の見守り体制を整え、地域生活を維持できているという意味では成功したケースと言えるが、根本の生活状況は入所前、入所中、退所後と変わりないと見ている。「貧困」というリスクを背負ったままの再スタートであった。

その他の家庭復帰ケースも大なり小なり同じようなことが見られてきた。家族に必要な支援はなされたのか、ここでも残念ながら「貧困」に対しては敵わなかったと振り返る。

ある行政の支援者が言った。あの家族は「3億円家族」だ、と。将来、世代にわたって生活保護費に使われるお金ということである。金額に全くの根拠はないが莫大な金額というイメージであろう。

**家庭復帰には、頼りの綱である生活保護**

筆者が勤める施設の過去数年間の家庭復帰がなされた家庭を見ると、約6割が生活保護世帯であった。入所時より生活の質が変貌したケースは、パートナーが資産家で高級マンションを与えられ、内縁関係により生活が一変した1例だけである。

施設入所児の多くは一人親世帯で、特に母子世帯であることが多い。家庭復帰を支援する過程で、親の就労を確認していくと、生活保護世帯でない場合は夜の飲食店で働く母が多い。夜の仕事を抜けることが引き取りの条件になる場合があるが、抜けられないのは給料が良いだけでなく、夜の仕事以外に術がないからだという。仕方なく性風俗をアルバイトにしている方もいた。また新しいパートナーが現れて引き取りになったが、短期間のうちに関係が破綻するケースも珍しくない。結局は生活保護に落ち着くことが多い。

生活保護を受給して引き取りになることは、支援者の目が届きやすく、何かの時には支援の手が入りやすいという点で、家族の利益になっている。支援者側も安心感を得ることができる有効な資源が、生

活保護であると言える。

**一方で、悩ましい生活保護の実際**

生活保護で生活していたある母は、子どもの引き取りのため引っ越しを進める中、自立のため仕事も始めていた。しかし、その月の給料が生活保護費の金額を超えたことにより保護廃止になったという。その後、引っ越しは断念。友人の家に住むことになり、夜の飲食店でのバイト生活から抜け出せなくなっていた。相談を受けた時には住居がない不安定な生活に戻っていた。この間の生活は、本来保護CWと相談しながら進めるものだが、その点を確かめると、相談しながら進めたと言う。これは支援機関の連携がなく、家族の支援計画の共有がなされなかった結果だと言える。

最近の入所児童の家庭復帰では、入所児童の児童手当てによる貯金が数十万円、兄弟になってくると高額になり保護廃止になってしまうこともあるため、引き取りに合わせた金銭に関わる処置も必要となっている。

18歳で高校を無事に卒業し、施設から退所するケースでは、児童の保護者が存命でも、生活保護世帯の場合、ほとんどの退所児童は親との同居を避けている。同居すれば、働いたお金が収入認定されることで、給与分が差し引かれた生活保護費の支給に、働いても働かなくても同じであると働く意欲を失うこともある（実際は、各種控除によって使える金額は少し増額になる）。生活保護に対する不理解が原因だが、生活保護制度の在り方は、まだまだ悩ましい問題を含んでいる。

**FSWができる支援を考える**

地域にありつづけてきた児童養護施設の支援だからこそできる支援。その支援は、貧困の中にあっても、今ある制度、資源を活用して前向きに生きることができるよう励まし、支えること、孤立させないことであったと振り返る。

決して特別なことではなく、パートナーシップを基本に人間への信頼回復を図り、さらに社会で自立して生活するためのスキルの習得など、それらによって将来への希望を持てるようにする支援である。施設が子どもたちの自立のために取り組んできた支援と大きく差はない。貧困に立ち向かう支援の基礎の部分であり、大きく間違っていないと思っている。本気で貧困に立ち向かい、子どもを貧困から守ろうとするならば、付け焼刃の施策ではなく、福祉、教育、医療、就労等の各分野で思いきった政策の導入は不可欠であり、それらがソーシャルワークの実践に支えられ、すべてが並行して、効果的に施されてこそ、目的は達成されるのではないだろうか。

筆者の勤める施設には、地域の子育て家庭の支援機関である児童家庭支援センターが付設されている。今後、児童家庭支援センターの拡充は求められている。そこで、FSW、里親支援専門相談員、その他のソーシャルワーク機能を有する者が束ねられ、協力して専門性を発揮するならば、地域の子ども家庭の脱貧困という大きな課題にも向き合うことができるだろう。そのため、児童養護施設への児童家庭支援センターの付設が今以上に進めば、そして地域とともにあるという利点がこれまで以上に十分に発揮されれば、児童養護施設はケースマネジメントの中心的役割を担うことができるのではないだろうか。

**おわりに**

社会的養護の支援の最前線にあるといってもよい児童養護施設であるが、家族への支援において、ソーシャルワークの実践は追いついていないのが現状だ。児童養護施設だけでなく、福祉事務所、児童相談所、病院、保健所の相談員等も、それぞれの所属する機関の中で機能しているが、他機関の支援を総合し、それぞれの武器を使いこなし、藁をもすがり

たい家族を、その危機から圧倒的な力で一旦は引き揚げる瞬発力と、家族を目的達成まで支え続ける持久力は持ち合わせていない。まだまだ制度改革やシステム構築が現場に届き、機能するまでには相当な時間が必要と思われる。それでも、地域にある施設の現場では、変わらず家族に寄り添い、粘り強く関わり続けることの大切さは変わることはない、と信じている。

参考文献

1）厚生労働省（2008）『児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成20年2月1日）』
2）西田芳正（編）（2011）『児童養護施設と社会的排除』解放出版
3）Lorraine Bell（著）井沢功一郎・松岡律（訳）（2006）『自傷行為とつらい感情に悩む人のために』

**キーワード：パートナーシップ**

信頼関係を築き、お互い対等の立場で協力し合うこと。FSWの支援にはお金の支援は含まれない。また強制力もないため、援助感を提供し課題の達成に導くためには、絶対的な信頼感を醸成するしかない。その信頼感は時として支援の最大の武器となり、指導力をも含み、危機に介入、その打開にもつながる。児童養護施設職員が比較的得意とするスキルとも言える。パートナーシップをもって、より専門性を高めるならば、FSWの活躍すべきフィールドも広がると期待している。

Ⅱ 「子どもの貧困」に向き合う

# 施設退所後の生活実態を捉える

東洋大学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員
NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ 副理事長 永野（ながの） 咲（さき）

## 1. 児童養護施設退所後の生活実態を把握すること

「児童養護施設の働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう」と述べたのは、Goodman（2006）だ。家庭で生活できない子どもを公的に養育する社会的養護では、巣立った子どもたちがその後どのような生活を送っているのか把握し、自らが提供したケアの評価を行うべきである。そして、この評価を基に必要な改善を行うべきである。

こうした観点から、英米では社会的養護を措置解除となった若者たちの生活状況について調査が行われ、制度の改革につながっている。一方、日本においては、退所者の数量的な実態把握が行われておらず、長らくの課題であった。

2010年代に入り、東京都（2011）による調査を端緒として、大阪市（2012）、静岡県児童養護施設協議会（2012）、埼玉県（2013）において社会的養護措置解除後の生活実態調査が実施された。これらの調査は、これまで全く不明だった退所者の生活状況を、自治体の責務として量的に把握しようとした画期的な取り組みであるといえる。一方で、これらのデータが相互に関連づけられることは少なく、それぞれの集計結果が示されるにとどまった。

また、これらの4つの自治体調査は、すべてが郵送法による退所者自記式アンケートの方法で実施されている。この方法は、退所施設（あるいは行政）が退所者の住所を把握していることが前提であるため、施設との関係を絶っている退所者には調査票が届かない。後述する調査（有村他2013）からは、直近の3年度間の退所者の約3割がすでに連絡を取れない状態であることが明らかとなっている。また、施設への拒否的な感情があれば調査に協力しないことも想定され、結果が限定される可能性がある。実際に、調査期間内の全退所者のうち回答した退所者は、東京都（2011）で20.4％、埼玉県（2013）では6.2％と非常に少ない割合となっている。

こうした調査法の課題を克服するために、筆者らは、退所者の生活状況を施設に尋ねる方法で2つの共同調査（神奈川県児童福祉施設職員研究会調査研究委員会（神児研）2013：有村他2013）を実施した[1)]。本稿では、この2つの共同調査と4つの自治体調査、計6つの調査結果と公表統計を用いて、児童養護施設退所後の生活状況の実態を紐解いていく。その際、退所者にも「若者」としての生活が保障されるべきであると考え、年齢層による比較を重視した。

## 2. 退所後の困難な生活状況

①退所者の高い生活保護受給率

まず、退所者の経済状況からみていきたい。生活保護受給率についての質問項目のある5つの調査結果からは、退所者の非常に高い生活保護受給率が明らかとなった。その高さは、各自治体の受給率平均[2)]

の約4倍であり、各自治体の20代の受給率平均[3]の約19倍であった（図1）。退所者が経済的困窮に陥る割合が非常に高いことが示唆される。

②特別なニーズを抱える退所者

加えて、全国調査（有村他2013）から、特に生活困難のニーズを抱えていると想定される退所者の状況が浮かび上がってきた。過去3年度間に児童養護施設を退所した7,710名のうち、精神科病院等への入院者34名（0.44％）、逮捕・補導歴のある者194名（2.52％）、少年院・刑務所等収容経験者51名（0.66％）、住所不定者83名（1.08％）、ホームレス1名（0.01％）、女性保護施設入所者10名（0.13％）となっている。また、死亡者も11名（0.14％）おり、そのうち2名は自殺であった。過去3年度間の結果であることを考えると、看過できない数値である。

さらに、無職者が156名（2.02％）、精神科病院等への通院者が149名（1.93％）、障害者手帳取得者が306名（3.97％）であり、退所後の生活においても継続的な支援を必要とする退所者が少なくないと考えられる（表1）。

### 3. なぜ経済的困窮状況に陥りやすいか

なぜ退所者は困難な生活に陥ってしまうのだろうか。同様のデータから、教育と職業の状況を検討したい。

①教育機会の格差

――高校中退率の高さと大学進学率の低さ――

児童養護施設で生活する子どもの教育達成が低位

〈図1〉生活保護受給率の比較

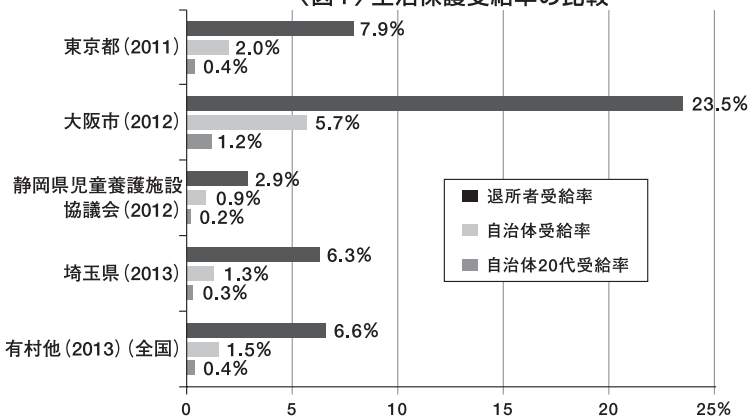


〈表1〉特別なニーズを抱えた退所者の状況

| | 退所した子どもの数 | うち連絡がとれる退所者数 | 精神科病院等への入院者 | 精神科病院等への通院者 | 逮捕・補導歴のある者 | 少年院・刑務所等収容経験者 | 住所不定者 | ホームレス |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 7,710 | 5,473 | 34 | 149 | 194 | 51 | 83 | 1 |
| 該当施設数 | 289 | 264 | 28 | 84 | 96 | 46 | 53 | 1 |
| 1施設平均人数 | 13.75 | 10.3 | 0.248 | 0.943 | 1.183 | 0.354 | 0.593 | 0.009 |
| 退所者総数に占める割合 | | 70.99% | 0.44% | 1.93% | 2.52% | 0.66% | 1.08% | 0.01% |

| | 女性保護施設入所者 | 死亡者 | うち自殺者 | 無職者 | 生活保護受給者 | | | 障害者手帳取得者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 世帯主として | 世帯員として | 世帯主不明 | |
| 人数 | 10 | 11 | 2 | 156 | 97 | 401 | 14 | 306 |
| 該当施設数 | 9 | 10 | 2 | 85 | 57 | 84 | 9 | 120 |
| 1施設平均人数 | 0.081 | 0.085 | 0.067 | 1.083 | 0.703 | 2.844 | 0.141 | 1.811 |
| 退所者総数に占める割合 | 0.13% | 0.14% | 0.03% | 2.02% | 1.26% | 5.20% | 0.18% | 3.97% |

（データ出所：有村他2013）

であることは、これまで高校進学率を中心に長く議論されてきた。しかし、児童養護施設職員によって展開された運動や特別支援費の支給などの制度の変化により、2015年現在では、児童養護施設と全中卒者との差は約3％にまで縮まっている（厚生労働省2015）。

一方で、高校進学後の中退率については、大きな格差が存在していた。退所者の高校中退率を全国調査(有村他2013)から算出すると、その数値は約17.2％であった。これは、社会全体の高校中退率の約10倍である[4]。運用上の理由によって、現在は高校中退した場合に退所となる場合が多く、生活の場の保障という意味でも高校の継続は非常に重要である。高校の中退率の高さを明らかにし、克服することが、今後の高校進学（卒業）支援といえる。

さらに、大学等進学率を各自治体平均[5]と比較すると、退所者の進学率は約1/4～1/12であった[6]（図2）。これらの結果から、児童養護施設からの大学等進学率は、社会との格差に加えて、施設間の格差が存在している可能性がある[7]。米国の調査では、大学等進学や修了が、生涯獲得賃金を大きく左右することが示されており、進学の格差が若者の経済状況に大きな影響を与えていると考えられる（Peters M., et al. 2009）。

〈図2〉大学等進学率の比較

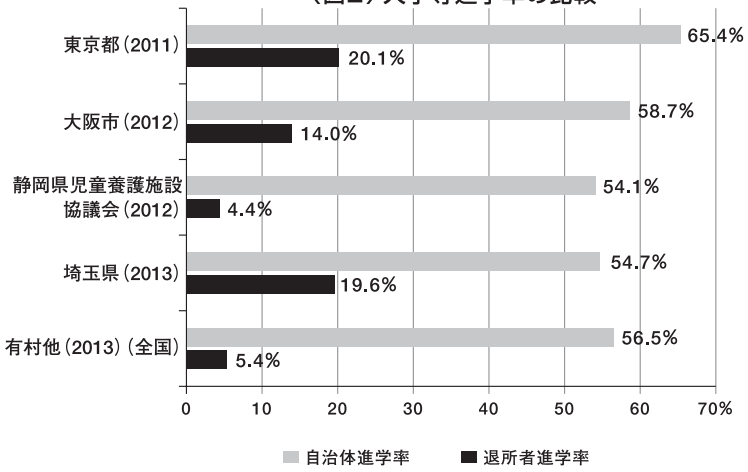


②就労形態

――高い有業率・低い非正規雇用率――

次に、職業の状況はどうなっているのだろうか。一般に、仕事に就けなかったり、非正規雇用率が高いために困難に陥りやすいのだと思われがちであるが、自治体調査の結果と各自治体の若者層（15～24歳）と比較すると、退所者の有業率が高いことがわかった[8]（図3）。また、雇用形態は、東京都を除き一般の若者より退所者の非正規雇用率が低く、特に静岡県の非正規雇用率は、自治体平均の2分の1程度と最も低くなっていた（図4）。

この結果をどう理解すべきであろうか。第一には、上記の大学等進学率の低さをうけて、平均年齢約21歳である回答者たちの大学等在学率が低いことが影響している可能性が考えられる。同年代の若者と比べると、働くことに比重がかかる生活であるといえるだろう。

第二には、家族による経済的補助が期待できない場合、退所者のみで生計をたてられるだけの仕事をもつ必要があり、正規雇用を求める率が高いことが考えられる。反面、こうした状況下で職に就けない退所者がいること、有業者の半数近くが非正規雇用に就いていることもまた事実であり、経済的に困難な状況が想像される。

③推移の状況

――困難層が集積する層――

就労形態に加えて、どのような職業についているかということも生活を左右する事項であろう。神児研（2013）のデータからは、退所直後に就く職業として「飲食」（13.55％）、「工場関係」（10.9％）が多

〈図3〉有業率の比較

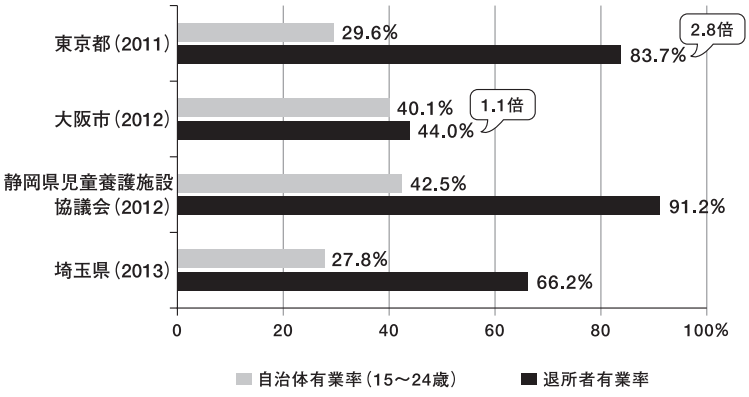


〈図4〉非正規雇用率の比較

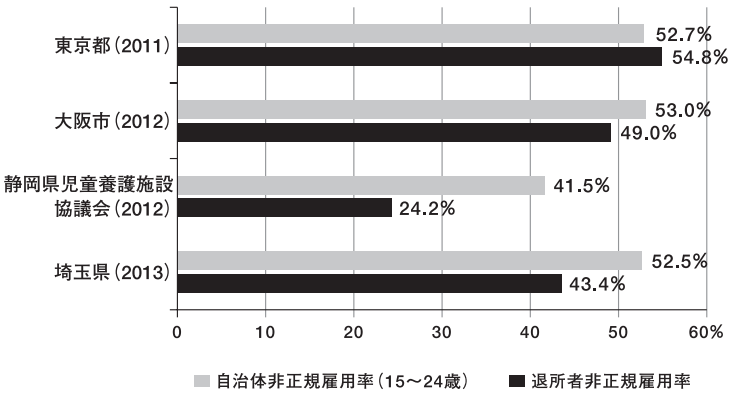


く、現在の（最終確認のとれた）職業では、「職業不明」（12.19％）が最多となった[9]。また、退所直後と比較して、退所後には「職業不明」、「無職」、「生活保護」、「水商売」が増加しており、退所後の職業移行の困難さがうかがえる。

これらの困難が想定される職業に就く割合は、18歳未満で退所した場合に高く、さらに退所後よりも現在（最終確認時）の職業において、この違いが大きくなっていた。

退所先の住居の状況をみると、退所年齢が若いほど、「アパート・マンション・一人暮らし」、「会社寮・住込み・職員寮」といった、「自活」的な環境が想定される居住先に住む割合が少なくなっていた。そして、退所年齢18歳未満の場合、「不明・不安定居所」への退所が多かった。さらに、最終確認のとれた住居でも、退所年齢が若いほど居住先が不安定な傾向が見られた（神児研2013）[10]。

この結果から、自活退所の場合には、18歳まで施設にいられたかどうかという点が、職業と住居の安定度を左右していることが推測される。翻って言えば、18歳まで施設にいられず、退所した若者にはより困難が集積することが考えられるのである。

大学進学を果たす退所者や正規就労に就く退所者の姿が見える一方で、生活保護を必要としたり司法や医療の支援を必要とする退所者の姿も浮かび上がっている。退所者の生活状況は、多層化（二極化）している可能性があり、抱える課題やニーズによる支援策の検討が必要であろう。

## 4. ライフチャンス・デプリベーション

以上、調査の結果から退所後の生活状況を検討してきた。一般の若者に比べて、高校中退率は10倍、生活保護受給率は18倍以上の高さである。さらに、頼る先としての施設とのつながりも退所後3年以内に3割が途絶えていた。

改めて、退所者の置かれた環境が、社会の「若者」の暮らしと格差を有するものであることがわかるだろう。こうした状況は、ライフチャンスが社会構造の中で奪われた「ライフチャンス・デプリベーション」の状況にあるともいえる。この状況は、社会の責務として、早急な是正が求められる。

註：

1) 調査・分析は、日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して行った。具体的には、一次データ収集のためのアンケート実施時に回答者・施設名の匿名性の担保およびデータの厳重な管理について誓約を行った。また、神児研に対して「データの使用に関して」書面にて誓約を行い、

同意を得ている。

2) 東京都：厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例」、大阪市および静岡県：厚生労働省「平成23年度福祉行政報告例」（静岡県は別掲の政令指定都市静岡市と浜松市との平均）、埼玉県：埼玉県「埼玉県の生活保護」※埼玉県の調査実施時期である平成24年度の福祉行政報告例が未発表（2013年7月末現在）のため県による公式発表を参照。（http://www.pref.saitama.lg.jp/site/saitamaseiho/seihotoukei-sokuhouti.html　2013/07/17）

3) 厚生労働省「平成21年度～平成23年度被保護者全国一斉調査」における20～29歳の被保護人員を、総務省統計局「人口推計（平成21～23年10月1日現在）」および大阪市ホームページ「各年10月1日現在　年齢別推計人口」（http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000015211.html）の20～29歳の人口で除したもの。「被保護者全国一斉調査」は、政令指定都市が別掲のため、埼玉県にはさいたま市、静岡県には静岡市と浜松市の被保護者数を加算している。

4) 文部科学省「平成21、22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」。

5) 東京都：文部科学省「平成22年度学校基本調査　高等学校卒業後の状況調査」。大阪市および静岡県：「平成23年度学校基本調査　高等学校卒業後の状況調査」。大阪市は大阪府の数値を採用。埼玉県：「平成24年度学校基本調査　高等学校卒業後の状況調査」。全国の進学率は、文部科学省「平成21～23年度学校基本調査」のうち、「大学（学部）・短期大学（本科）への進学率（過年度高卒者等を含む）」の平均。

6) 東京都および埼玉県：「施設退所後に進学した学校」に回答した人のうち、「高校」と「その他」の割合から算出した人数を除した数値。大阪市：「専門学校、短大、大学などに進学し、卒業した（在学中）」および「専門学校、短大、大学などに進学したが、中退した」の割合から算出。

7) 調査回答者の大学等進学に関する数値には、過年度高卒者の進学も含むと考えられる。

8) 総務省統計局「平成24年　就業構造基本調査」参照。東京都および埼玉県は在学中の退所者を省いて有業率を算出しているため、自治体有業率も同様に東京都と埼玉県は〈（有業者総数－通学が主なもの）／総数〉で算出。自治体有業者率（15～24歳）：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」参照。東京都および埼玉県は在学中の退所者を省いて有業率を算出しているため、自治体有業率も同様に東京都と埼玉県は〈（有業者総数－通学が主なもの）／総数〉で算出。東京都退所者有業率：「働いている」＋「ときどき働いている」の値。大阪市退所者有業率：「現在の仕事の形態」の回答数／（回答者総数－母子生活支援施設退所者）。退所者非正規雇用率：各調査結果から、正規雇用（正職員）の割合を除したもの。自治体非正規雇用率（15～24歳）：総務省統計局「労働力調査」参照。東京都：総務省統計局「労働力調査　平成22年平均地域、雇用形態、年齢階級別」南関東の値、大阪市および静岡県：総務省統計局「労働力調査平成23年平均地域、雇用形態、年齢階級別」近畿および東海地方の値、埼玉県：総務局統計局「労働力調査平成24年平均雇用形態、年齢階級別」南関東の値。

9) 職業推移の職業名については自由記述の方法をとったため、103の職業が回答された。テキストによる形式的な分類ではなく、内容ごとにグループ化する質的な方法で分類することで、35の職業に収束させた。

10) 居住環境の推移については自由記述の方法をとったため、49の居住環境名が回答された。テキストによる形式的な分類ではなく、内容ごとにグループ化する質的な方法で分類することで、6つのグループに収束させた。

引用・参考文献


- 有村大士・山本恒雄・永野　咲ほか（2013）「児童養護施設におけるアフターケアの専門性と課題に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』50.（http://www.aiiku.or.jp/aiiku/kiyo/49pdf/49-111.pdf 2015/04/19）
- Goodman, Roger (2000) CHILDREN of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institution in Contemporary Japan, Oxford University Press.（=2006, 津崎哲雄訳『日本の児童養護――児童養護学への招待――』明石書店.）
- 神奈川県児童福祉施設職員研究会調査研究委員会（2013）「神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査神児研研修報告.（http://www.knsyk.jp/s/shiryou/pdf/24taisyojidou_houkoku.pdf 2015/04/19）
- 厚生労働省（2015）「社会的養護の現状について（参考資料）平成27年7月」（http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000090492.pdf　2015.08.07）
- 永野　咲・有村大士（2014）「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション――二次分析による仮説生成と一次データからの示唆――」『社会福祉学』54（4）28-40.
- 大阪市（2012）「施設退所児童支援のための実態調査報告書」.
- Peters, M., Clarl, Dworsky, Amy, and Courtney, E., Mark, et al.（2009）The benefits and costs of extending foster care to age 21. Chapin Hall at the University of Chicago.
- 埼玉県福祉部子ども安全課（2013）「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」.
- 静岡県児童養護施設協議会（2012）「静岡県における児童養護施設退所者への実態調査報告書」.
- 東京都保健福祉局（2011）「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」.


**キーワード：ライフチャンス**

政治社会学の領域では、「社会構造によって付与される個人の発展のための可能性」と定義される。英国では、調査によって退所者の過酷な生活実態が明らかとなり、ケアのもとにいる子どもたちのライフチャンスの低さが社会に衝撃を与えた。この状況が許容されないものであるとして社会の優先課題に位置づけられ、これを契機に「ライフチャンスを最高度に保障する」ことを掲げた社会的養護の大改革が実施された。

Ⅲ 国内外の動向

# 貧困下の子どもたちのために
## ――『ほっとプラス』の活動が問いかけるもの

NPO法人ほっとプラス 代表理事、聖学院大学 客員准教授 藤田孝典（ふじたたかのり）

**〈NPO法人ほっとプラスの活動とは〉**

わたしの所属するNPO法人ほっとプラスは、さいたま市見沼区に事務所を置く生活困窮者支援団体である。年間約300名の相談者が首都圏を中心に全国から訪れる。生活困窮者の相談内容は様々である。「アパートの家賃を滞納している」、「借金が返せなくなった」、「夫が失業して収入がなくて困っている」、「子育てに悩んでいて自殺したい」、「ホームレス生活になってしまった」、「病気があるが医療費が払えないから治療していない」など寄せられる相談は一様に深刻である。相談者の年齢も10代から80代まで幅広い。要するに、「生活に何か困れば何でも相談にお越しください」という形態で事務所を開放している。平日の10時から16時まで、電話やメール、来所などによる面接相談が行われている。

それらの相談を受けながら、必要に応じて緊急的に保護する活動も行っている。例えば、一時的に入居可能なシェルターや支援付きアパートをさいたま市内に8棟46部屋を借り上げていて、様々な事情で住居を失ったり、帰る場所がない相談者に提供している。相談者のなかで障害がある方については、障害者総合支援法に基づくグループホームを4部屋用意して保護や支援活動を行っている。常に相談が寄せられ、これらの社会資源は常に満室が続いている状況だ。需要は非常に多く、相談数に応じて社会資源を整備してきた背景がある。引き続き、貧困により住居すら失ってしまう人々に対して、社会資源を創造しながら適切に支援活動を展開していきたいと考えている。

**〈相談に来られる子育て世帯〉**

なかでも母子家庭やひとり親家庭からの相談や10代、20代の若者からの相談が寄せられる場合がある。まず日本の母子家庭貧困率は54％（2012年）である。そして、母子世帯の平均年間就労収入は171万円（2005年）であり、約7割の世帯が200万円未満の年収しかない（2006年）ことが明らかになっている。子育てをしながら働くことがいかに厳しい環境かが理解できる。働く雇用形態はパートやアルバイトなどの非正規雇用であるため、低賃金で安定した身分保証もない場合が多い。いわゆるワーキングプアの状態にある母子家庭やひとり親家庭が多く存在している。これらの相談者は生活困窮と併せて、借金や家族内の不和、子どもの不登校や非行、精神疾患や虐待問題など、複合的で多様な生活課題を有している場合が多い。そして、誰にも相談することができなかったり、適切な相談相手が周囲にいない場合も珍しくない。そのため、一人では生活課題に取り組むことが困難で、どうにもならない状態に陥っているとも言える。

これらの世帯に対し、児童扶養手当や生活保護申請の支援など必要な介入を行い、生活再建に一緒に

取り組む。そして現状を少しでも改善できるようにチームでアプローチをすることに心掛けている。例えば、複合的な生活課題を抱える相談者の場合、私たち福祉関係者だけで問題に立ち向かうのは得策ではない。初めから自分たちで解決できる問題ではないと認識する必要がある。

そのため、弁護士や司法書士、保健師や看護師、医師や精神科医など地域の多様な関係者（機関）と連携しながら、役割分担をしながら生活課題と向き合っていく。10年ほどさいたま市周辺で社会資源として理解のある各関係機関に通いながら、問題意識を共有した仲間たちとの連携であるため、意思疎通は十分である。これらの仲間と出会うまでが大変だった。一言で関係機関との連携といっても、各機関の守備範囲や支援領域がある。加えて、貧困問題を抱える相談者はお金が取れる対象ではない。そのため、協力者に対して、丁寧に説明し、活動の意義を理解してもらわなければ、仲間になってくれる可能性は低いのである。幸いにも現在は活動内容にご理解をいただき、多くの地域の皆さんの協力をいただきながらチームで支援ネットワークを構築することができている。

それらの人々と連携し、私たちソーシャルワーカーは、関係機関や他職種と会議や介入を繰り返し、調整を行いながら、問題解決に向けた舵取りを行う。借金の整理は進んでいるか、医療機関にはしっかり通院できているか、服薬管理はできているか、不登校は解消に向かっているか。ひとつひとつ、目標を掲げた生活課題の解消に向けて取り組んでいきながら、全体を見渡すことを行っていく。それによって、ミクロ（個別援助）レベルの支援はある程度、充実させることができるだろう。

そして、ここからが肝心であり、私たちの団体の真骨頂であるといえる。結論からいえば、ミクロレベルの福祉実践にとどまらない福祉実践をチームの仲間と展開していくのである。母子家庭は現場の実感でも公式な統計データでも貧困から抜け出せない社会構造の問題があることはお分かりの通りだろう。これは小手先で生活改善をして、少しだけ生活がしやすくなったから大成功と、支援を終わらせてはいけないことを意味する。特にミクロレベルへの介入のみでは不十分だと認識する必要がある。

母子家庭に安定した雇用が必要であること、児童扶養手当の支給水準が低いこと、生活保護申請がしにくいことなど、制度や政策面の課題や社会構造が生活のしにくさを生み出していることに気づく。これらの問題については、先ほどの支援チームが今度は政策提言や社会構造の変革を目指した取り組みを展開するチームへと変貌していくこととなる。

例えば、市民集会を開いて貧困問題の解決の必要性を広く周知したり、国会議員や地方議員に対してロビーイングを行い生活提言をしたり、出版物や刊行物を発行して広く考えを頒布したり、デモ行進や陳情なども行う。これらはソーシャルアクションと呼ばれ、マクロレベルの福祉実践ともいえる。このレベルにも介入する必要がある。

**〈相談に来られる10代や20代の若者〉**

さらに家族に頼ることができない若者が相談に来ることもある。児童養護施設で育ったり、家庭環境から親元に帰ることができないなど、様々な事情がある。当然、若年層に対する福祉施策は十分ではない。自立援助ホームなど一部で若者を包摂する社会資源が生み出されたが、数として十分なものを備えていない状況だ。頼れる親元がなければ、一人で就労し、家賃を支払い、生活全般をやりくりしていかなければならない。雇用が不安定化し、生活のしにくさが高まる現代社会において、家族がいないか、あるいは機能しないということは、社会生活を送る上で、大きなハンデとなってしまうと言える。

そして、これらの若者は広がり続ける非正規雇用によって十分な生活ができる賃金が払われなかった

り、ブラック企業などから労働法制を守ってもらえず、解雇や雇い止めを受ける場合もある。働いて自立していこうという意欲や意思をも妨げる労働環境が広がっている。高度経済成長期などは一部の労働を除いて、基本的には福利厚生なども充実しており、若者にとっては今よりも働きやすい環境があったといえる。現在は年功賃金や賞与も廃止、福利厚生や社会保険の一部まで削減された雇用環境が散見されている。

もはや若者が就労自立、経済的自立をする上では非常に困難な環境にあると言ってもいい。これらの雇用環境に目を向けることなく、働くことをやみくもに目指すことは決して良い結果を生まないだろう。以前よりも周到な就労支援や職業訓練などの自立支援プログラムが必要になってきたとも言える。

そして、これらは繰り返しになるが、本人たちが仕事を探せないのではないし、働きたいという意欲がないのではなく、雇用環境の劣化の問題も一要因である。ここに介入しない限りはいくら就労支援をして企業に押し込んでも、すぐにリタイアして戻ってきてしまうことになる。そのため、私たちが行っているのは、労働組合との連携や団体交渉による職場や処遇改善の取り組みだ。相談者が来られたら、場合によって労働組合員の仲間と一緒に企業に赴き、働き続けられるように交渉を行ったり、残業代未払いを解消したり、パワハラなどの不適切な扱いを改善してもらう。近年ではブラック企業が跋扈しており、若者が悪いわけではなく、企業の不適切な環境によって、働けない状態に追いやられる場合も多数見受けられるからだ。

例えば、就労支援を丁寧に行ったにもかかわらず、半年で企業を辞めてしまった若者がいる。彼は「上司とソリが合わなくて無断で仕事を辞めた」という。最初はなぜ一生懸命探し求めていた仕事をすぐに辞めてしまうのか、我慢が足りないのではないかと思っていた。しかし、実際には上司の40代の男性から執拗に指導という名目で殴られたり、怒鳴りつけられることが日常茶飯事だったという。この環境であれば、誰も仕事を続けることは不可能だろう。案の定、その企業では数カ月で退職していく仲間が多かったという。このように一見すると、本人のやる気や意欲の問題として処理してしまいそうになるが、企業や業界の構造に問題がある場合は、そちらへの働きかけが必要になるのは言うまでもない。そこで連携する仲間は労働組合なのである。これらの仲間とともに、ブラック企業対策や雇用の劣化に歯止めをかけるべく、政策提言やキャンペーンを実施してきている。

**〈「優しい暴力」からの脱却の必要性〉**

このように支援を行う上で、ミクロレベルだけでは改善できない問題があり、その際にはマクロにも介入する必要がある。しかし、多くの福祉関係者はマクロレベルへの介入まで至らない。日々の業務に追われ、社会構造や社会システムまで幅広く捉える余裕がなかったり、捉えていても無力感に囚われている場合がある。わたしはこのような支援者の態度や姿勢は「優しい暴力」だと思っている。「優しい暴力」とは、「社会システムからの疎外として生み出される当事者をミクロレベルの支援やケアで包摂する一方、必要にもかかわらず、マクロレベルの政策や社会に変革を与えない支援者の態度や姿勢」（藤田孝典2013）と定義している。この姿勢が変わらない限り社会変革はできず、支援対象者が増えていく流れは止まらない。私たち福祉関係者に求められているのは、当事者の苦悩から共通項を見出し、社会を変革する道筋を一緒に模索していくことではないだろうか。このマクロレベルへも介入するという覚悟と挑戦がなければ、どんなに丁寧な個別援助を行っていたとしても不十分と言える。

**〈社会保障制度の再構築とソーシャルアクションの必要性〉**

では、私たちは子育て世帯や若者の支援のために何ができるのだろうか。どのような社会を構想しながら取り組めばいいのだろうか。わたしは近年、社会福祉や社会保障の再構築が必要だと実感している。特に、住宅政策や教育政策への投資である。社会福祉といえば、高齢者・障害者・児童・母子などを中心に施策が展開されている。社会保障も年金・医療・介護などを中心に保障している。

これらの施策や保障の方法に偏りがあり、子育て世帯も若者も十分な支援を受けるには至っていない。子育て世帯や若者に限らず、家計負担が重たいのは住宅費である。例えば、相談に来られた3人の子どもがいる母子家庭では月収18万円のうち、10万円が家賃に費やされる。子どもが大きいため、ある程度広い居室面積が必要となる。首都圏でアパートを借りるとなると相当な家賃負担を覚悟しなければ家は確保できない。他の先進諸国では、家賃補助制度や公営住宅・社会住宅が整備されているため、ここまでの負担額にはならない。日本の場合は家賃負担ができない世帯に負担させてしまっていることが貧困や格差を広げる要因であると言っても過言ではないだろう。ハッキリいえば、こんなに子育て世帯や若者に厳しい環境を強いる国は先進諸国では珍しいと言える。

それから教育負担も高い。日本の奨学金は貸与型が基本であり、返済が求められる。住宅政策と同様に、他の先進諸国では給付型の奨学金が基本である。そのため、教育を受けることに躊躇する必要がない。日本では、貧困世帯からは大学卒業や高学歴の出身者は生まれにくい。教育費を負担できるか否かで子どもの将来が決定づけられてしまう。そのため、中学校あたりから勉強しても大学に行けないなら、勉強する意味や意義を見出せないという児童にしばしば出会ってきた。このような声に大人たちはどう応えるのだろうか。それでもまだ、希望を語り勉強の大切さを語るのだろうか。それとも給付型の奨学金を求めて立ち上がったり、大学や高等教育の負担軽減や無償化を求めて立ち上がるのだろうか。

子どもたちは大人の私たちの姿を見ているように思う。ここでも繰り返しになるが、ミクロレベルに向き合うだけでは不十分である。一見、優しく向き合っているかのような「優しい暴力」は、マクロレベルから見れば、生活課題を生む社会構造に何ら変化を与えることなく、結果として当事者を苦しい状態のままにさせてしまう。真の支援とは言えない。もう一歩踏み出してほしい。

昔から福祉関係者は「当事者を統制するのか」、「抑圧から解放させるのか」、ジレンマを抱えながら向き合ってきた。今こそ当事者を抑圧構造から解放すべく行動を起こす時期だと思っている。当事者や仲間と紡いでいくデモ活動やソーシャルアクションが社会変革を促すと信じている。人種差別や男女差別の抑圧を乗り越えようと闘ってきた先人たちにならい、ソーシャルアクションを展開してほしい。

参考文献

●藤田孝典「生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法の議論に参加して～日本型社会的包摂と『優しい暴力』に関する一考察～」『季刊福祉労働145号』現代書館　2013
●藤田孝典『下流老人 一億総老後崩壊の衝撃』朝日新聞出版 2015
●牧里毎治「ソーシャルアクション」『社会福祉学レキシコン 第2版』雄山閣出版

**キーワード：ソーシャルアクション**

ソーシャルアクションとは、広義の福祉を含む社会福祉の制度・サービスの創設・改善・維持をめざして国や地方自治体、つまり議会や行政機関に立法的・行政的措置を執らせようとする組織的な対策行動及び企業や民間団体に対して行われる社会的行動である（牧里毎治 1998）。社会システムの不備が当事者に不利益を与えている場合、その是正のためにアドボケイト（代弁）をして、社会構造や制度などに働きかけていく行動や方法を総じて呼ぶ。ソーシャルアクションの具体的な方法としては、議会への陳情や請願、署名活動、行政交渉や裁判闘争、世論喚起のためインターネットやソーシャルメディアによる宣伝や広報、出版やマスコミとの協働などがある。

Ⅲ 国内外の動向

# 国際比較から見た日本の子どもの貧困と社会的養護

名古屋大学大学院環境学研究科（社会学講座）准教授 上村泰裕（かみむらやすひろ）

社会的養護の問題を考えるうえで、貧困に関する動向をふまえることは必須である。その際、眼前の事象を必然と思い込むのではなく、日本の現状を国際比較によって相対化することが今後の作戦を立てるためのヒントになるだろう。子どもの貧困に関する研究は、英国のゴードン（Gordon et al. 2003, Gordon et al. 2012）や日本の阿部彩（2008, 2014）をはじめとする多くの学者によって進められてきた。本稿では、特に社会的養護の問題との関連を念頭に置いて、子どもの貧困の国際比較を試みたい。8枚の散布図を眺めることで、読者諸賢の常識が一つでも覆ることがあれば幸いである。

〈図 1〉不平等と子どもの貧困

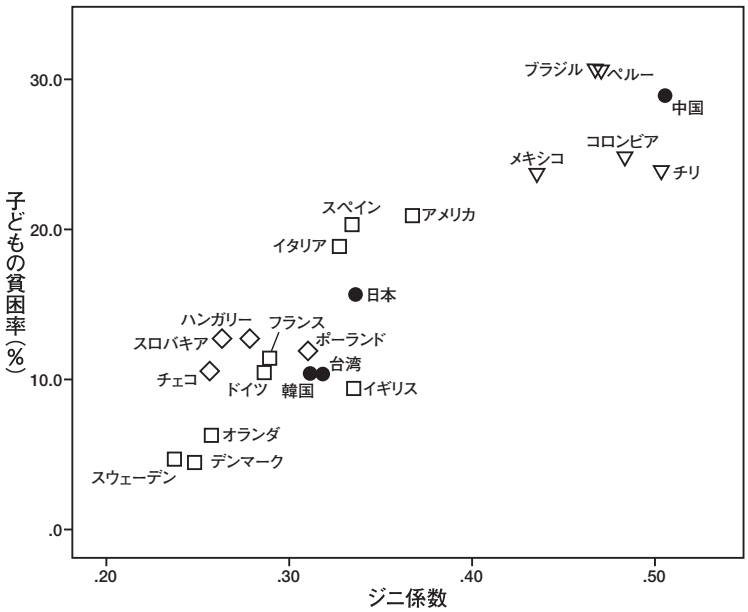


データ出所）LIS Cross-national Data Center, *Inequality and Poverty : Key Figures*. チリと日本はOECD, *OECD Family Database*（日本は厚生労働省『国民生活基礎調査』と同じ）。2010年の数字（中国は2002年、スウェーデンは2005年、韓国は2006年、日本・ハンガリー・ブラジルは2009年、チリは2011年）。以下、本稿の散布図では、東アジア諸国を●、欧米先進国を□、東欧諸国を◇、ラテンアメリカ諸国を▽で表わす。なお、ジニ係数は所得の不平等度を測る指標で、完全平等で0、完全不平等で1となる。一方、貧困率（相対的貧困率）は中央値（ちょうど真ん中の順位の人の所得）の半分（貧困線）より所得が低い人の割合をさす（詳しくは阿部 2008 : 44などを参照）。子どもの場合、自分の所得はないのがふつうだが、世帯の所得を人数で調整した値（世帯の所得を人数の平方根で割った値）を彼／彼女の所得とみなす。

## 1. 東アジアの子どもの貧困

日本を含む東アジア諸国の子どもの貧困にはどのような特徴があるのだろうか。ここではそれを、欧米先進国だけでなく、ラテンアメリカの中進国や東欧のポスト社会主義国との比較のなかで捉えてみたい（大陸間比較の方法については上村 2015を参照）。

**図1**は、不平等と子どもの貧困との関連を示している。先進国や東欧諸国は比較的平等であり貧困率も低いのに対して、ラテンアメリカ諸国は不平等かつ貧困率も高い。一方、東アジアでは、日本・韓国・台湾が欧米先進国に近いのに対して、中国はラテンアメリカに近く、地域に共通の特徴は見られない。日本は、アメリカ・スペイン・イタリアとなら

んで全体の中位にあるが、先進国のなかでは子どもの貧困率が高いほうである（15.7％）。

**図2**は、高齢者の貧困と子どもの貧困との関連を示している。例外はあるものの、欧州諸国は左下（高齢者も子どもも貧困率が低い）に集中しているのに対して、ラテンアメリカ諸国の多くとアメリカ、中国は右上（両者とも貧困率が高い）に位置づけられる。一方、韓国・台湾では高齢者の貧困のほうが深刻である。日本は高齢者の貧困も子どもの貧困も中位だが、欧州の優等生に比べれば両者ともに成績がよくないことがわかる。

## 2. 日本のひとり親世帯の特徴

子どもの貧困の問題は母子家庭などひとり親世帯の増加と結びつけて考えられることが多いが、国際比較から見て、日本のひとり親世帯にはどのような特徴があるのだろうか。データの制約から、以下ではOECD諸国に絞って検討することにしたい。

**図3**は、ひとり親世帯の子どもがどれほどいるか、また彼らのうち貧困線を下まわる子どもの割合はどれほどかを示している。日本のひとり親世帯の子どもは全体の12.3％であり、他の国と比べると少ない。一方、彼らの貧困率は50.8％と最も高い。図の右下に目を転じると、ひとり親世帯は多いがその貧困率はあまり高くない国もある。これらの国に比べて日本では、ひとり親世帯が少ないだけにその貧困問題が例外視されや

〈図2〉高齢者の貧困と子どもの貧困

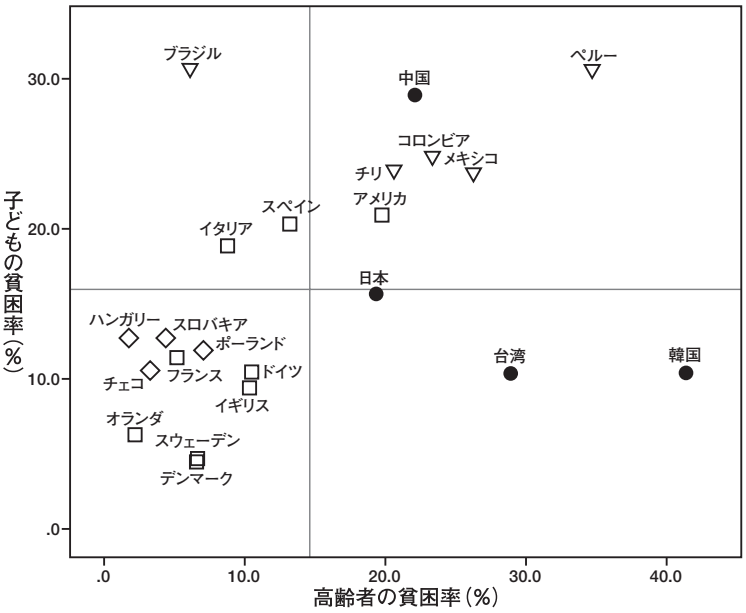


データ出所）LIS Cross-national Data Center, *Inequality and Poverty : Key Figures.* チリと日本はOECD, *OECD Income Distribution Database*（高齢者）およびOECD, *OECD Family Database*（子ども）。2010年の数字（中国は2002年、スウェーデンは2005年、韓国は2006年、日本・ハンガリー・ブラジルは2009年、チリは2011年）。

〈図3〉ひとり親世帯と子どもの貧困

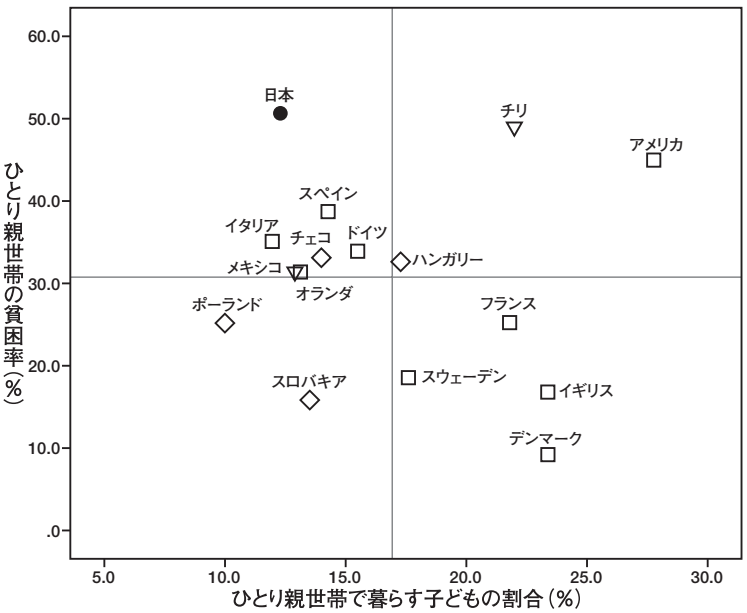


データ出所）OECD, *OECD Family Database.* ひとり親世帯で暮らす子どもの割合：2013年の数字（チリは2002年、日本とメキシコは2006年）。ひとり親世帯の貧困率：2010年の数字（日本とハンガリーは2009年、チリは2011年）。

すく、見過ごされやすい。

**図4**は、ひとり親世帯がどのくらい不利かを示している。すべての国に共通して、ひとり親世帯はふたり親世帯よりも貧困に陥るリスクが高い。しかし違いもある。ドイツなど左上の諸国では、ふたり親世帯の貧困率は低く、ひとり親世帯だけが苦労している。それに比べると、日本など右上の諸国では貧しいふたり親世帯も少なくない。とはいえ、日本ではひとり親世帯とふたり親世帯の格差が特に大きいことに驚くべきである。

### 3. ひとり親世帯の貧困の背景

日本のひとり親世帯の半数以上が貧しいのは、ひとり親、とりわけシングルマザーが働いていないからだろうか。ひとり親に対する就業支援さえ推進すれば貧困問題は解決するのだろうか。国際比較から導かれる答えは否である。

**図5**は、シングルマザーの就業率とひとり親世帯（母子世帯と父子世帯を含む）の貧困率との関連を示している。通常の想定に反して、就業率が高いほど貧困率も高いように見える。日本のシングルマザーの85.4％が働いているが、日本のひとり親世帯の貧困率は最も高い。言うまでもなく、ひとり親に対する就業支援は必要な施策であるが、それだけで貧困問題が解決すると想定すべきではないことをこのデータは示唆している。

**図6**は、GDPに占める政府の子育て支援支出（子ども手当・保育サービ

〈図4〉ひとり親世帯はどのくらい不利か

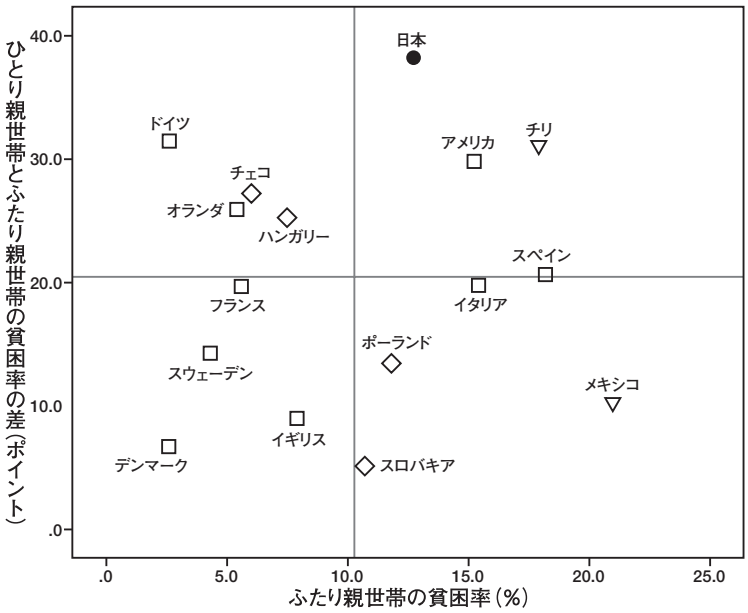


データ出所）OECD, *OECD Family Database.* 2010年の数字（日本とハンガリーは2009年、チリは2011年）。

〈図5〉シングルマザーが働かないから貧しいのか

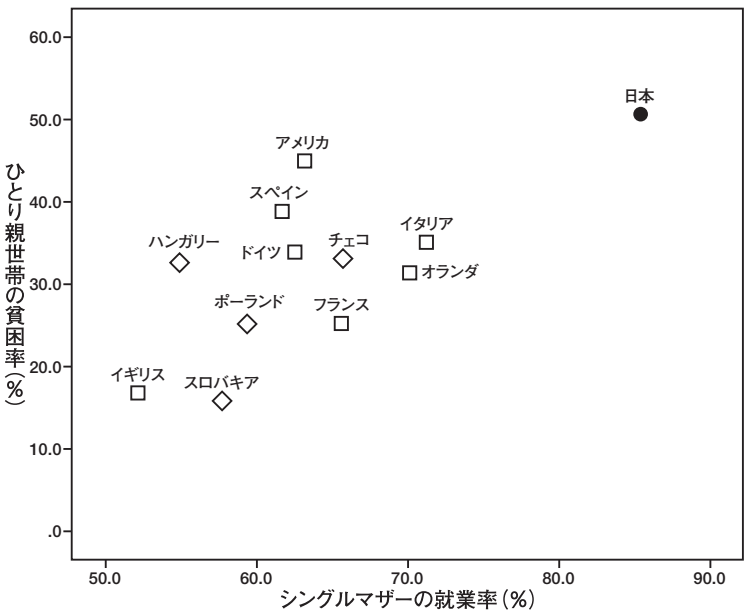


データ出所）OECD, *OECD Family Database.* シングルマザー（15～64歳）の就業率：2011年の数字（スウェーデンとデンマークは2005年、日本は2007年）。ひとり親世帯の貧困率：2010年の数字（日本とハンガリーは2009年、チリは2011年）。

〈図 6〉福祉国家が子どもの貧困を緩和する

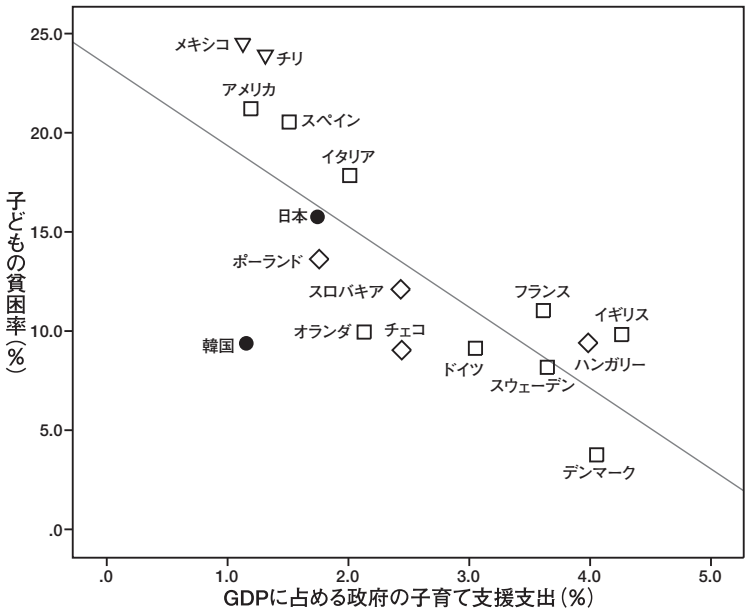


データ出所）OECD, *OECD Family Database*. GDPに占める政府の子育て支援支出：子育て関連の所得移転（子ども手当・育児休業給付・ひとり親手当など）、子育て家庭向けサービスへの公的支出（保育所・幼稚園の運営費や利用料補助など）、および子育て家庭への租税支出（扶養控除など）の合計。2011年の数字。子どもの貧困率：2010年の数字（日本とハンガリーは2009年、チリは2011年）。

〈図 7〉貧困率が高いのに社会的養護は少ない日本

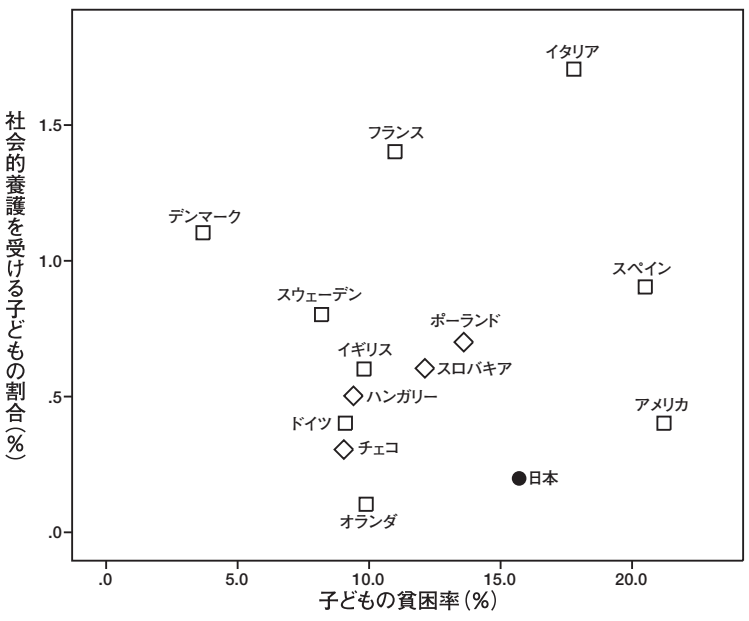


データ出所）OECD, *OECD Family Database*. 子どもの貧困率：2010年の数字（日本とハンガリーは2009年、チリは2011年）。社会的養護を受ける子どもの割合：11歳・13歳・15歳の子どものうち、政府の責任のもとで社会的養護（施設と里親を含む）を受けている子どもの割合。2010年の数字。日本については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童養護施設入所児童等調査』、および総務省統計局『人口推計』に基づいて計算した2013年の数字。

ス・扶養控除などの合計）と子どもの貧困率（ひとり親世帯とふたり親世帯の両方を含む）の関連を示している。ある国の子どもの貧困率を決めるのは政府の施策だけではないが、政府の施策が子どもの貧困の緩和と関連していることは明らかである。日本の子どもの貧困は、子育て支援策を拡充すれば、かなりの程度まで緩和できるのではないかと思われる。

### 4. 日本の社会的養護の貧困

子どもが社会的養護を必要とする理由は貧困に限らないが、貧困と関連する場合が少なくない。例えば、親の虐待による施設入所の背景にも貧困があることが多い（内海 2013：112）。しかし国際比較からは、むしろ日本の社会的養護の「貧困」が浮かび上がる。

**図 7** は、各国の子どもの貧困率と社会的養護（施設と里親を含む）を受ける子どもの割合を示しているが、両者は比例していない。日本の子どもの貧困率はOECD諸国のなかでは高いほうだが、社会的養護を受ける子どもは0.2％に過ぎず、オランダに次いで少ない。もちろん、貧困家庭が必ず社会的養護を要請するわけではないが、日本の社会的養護の少なさは問題がないことの証拠にはならず、多くの問題がやり過ごされていることを暗示してはいないか。

**図 8** は、20歳未満の人口のうち、施設で暮らす子どもと里親と暮らす子どもの割合を示している。このデータに基づいて、日本は「里親最貧

国」（開原 2012：17）と指摘され、「施設養護への依存が高い現状」（厚生労働省 2014：23）が憂慮されているが、おかしなことである。日本の問題は施設と里親を含む社会的養護全体が貧困なことであり、こうしたデータに基づいて児童養護施設の定員削減が云々されるに至っては全く荒唐無稽と言わざるを得ない。

本稿では、日本の子どもの貧困の特徴と背景を国際比較のなかに位置づけたうえで、日本の社会的養護の量的不足を指摘した。施設養護の劣悪さを言い募り、里親委託や養子縁組への転換を主張（Human Rights Watch 2014, 日本財団 2015）しても、問題は解決しないだろう。日本の施設養護が劣悪なのは、必要な資源投入を怠っているからであり、最も困難な子どもに対象を限定しているからである。眼前の事象の表層に囚われることなく、想像力を働かせてよりよい未来を構想したい。

**〈図 8〉日本の問題は里親委託率の低さではない**

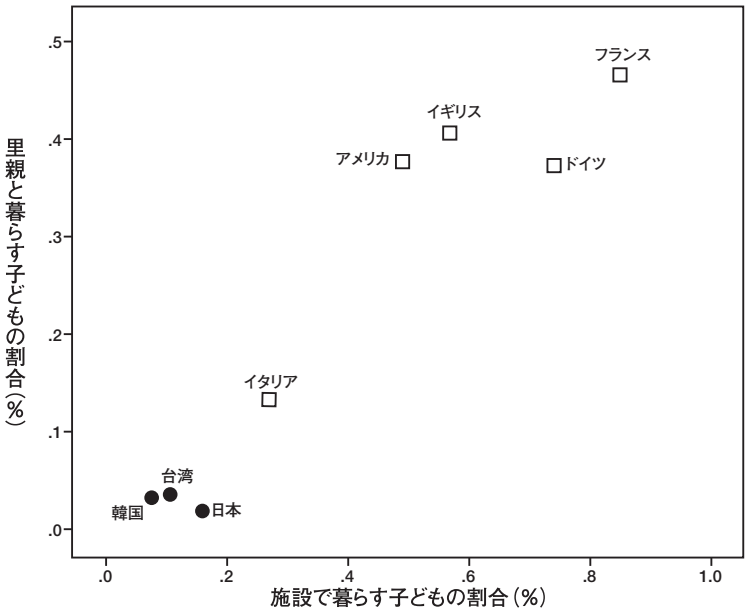


データ出所）開原（2012：19）の数字を各国の20歳未満人口で割って算出した。20歳未満人口は、OECD, *OECD Statistics: Demography and Population* による。台湾については、行政院主計総処『102年中華民国統計年鑑』による。図7とはデータの出所と対象年齢が異なるので、特にイタリアの位置などが大きく相違している。しかし、日本の社会的養護の貧困という結論は変わらない。

文献

●阿部彩, 2008,『子どもの貧困──日本の不公平を考える』岩波新書.
●阿部彩, 2014,『子どもの貧困Ⅱ──解決策を考える』岩波新書.
●内海新祐, 2013,『児童養護施設の心理臨床──「虐待」のその後を生きる』日本評論社.
●開原久代ほか, 2012,「家庭外ケア児童数および里親委託率等に関する国際比較研究」開原久代（研究代表者）『社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ──被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究』（厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業・平成23年度総括・分担研究報告書）.
●上村泰裕, 2015,『福祉のアジア──国際比較から政策構想へ』名古屋大学出版会.
●厚生労働省, 2014,「社会的養護の現状について（参考資料）平成26年3月」
（URL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf）.
●日本財団, 2015,『日本の社会的養護と特別養子縁組制度への提言──「社会的養護と特別養子縁組研究会」の立ち上げと取り組みから』日本財団.
●Gordon, David, and Shailen Nandy, 2012, "Measuring Child Poverty and Deprivation," Alberto Minujin and Shailen Nandy (eds.), *Global Child Poverty and Well-being: Measurement, Concepts, Policy and Action*, Policy Press.
●Gordon, David, Shailen Nandy, Christina Pantazis, Simon Pemberton, and Peter Townsend, 2003, *Child Poverty in the Developing World*, Policy Press.
●Human Rights Watch, 2014, *Without Dreams: Children in Alternative Care in Japan*（『夢がもてない──日本における社会的養護下の子どもたち』
URL：https://www.hrw.org/node/256544）.

**キーワード：福祉国家の国際比較**

福祉国家の国際比較研究の目的は、実行可能な社会政策の選択肢が複数存在することを実例で示し、各選択肢が人々の暮らしに及ぼす効果の違いを測定し評価することにある。政策の効果は自分の国を見ているだけでは捉えにくい。また、特定の国をお手本にして日本の現状を批判するタイプの研究も偏りやすい。国際比較の方法は、自国の問題を広い視野のなかに位置づけて理解し、よりよい未来を構想することを可能にしてくれる。

Ⅲ 国内外の動向

# 全英的取り組み「シュア・スタート」とリバプールにおける子ども貧困対策

## ―子どもの貧困対策先進国イギリスでのインタビュー調査から

長崎国際大学人間社会学部 講師 大西（おおにし） 良（りょう）

### 1. はじめに

わが国で初めて子どもの貧困対策を規定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013（平成25）年6月に成立した。この法律の基本理念（第2条）は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することである。ここでいう「生まれ育った環境に左右されることのない」とは、まさに貧困に生きる子どもが貧困の状態から抜け出すことであり、いわゆる貧困の連鎖（貧困の世代再生産）を断ち切ることである。

子どもの貧困対策において先を行くイギリスでは、すでに「Child Poverty Act 2010」（2010（平成22）年3月に成立）が施行されており、相対的貧困率の低減など、今後2020（平成32）年までに達成すべき数値目標が具体的に示され、貧困の撲滅に向けた取り組みが実行されている。

本稿では、イギリスにおける子どもの貧困対策に関する実践的な取り組みについて、筆者が2013（平成25）年2月～3月にかけてロンドンとリバプールの2都市で実施したインタビュー調査の内容を中心に紹介することにしたい。なお、本稿で紹介する内容は、公益社団法人社会福祉振興・試験センターより助成を得て行われた調査研究であり、「平成25年度社会福祉士・精神保健福祉士海外研修調査報告書」の一部を大幅に改編したものである。

### 2. ロンドンにおける子どもの貧困対策について

#### 1）チルドレンズ・センターにおけるシュア・スタートの取り組み

2012（平成24）年に行われたロンドンオリンピック・パラリンピックは記憶にも新しい。ロンドンは歴史的にインドやバングラデュ、アフリカ諸国などからの移民も多く、50以上の民族や異なる文化的背景を持つ人たちが多く暮らすヨーロッパ最大の国際的都市（グローバル・シティ）である。ロンドンの移民と貧困の問題は大変深刻であり、経済的に裕福な人々と貧困な人々が同時に存在する、いわゆる二極化現象が社会的な問題となっている。まさにロンドンは光と影が交錯する都市といえる。

1999（平成11）年より全英的取り組みとして、シュア・スタート地域プログラム（以下、「シュア・スタート」）が開始された。この頃の政権は、1997（平成9）年に政権政党となったトニー・ブレア首相（当時）率いる労働党内閣であった。この内閣は子どもの貧困問題に対して積極的な政策提案を行うとともに、2020（平成32）年までに子どもの貧困を撲滅する目標を掲げていた。シュア・スタートは、この目標を達成するための諸政策の一部として実施されたものである。

シュア・スタートの最大の目的は、経済的に困窮する子どもとその親の貧困と社会的排除の連鎖を断ち切ることである。そもそもシュア・スタートは、

Churchill Gardens Children Centre
Churchill Gardens School
SW1V 3EU
(Entrance in Johnston's Place,
Off Lupus Street)

Dear Parent

I would like to take this opportunity to introduce myself. I work within your local Children's Centre where a range of services and activities for parents with babies and children under five are offered.

The centre's aim is to provide information and support around all aspects of parenting and to offer useful links to your local community. We have a timetable of informal drop-in sessions held in a welcoming environment, where you can meet other parents or have a chat with any of the friendly staff.

As the outreach family support worker for this area I am available to visit you in your home if it is more convenient for you, or meet you here at the centre. Please do not hesitate to contact me should you need more information or want to arrange an appointment.

Kind Regards

Husina Begum - Work mobile: 07985642006
Email: hbegum@westminster.gov.uk
Centre Office: 020 7641 5923

SureStart Westminster NHS City of Westminster

〈図1〉チルドレンズ・センターの利用案内

1960年代からアメリカ全土で展開されているヘッド・スタート（貧困家庭への早期支援プログラム）をモデルにしている。当初、シュア・スタートは生活困窮および貧困率の高い一部の地域を対象に実施された。その後、規模や対象が拡大されていき、2003（平成15）年からは、イギリス国内に居住するすべての家族を対象に、家族支援と幼児教育・保育を一体的に提供するチルドレンズ・センターで広く実施されている。

チルドレンズ・センターは、イギリス国内のすべての地域に設置されており、2011（平成23）年時点で約3,600カ所に上る。すべてのチルドレンズ・センターは『チルドレンズ・センター運営の手引き（Sure Start Children's Centers Practice Guidance）』によって運営方針や業務内容が定められている。しかし実際には、チルドレンズ・センターで提供されるサービス内容は、地域の実情や実態に応じて多種多様であり、それぞれのセンターで様々なプログラムやサービスが実施されている。なお、図1は地域で生活する親向けのチルドレンズ・センターの利用案内である。

〈写真1〉Churchill Gardens Children's Centreの外観

〈写真2〉チルドレンズ・センター内の遊びの広場のための子どもの遊具

今回、筆者はロンドン中心部のウエストミンスター区にあるチルドレンズ・センター（Churchill Gardens Children's Centre）を訪問し、職員に聞き取り調査を行った。

写真1は、Churchill Gardens Children's Centreの外観である。もともと小学校の校舎として使用されていたこともあり、とても歴史を感じる建物である。建物正面の門をくぐると、三輪車や遊具などが置かれた小さなスペース（写真2）があり、子どもたちの遊びの広場が設けられていた。

ウエストミンスター区には、15のチルドレンズ・センターがあり、今回訪問したChurchill Gardens Children's CentreはSouth地区に位置する（図2を参照）。

このChurchill Gardens Children's Centreには

〈図2〉ウエストミンスター区にある15のチルドレンズ・センター
Churchill Gardens Children's Centre は⑭

様々な職種の専門スタッフが働いていた。

スタッフには、子どもの言語的発達のアセスメントや具体的支援を担うスピーチ・セラピスト（言語聴覚士）、子どもおよびその親への生活指導や作業活動の支援を担う保健師や作業療法士、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）などを経験した親へのカウンセリングや心理的支援を担う心理士、その他にも子どもの発達の遅れや特別なニーズをもつ子どもへの支援を担当する特別支援専門スタッフ、雇用に関する助言と支援を行う雇用専門スタッフ、妊婦や育児をする親への保育的助言や支援を行う保育専門スタッフなどが働いていた。これらの専門スタッフはそれぞれの専門的職務を担うとともに、各専門職がチームとなって様々な支援やサービスを提供していた。

特に注目したいのは、地域において貧困や孤立などの課題を抱える子どもや家族を発見して、チルドレンズ・センターにつなぐ役割を担うアウトリーチ専門のスタッフである。訪問したセンターには3名のアウトリーチワーカーが在籍しており、交代で地域に出ては課題や問題を抱える家族（子どもを含む）の早期発見・早期対応に当たっていた。このアウトリーチワーカーは、子どもの健康や発達、母子保健、親や家庭の保育状況などを総合的にアセスメントし、チルドレンズ・センターで提供されるサービスや支援につなぐ役割を担っていた。

### 2）早期家族支援に関する総合相談支援

今回、Churchill Gardens Children's Centre のキャサリン・ウェルケス（Cathorine Wilkes）氏（写真3）にインタビュー調査を行った。彼女は同センターの統括マネージャーであり、またSouth地区にある4つのチルドレンズ・センターの統括責任者でもある。以下にインタビュー調査で聞き取った内容の一部を示す。

〈キャサリン・ウェルケス氏へのインタビュー〉

ウエストミンスター区では12年前からシュア・スタートのプログラムが開始されている。ウエストミンスター区はロンドンの中心部であり、特にこの地域にはバッキンガム宮殿や首相官邸、ハイドパークなどがあって経済的にも豊

〈写真3〉Churchill Gardens Children's Centreの
キャサリン・ウェルケス氏

〈図4〉Action Planシート

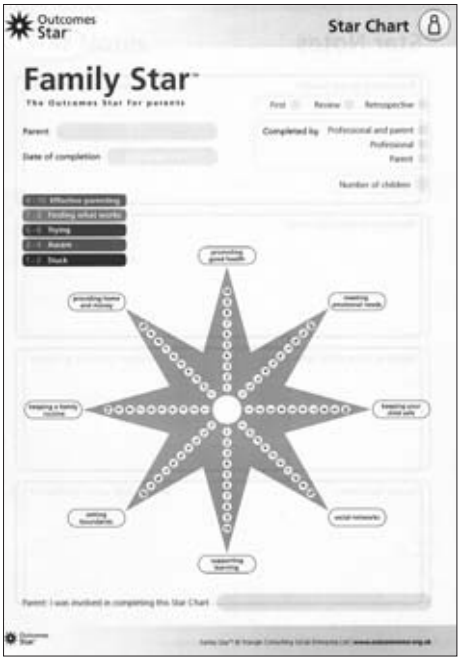


〈図3〉家族の機能を評価するFamily Starシート

かな地域である。しかしこの地域は、豊かさと裏合わせに貧しい地区も存在する。豊かな地域に貧しい地域が局所的に複数カ所存在することから、専門家の間でそれらはポケット（pocket）と呼ばれている。

ウエストミンスター区においても高い失業率やワーキングプア（in-work-poverty）の問題、家庭内暴力や児童虐待、親のメンタルヘルスの問題などがある。なかでも特に大きな問題は、移民や他の地域から移ってきた人々の「社会的孤立」の問題である。周りがとても豊かな地域であるため「私のような問題を抱える人たち（存在）は多くないだろう」と思い、いつしか知人や近隣などとの交流の機会が減り、家に閉じこもって社会的に孤立してしまうケースが多く見られる。その他にも、貧困を背景とする家庭内暴力や児童虐待などの不適切な養育に関する問題も多数発生している。

チルドレンズ・センターでは、ソーシャルワーカーによるアドバイスセクション（相談援助）が設けられている。特に、相談支援を希望するクライエントに対しては、Family Starシート（図3）を活用した家族機能評価が行われている。このセンターではFamily Starシートを用いて家族の健康度や子どもの安全性、家族の社会との関係性などを数値化して評価するとともに、それらで明らかになった課題や改善点に関して、Action Planシート（図4）を用いて具体的な目標や支援計画が立てられていた。

以上のようにチルドレンズ・センターでは、地域特性に応じたサービスが提供されるとともに、ソーシャルワーカーらによるアドバイスセクション（相談援助）が設けられるなど、乳幼児から就学前までの子どもとその親の総合相談支援が実践されていた。

### 3. リバプールにおける子どもの貧困対策について

#### 1）リバプールの子どもの貧困問題

リバプールは世界的にもビートルズが誕生した街として有名である。リバプールは、かつて17世紀末から18世紀にかけて、アメリカや西インド諸島との貿易で輝かしい繁栄を遂げた港町である。その一方でイギリス国内最大の奴隷貿易港として発展した背景を持つ。2004（平成16）年にはアルバート・ドック（写真4）をはじめ、リバプールのウォーターフロントが世界遺産に登録されている。アルバート・ドックは19世紀半ばに建設されたドック（Dock）であり、船の建造や修復、係留するための施設である。リバプールの繁栄はドックとともにあると言っても過言ではない。しかし、20世紀に入り鉄道や道路の整備によって商業船は激減し、それに伴って多くのドックが閉鎖されていった。造船産業の衰退に比例して、失業や低所得などの貧困問題が大きくなっていった。現在でも貧困問題はリバプールで最も重大な課題の1つである。

そこで今回、リバプールにおける子どもの貧困の現状についてリバプール市の行政担当であるフランク・ハント（Frank Hont）氏（写真5）にインタビュー調査を行った。以下にその内容を整理して示す。

〈フランク・ハント氏へのインタビュー〉

現在においても、学校が6週間の夏休み（長期休暇）になるとお腹を空かして過ごしている子どもたちがいる。リバプールは、一見して豊かな街に見えるかもしれないが、しかし実際には貧困のpocketがあちらこちらにあるのが現状である。リバプールでもフードバンク（Food Bank）という取り組みが行われている。フードバンクとは、主に教会系の団体がボランティアで実施している無料で食料を提供する取り組みである。このフードバンクは、日々の食べ物に困るワーキング・プアの人たちや経済的に困窮するひとり親世帯などが多く利用している。また、ここリバプールでは、イギリス政府の取り組みとは別に、市議会や学校が一緒になって子どもの貧困対策に取り組んでいる。特に貧困と教育の関係は重要な課題として位置づけて対策を講じている。貧困の状況で生活する子どもたちの中には「働いて何かを成し遂げる」という意識が乏しい場合がある。家族が失業しているのを見て、子どもは「なぜ私は学校の成績をよくしなければならないのか」、「なぜ働かないといけないのか」などと疑問を抱くことがある。そのような子どもに向上心を持たせ「あなたもできるのだ」という意識を抱かせることがとても必要である。つまり、貧困の中で生きる子どもに希望を持たせることが何よりも大切なことである。

〈写真4〉世界遺産にもなっているアルバート・ドック

〈写真5〉リバプールの行政担当として貧困対策に取り組むフランク・ハント氏（右側）と筆者

インタビューの最後にFrank-Hont氏は、リバプールの行政職員として、これからも子どもが希望を持てるような機会を社会全体でつくり出す施策を積極的に行っていきたいと語っていたことが印象的であった。

### 2）最貧困地区でのソーシャルワーク実践

貧困地域で活動するソーシャルワーカーは、子どもが生きる生活そのものを正確に捉えることが重要であり、経済的な問題に起因した他の問題にもしっかりと目を向けることが必要であるとフランク・ハント氏は語っていた。さらに、貧困による生活苦から親が子どもへの暴力や虐待へ追い込まれるケースもあり、貧困によって精神的な健康を失うことや人との付き合いがなくなって社会的に孤立することもある。そして、貧困はその人の生きる意欲さえも失わせていき、最悪の場合、人を死に至らせることもある。貧困に生きる子どもの中には、厳しい環境の中で、心がくじけ、夢や希望を持てずにいる子どもがおり、自尊心が傷つき自暴自棄になる子どもや、何事にもやる気を持てず諦めてしまう子どもたちもいる。ここリバプールには、貧困によって生きるエネルギーが奪われてしまう子どもたちが数多く存在すると話していた。

実際にリバプールでも貧困が世代間で連鎖し、なかなかその中から抜け出せないでいる子どもたちが多数存在していた。ソーシャルワーカーはそんな子どもに寄り添い、苦痛を和らげ、貧困解決のための輪を広げていく支援を展開していた。それは、子どもや家庭が社会の中で孤立しないように居場所を作ったり、コミュニティ全体で貧困を解決すべき社会的課題として認識し、行動できるような方策を開拓していくことであった。実際に活動するソーシャルワーカーが、「我々には子どもの夢や希望を大切にできる社会の基盤を形づくる技量が求められる」と語っていたことがとても印象的であった。筆者自身、リバプールでの官民一体となった地道な支援が、子どもの将来を明るく照らすものになると強く感じた。

## 4. まとめ

今回の経験から、子どもの貧困問題に対する地域における総合相談支援の必要性を痛感した。貧困の根絶には、保育支援、教育支援、就労支援、財政支援などの包括的な支援が必要不可欠であり、またチルドレンズ・センターで行われているシュア・スタートやリバプールの最貧困地区でのソーシャルワーカーによる相談支援は大変参考になった。

イギリスでは、貧困に対する包括的な支援が地域に根ざした形で実施されており、その制度的システムはわが国にも必要なものであると感じた。またワーキング・プアや貧困の世代間連鎖の問題に関しては、個人への直接的な支援と同時に社会全体へのアプローチが不可欠であると痛感した。まさに貧困に陥る人を孤立させず必要な支援を届け、貧困そのものが生まれにくい社会をいかに創造するか、それが今の我々に突きつけられた大きな課題だと思う。

**キーワード：シュア・スタート（Sure Start）**

シュア・スタート（Sure Start）は、「子どもの人生の確かな出発（船出）」と訳されることもあるが、イギリスにおいて1999（平成11）年から実施されている貧困の連鎖を断ち切るための家族への早期支援政策のことである。開始当初は、イギリス国内の経済的に困窮する人々が多く住む地域に限って実施されていたが、2003（平成15）年からは、就学前（0～5歳未満）の子どもをもつすべての家族を対象に、家族支援と幼児教育・保育を一体的に提供するチルドレンズ・センターで広く実施されている。

Ⅲ 国内外の動向

# 2つのシェルターから学ぶ若年ホームレス支援

## ──カナダ・トロントのユース・シェルター見聞録

東京社会福祉士会 澁谷（しぶや） 泉（いずみ）

**はじめに**

トロントは、カナダ・オンタリオ州に位置する同国最大の都市。人口は約279万人（2014年）。カナダ経済の中心都市であり、金融、通信、運輸、メディアなど様々な経済基盤が集中している。また、カナダに入国してくる移民をもっとも受け入れている都市でもあり、総人口における外国生まれの人の割合は半数近くにものぼると言われている。街にはあらゆる人種の人々があふれ、それぞれが異なる文化・価値観の中で生活している。

カナダの中でも比較的裕福な都市であるトロントにも、貧困問題は確実に存在する。トロント地域最大のフードバンクであるDaily Bread Food Bankの調査によると、フードバンク利用者の平均収入は1カ月約750ドル、そのうち家賃が占める割合は71％。家賃を支払うと、手元には1日6.13ドルしか残らないことになるという。そのため、41％の大人と16％の子どもが1週間のうちに少なくとも1度は空腹を感じ、そのうち31％がお金がないために終日何も食べないことを経験しているというのだ。

当然、街中ではホームレスの姿が頻繁に見かけられる。中には「少年」ともよべるような若いホームレスの姿も散見される。彼らの存在は、トロント市民の中でも大きな関心事であり、様々な支援も実施されている。筆者は東京でホームレスの支援に関わる仕事に就いているのだが、2014年4月から1年間、このトロントで生活する機会を得た。当然の成り行きとして、カナダにおけるホームレス支援に興味を持った筆者は、ホームレスや低所得者に食事を提供する「スープキッチン」とよばれるスペースでボランティアをしながら、数カ所のシェルターを訪問させてもらった。本稿では、特に若年ホームレスを対象としたシェルターに的を絞り、支援の在り方について日本との違いを考察していきたい。

**1. トロントの若年ホームレスの概況**

2013年の調査によると、トロントにおける路上生活者は447人、シェルター等の滞在者は3,970人となっている。カナダ全体のホームレス人口は約3万5,000人であるから、全体の13％がトロントで生活していることになる※1。ちなみに、日本全体でのホームレスの数は2012年時点で9,576人※2。人口が約3,500万人のカナダに比べてずいぶん少ないように感じられるが、日本の厚生労働省が路上生活者を「ホームレス」と定義しているのに対し、カナダではシェルター滞在者も含めた、恒常的な住居を持たない人を「ホームレス」と定義している点を忘れてはならないだろう。

また日本との決定的な違いは、カナダでは16歳以上は児童養護の対象ではなくなるため、20歳に満たない若年層のホームレスが多く存在しているということだ。日本では基本的に10代であれば児童

養護の対象とされ、自らの意思でホームレスになることは非常に難しい。もちろん日本にも20歳前後の若いホームレスは存在するが、若年層特有の問題にフォーカスした支援というのは制度的な担保もなく、彼らに特化したシェルターもほとんど存在しない。一方、トロントでは若年層をターゲットにしたシェルターがいくつか存在し、コミュニティーの中でも大きな存在感を持っていた。これは日頃から若年層に特化した支援施設の必要性を感じていた筆者にとって、非常に新鮮であった。

### 2. 若者に特化した2つのシェルター

① Covenant House

Covenant Houseは、ダウンタウンのど真ん中に位置するトロント最大のユース（16歳～24歳）を対象としたシェルター。風格を感じさせる建物に一歩足を踏み入れると、まるでクラシックホテルのような重厚なリビングルームで思い思いにくつろぐ利用者たちの姿を目にすることができる。その内部は男女別の居室や食堂、プログラムを実施するためのスペース、施設内に配置された学校（オンサイト・スクール）、簡易な医療を提供するクリニックなど、セクションごとに仕切られ、まるで巨大なコミュニティセンターのようであった。

この施設の年間利用者は約3,000人、過去32年間の利用者はおよそ9万人にも及ぶという。その存在はトロント市民の中でもすっかり定着しており、チャリティーイベントを開催すると、ひと晩で100万ドルもの寄付金を集めてしまうほど「老舗の」シェルターなのである。

このシェルターでは、24時間365日、緊急保護的な宿泊はもちろん、教育、就労、生活訓練などを目的とした様々なプログラムや医療の提供が行われている。ちなみに、看護師が常駐しているクリニックはホームレスだけでなく、健康保険に加入できない地域住民にも開放されている。

Covenant House／
大学のカフェテリアのような広々としたダイニングルーム

② Youth Without Shelter

一方のYouth Without Shelterは、1986年、トロント郊外に教師やカウンセラーによって設立されたユースのためのシェルター。こちらはCovenant Houseよりもややカジュアルな雰囲気で、筆者が訪れた際には、クリスマスの飾り付けが行われている真っ最中であったため、非常ににぎやかであった。

こちらの施設も24時間365日利用者に対応しており、およそ50床のベッドルームは緊急保護用30床、教育プログラム利用者用居室として20床という配分で使用されている。現在までの通算利用者数は約1万4,000人とのことであった。

### 3. 自立を促す教育支援

この2つの施設は、日本のシェルターにはない重要な機能を持っている。それは教育支援のプログラムである。若年層のホームレスは、ハイスクールを卒業できていないケースも少なくない。その場合、本人がどれだけ仕事に就く意欲があったとしても、継続的な職を得るのは非常に困難である。そのため、ユースを対象としたシェルターでは、彼らにハイスクールを卒業させるためのプログラムを用意しているのだ。

Covenant Houseでは、施設内に設置された教室、オンサイト・スクールでハイスクールの講義を受講することができ、無事にそのプログラムを修了すれば、ハイスクール卒業の資格を取得することができ

る。また、Youth Without Shelterでは、シェルターで生活しながら地域の学校に通うというプログラムを実施している。

高校卒業資格がなければ職を得ることが難しいのは日本も同様である。しかし残念ながら、トロントのシェルターで行われているような就学のプログラムは、筆者の知る限り存在しない。早いタイミングで人生の立て直しを図るには必要な施策と思われるだけに、日本での教育支援プログラムの実施を望まずにはいられない。

Covenant House／
ジョブトレーニングで使用されるキッチン

Covenant House／
アートセラピーで制作されたドレス。制作者は性同一性障害の男性利用者だとか

### 4. 就労支援の新しい試み

ホームレスを経験した若者の自立を促すためのもうひとつの最重要課題として、就労支援があげられる。当然、ユースのシェルターでも専門のジョブトレーナーが配置されていて必要な支援を行っているのだが、「なにがなんでも仕事に就かせる」という姿勢ではなく、どちらかというと時間をかけてじっくり探すことが重視されている印象であった。

特にユニークだったのは、Covenant Houseで行われていた食のスペシャリストを養成するプログラムである。Covenant Houseには、レストランの厨房のようなプロ仕様のキッチンがあり、そこでレストランのコックになるための研修プログラムを実施しているのだ。そのキッチンで調理された食事は、シェルターでのランチとして利用者に提供される。研修生たちは実際の現場でプロとしての修業を積み、16週間の実習を終えると、専門の就労支援員（ジョブ・デペロッパー）が斡旋した仕事に就く。ジョブ・デベロッパーは、レストラン関連の仕事のスペシャリストとして、斡旋後も研修生が雇用先に定着するまでアフターフォローを行うことになっている。

このプログラムはスタートして間もないとのことだが、スタッフによると「もっとも成功したプログラム」であり、「今や希望者が多すぎてプログラムに参加すること自体が難しくなってしまうほど人気が出てしまった」のだという。同様のプログラムは、前出のフードバンク、Daily Bread Food Bankでも実施されていた。こちらも非常に実績を上げているとのことで、仕事の経験が少ない若年層には、時間をかけて専門のスキルを習得させ、ある程度の経験と自信をつけることが効果的であることを実感した実践であった。

### 5. 自分を発見し自立につなげる支援

日本で「自立」というと、どうしても経済的な自立のイメージが強く、若年ホームレスへの支援も就労支援に偏りがちであるが、このふたつのユース・シェルターではもっと広い意味で「自立」が捉えられている。つまり、自分の能力や才能を発見し、それを伸ばしていくこと、あるいは自らが自分の生きにくさや心の傷をいやしていけるようになることが「自立」への第一歩と考えられているのである。

その視点に基づき、両施設では教育プログラムの他に非常に多くのワークショップを実施していた。Covenant Houseでは、メンタルヘルス・プログラムのカウンセリングはもちろん、それと並行してアートセラピーや料理、ガーデニング等を通して利用者の心のケアを行っている。これらのワークショッ

プで制作された作品は、しばしばチャリティとして販売され、収益はワークショップの経費に還元されているという。

Youth Without Shelterはさらにワークショップが充実しており、基本的な生活技術や社会的スキルを身に着けるための600以上におよぶワークショップを開催している。その具体的な内容は、金銭管理や性教育、薬物乱用、怒りのコントロール、コミュニケーション、自尊心の開発など多岐に及ぶ。当然、開催にあたっては、内部スタッフだけでは賄いきれないため、17団体ほどのパートナー機関を確保し、彼らと連携して講座の運営にあたっている。シェルター利用者はこれらの講座を午前と午後、支援計画に基づいて受講しているのである。

Youth Without shelter／
ワークショップに使用される多目的ルーム

Youth Without shelter／
毎日開催されるワークショップの日程は、カラフルに色分けされて掲示されている

「好きなことをやらせると自信につながります。まずは子ども達にモチベーションを持たせること。そこから情緒的な問題が解決されていくんです」。プログラムの説明をしてくれたYouth Without Shelterのスタッフは多様なワークショップの必要性をこう強調した。

若年層のホームレスが様々な生きづらさや家庭環境から、心に深い傷を負っているのは日本も同様である。彼らの抱えている問題は千差万別であり、通り一遍の支援ではなかなか効果が上がらない。早いタイミングで彼らを再び社会の中にインクルージョンしていくためには、このような多様な選択肢から最適な支援を選択できる制度が求められているのではないだろうか。

### 6. たくさんの大人たちとの継続的なかかわり

トロントのシェルターを訪問する中で、非常に印象的だったのは、スタッフの多さと勤続年数の長さである。たとえば、Youth Without Shelterでは50人の入所者に対して、フルタイムのスタッフは22人、パートタイムのスタッフは25人という配置である。これらのスタッフはケース担当、ハウジングサポート、ジョブサポート、ワークショップの企画運営等の分担ができており、一人のケースに関して、複数の専門職が関わるというシステムが構築されている。

どの施設でもケース担当のワーカーが受け持つケースは8人ほどで、担当チームでのケースカンファレンスやチームミーティングもほぼ毎週行われているとのことであった。このように手厚いスタッフ配置は利用者一人ひとりにじっくり向き合えるという点だけでなく、ワーカーの精神的な消耗を防止するという点でも非常に効果的であるようだ。実際、各施設のスタッフの勤続年数はみな10年、20年は当たり前とのことであった。長く勤務しているスタッフが多ければ多いほど、継続的な支援が可能になることは言うまでもない。

また、東京でホームレスの支援に関わる筆者が何よりも羨ましかったのは、トロントのこのふたつのシェルターは、たとえ途中で退所してしまっても、何度でも戻ってくることができることであった。それに加えて、利用期間も25歳になるまでであれば制限はない。日本のホームレスを対象とした自立支援センターが利用回数制限と利用期間制限を設けていることと比較すると夢のような制度である※3。

チーム内の運営もスタッフだけで決めてしまうのでなく、時には利用者の意見も取り入れて実施されている。例えば、Youth Without Shelterでは、利用者からの提案で、毎週金曜日の夜にパーティを開くことになったという。もちろん飲酒禁止や終了時刻などの条件は設けられたが、企画運営はスタッフと利用者が協力して行い、大成功。今では毎週金曜日の恒例行事としてすっかり定着しているとのことであった。「彼らは大人たちとの共同作業によって目的を達成させる手段を学び、さらに自らの意見が反映されることによって自分の価値を信じることができるようになったんです」。シェルターのスタッフは少し自慢げに話してくれた。

またCovenant Houseでは、退所後のアフターケアとして、施設から自立していった元利用者に無料でランチや食料を提供している。元利用者はランチを食べながら、あるいは食料を受け取るついでに、必要であればいつでも自分の元担当ワーカーと面談することができるのである。

「ここを卒業していった後でも、彼らにはたくさんの困難が立ちはだかります。そんな時にはすぐに相談に来ることができる場所としての施設の役割も重要です。私たちは彼らと長年にわたって関わってきているのですから」。いったん路上に出てしまった子ども達は家族との絆が断ち切られているケースも少なくない。Covenant Houseのスタッフの指摘の通り、困ったときには顔見知りの職員が迎えてくれて、継続的に相談に乗ってくれる場所は、自立後の彼らにとって非常にありがたい存在なのではないだろうか。

## おわりに
### ――若年ホームレス支援に求められるもの

「ユースのシェルターに入所してくる子どもや若者は、家族とのつながりが断絶されている場合が多い。彼らに必要な支援は彼ら自身のストレングスを探し出し、自己尊厳を培うことです」。前述のYouth Without Shelterのスタッフは強調する。実際にトロントのシェルターでは以上のような視点に基づいて様々なプログラムが実践されていた。安全な部屋とベッドを提供することは非常に重要なことである。しかし、それだけでは路上を経験した子どもや若者を社会の中に再統合していくことは難しい。彼らが自立というゴールに達するまでには、彼ら自身が抱える生きづらさやトラウマを解消していくことが必要なのである。

カナダと日本では文化的背景も異なるし、貧困の状況も同じとは言えない。しかし社会からドロップアウトしてしまう子どもや若者が抱えている問題自体はそれほど異なるものではない。トロントで実践されている支援の中には、日本の若者にも非常に有効であると思われるものが数多く存在した。生きづらさを抱えている子どもや若者たちの支援は一筋縄ではいかない。おそらくトロントのシェルターでの支援も完璧なものではないだろう。しかしそれでもなお彼らの視点や具体的実践は筆者にとって非常に示唆に富むものであった。

注）

※1　http://www.homelesshub.ca/community-profiles/ontario/toronto（2015.7.29）

※2　厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」（平成24年1月実施）より

※3　東京都23区で実施しているホームレスのための自立支援センターは利用回数を3回までと定めている。また期間もおおむね6カ月が限度とされており、約2カ月以内に仕事を見つけられなければ退所となる。

**キーワード：シェルター**

日本ではDV被害者や子どもを一時的に保護する施設を指すこともあるが、ホームレス緊急一時宿泊施設の略称として使用される場合もある。しかし、その事業自体の運営が各自治体によって異なるため、一般的にはあまり定着していない。東京23区においては、就労自立をめざす施設である自立支援センターがホームレス対策の主軸になっている。一方、北米においては、住居を喪失した人が一時的に暮らす施設として、その存在は広く認知され定着している。

Ⅲ 国内外の動向

# ケニアの子どもの貧困

## ──カカメガ男子更生学校と「ケニアの未来プロジェクト」

元青年海外協力隊（ケニア） 長谷川（はせがわ） 大（ゆたか）

本論では、「ケニアの子どもの貧困」というテーマのもと、ケニアの子どもたちが置かれている現況を考えてみたい。本論については、「データから見るケニア」、「Kakamega Boys Rehabilitation School（カカメガ男子更生学校）の子どもたち」「ケニアの子どもたちの未来づくりにかかわる日本人の取り組み」の3部から構成されている。

〈図1〉ケニアと周辺の国々

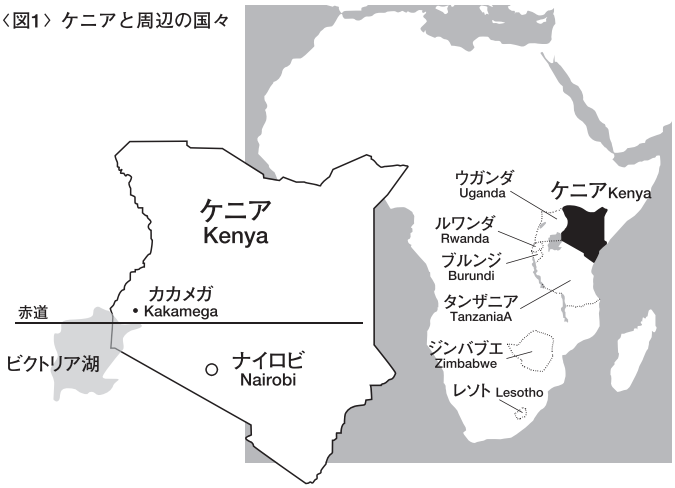


### データから見るケニア

筆者は大学の幼児・初等教育課程で保育者、教員養成に携わった後、ケニアのカカメガ男子更生学校に青年海外協力隊員として赴任し、支援活動を行ってきた。

ケニアはアフリカの東部[1]に位置しており、1963年に旧宗主国のイギリスより独立した。面積は日本の約1.5倍の58.3万平方キロメートル、人口は約4,435万人[2]である。ケニアではキクユ族、ルヒヤ族、カレンジン族、ルオ族、マサイ族など、様々な民族が共に生活を送っている。日本で有名なマサイ族のケニアにおける人口構成比は、実のところ僅か2％[3]といわれている。それぞれの部族が独自の文化や言語をもっているため、基本的なコミュニケーションは公用語となるスワヒリ語もしくは英語で行われている。私が活動を行っていたケニア西部に位置するカカメガでは、人口の多くがルヒヤ族であり、ケニアに在留していた頃は、ルヒヤの友人が伝統行事であるBull FightingやCircumcision（割礼）の儀式の行い方を誇らしげに教えてくれた。

経済の面では、「世界子供白書2015（要約版）」[4]によると、東アフリカ共同体（East Africa Community：ケニア、ウガンダ、タンザニア、ブルンジ、ルワンダの5カ国から構成される、図1）の中では一人あたりの2013年のGNI（Gross National Income：国民総所得）が930米ドルと一番高いものの、世界全体の中で見れば下位の方に属する。日本の2013年のGNIは、46,140米ドルとなっている。参考までに、民間の会社でセキュリティガードマンをしている30代のカカメガ在住の友人が教えてくれた彼の月収は、約6,000Ksh（日本円で7,260円程。1Kshを

〈表1〉Kenya's HDI trends based on consistent time series data and new goalposts

| | Life expectancy at birth | Expected years of schooling | Mean years of schooling | GNI per capita (2011 PPP$) | HDI value |
|---|---|---|---|---|---|
| 1980 | 57.8 | 9.3 | 2.7 | 1,822 | 0.446 |
| 1985 | 59.5 | 9.2 | 3.4 | 1,727 | 0.459 |
| 1990 | 59.1 | 9.1 | 4.2 | 1,894 | 0.471 |
| 1995 | 56.0 | 8.7 | 5.1 | 1,760 | 0.463 |
| 2000 | 52.9 | 8.4 | 5.9 | 1,759 | 0.455 |
| 2005 | 54.7 | 9.7 | 5.9 | 1,856 | 0.479 |
| 2010 | 59.6 | 11.0 | 6.3 | 2,029 | 0.522 |
| 2011 | 60.4 | 11.0 | 6.3 | 2,072 | 0.527 |
| 2012 | 61.1 | 11.0 | 6.3 | 2,100 | 0.531 |
| 2013 | 61.7 | 11.0 | 6.3 | 2,158 | 0.535 |

（出所）UNDP. Human Development Report 2014 KENYA, 2014, p.2.をもとに作成

〈図2〉Trends in Kenya,Lesotho and Zimbabwe's HDI 1980-2013

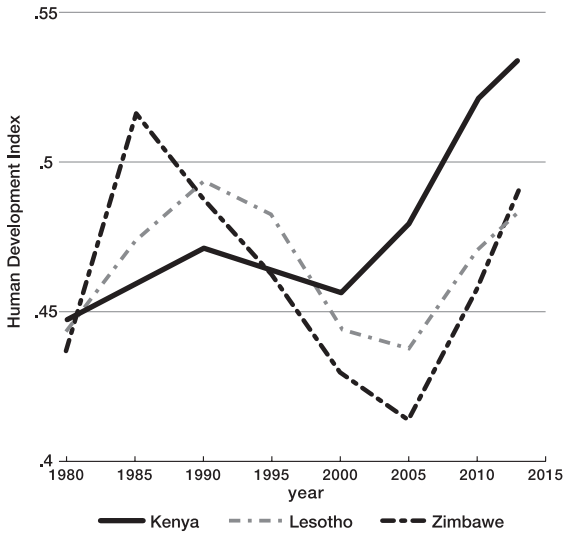


（出所）UNDP. Human Development Report 2014 KENYA, 2014, p.3. をもとに作成

※Lesotho（レソト）、Zimbawe（ジンバブエ）の位置については図1参照

1.21JPYで計算）であった。

HDI（人間開発指数：保健、教育、所得という人間開発の3つの側面に関して、ある国における平均達成度を測るための簡便な指標）においては、ケニアの2013年の値は0.535[5]であった。1980年からのケニアにおけるHDIの推移は、表1に示す通りであり、また、他の国との比較を示したものは図2の通りである。日本の2013年のHDIの値は0.870であり、187カ国中17位[6]、ケニアについては、187カ国中147位[5]であった。表1が示す1980年後半からの平均寿命の悪化は、HIV/AIDSの流行によるものと考えられ、1984年から2006年の間に、成人人口の7％および10万人以上の5歳以下の子どもがウィルスに感染し、1日あたり350人が亡くなった[7]。2013年における15～49歳のHIV/AIDSの感染者数の割合は、約6％[8]とされる。こうした背景の下、私が赴任していた更生学校では、HIV/AIDSに対する教育がよく行われており、また、ケニアの友人や同僚の先生との会話の中でも、HIV/AIDSを話題にした会話を度々聞くことがあった。ケニアの人々にとってHIV/AIDSは、とても身近で重要な問題の一つである。

子どもたちの就学状況については、家庭に金銭的なゆとりのある場合、Primary Schoolに8年間、Secondary Schoolに4年間行き、その後、日本で言うところの大学や短期の大学、または専門学校に入るのが一般的となる。ただし、日本のように、小学校6年生のクラスのほとんどの子どもが11歳、12歳というわけではなく、家庭の事情で数年間学校に行くことのできなかった子どもが復学をし、再びクラスに戻ることもあるため、クラスを構成する子どもの年齢が同じではないケースが多くある。カカメガ更生学校においては、日本の小学校6年生に相当するClass6で、14歳や15歳の子どもたちが授業を受けているのは当たり前のことであった。初等教育の就学率については、2008-2009年のデータ[9]によると、男子のPrimary SchoolのNet Attendance Ratio※（登校率）が都市部で85.4％、地方部で76.4％であった。一方、女子においては、都市部で82.5％、地方部で79.6％であった。Secondary Schoolの男子の就学率については、都市部で43.7％、地方部で13.1％、女子においては、都市部で32.0％、地方部で16.0％という結果であった。

これまでに、ケニア経済の現況やHDI、また教育事情について概観してきた。日本とケニアでは置か

れている状況が異なるために、単純に日本のそれらと比較をすることは難しいが、そうしたケニアの状況を端的に表しているデータを一つ例に挙げたい。ケニア政府が2008年に発表した「First Medium Term Plan（2008-2012）」[10]によると、ケニア国内にはおよそ240万人の孤児がいるとされる（その内の半数以上の子どもたちはHIV/AIDSが原因となり孤児になったとされる）。平成22年に日本で行われた国勢調査の結果[11]によれば、新潟県の人口は約237万人あったが、その数とほぼ同数と考えると、大変多くの子どもたちがケニア国内で支援を必要としていることが容易に想像できる。そうした中でも、児童養護施設や親族などのもとで生活を送ることができている子どももいれば、必要な支援を受けることができていない子どももおり、現実の問題として、ケニアの都市部では多くのストリートチルドレンの子どもたちを見かけることがあった。ストリートチルドレンの子どもたちの多くは「グルー」と呼ばれる身体にとって有害な液体を、空腹を忘れるために日常的に吸引しており、今もなおそうした状況は続いている。

〈写真１〉カカメガ男子更生学校の入り口

〈写真2〉同校の校庭

〈写真3〉同校の授業の様子

※The NAR[9] for primary school is the percentage of the primary-school age (6-13 years) population that is attending primary school. The NAR for secondary school is the percentage of the secondary-school age (14-17 years) population that is attending secondary school. By definition the NAR cannot exceed 100 percent.

### カカメガ男子更生学校の子どもたち

筆者が2013年8月より約2年間、青年海外協力隊員として派遣されたカカメガ男子更生学校（写真1・2）は、英文で表記すると「Kakamega Boys Rehabilitation School」となる。更生学校の主な役割は、その名前にあるように子どもたちの更生を促すことであり、基本的に子どもたちは3年間、更生学校で寄宿生活を送ることとなっている。更生学校は子どもたちに衣食住を保障し、初等教育（写真3）や職業訓練、カウンセリングを実施し、また、スポーツ活動を楽しむ時間などを設けたりしている。ここで筆者は学校のスクールプログラムがより充実したものとなるよう、スポーツ活動や保健・健康教育に焦点を当て、先生たちを巻き込みながら活動に従事してきた（写真4・5）。ケニアには他にも、日本でいうところの少年院にあたる施設もあるが、更生学校には軽い罪を犯した子どもがやってくる傾向にあった。

ケニア国内には、全部で8つの男子更生学校があり、子どもたちのニーズや再犯のリスクに応じて、大まかに低リスク、中リスク、高リスクの3つの区分に分けられている。カカメガ男子更生学校は、その内の中リスクの更生学校に位置付けられており、子どもたちの年齢は基本的に12歳～18歳である。低リスクに位置付けられる更生学校には、年齢の低い

子どもたちが多くいる。子どもたちが更生学校にやってくる理由は様々であり、軽犯罪を犯してやってくる子どももいれば、ストリートから保護されてきた子どももいる。余談ではあるが、罪を犯していないストリートから保護されてきた子どもたちが、更生を目的とする施設にやってくることを疑問に思い、更生学校の規約に関する文書を同僚の先生に確認させてもらったところ、更生学校の役割の中の一つに、そうした保護を必要とする子どもたちが入所する施設であると記されていた。軽犯罪の内容については、カカメガ更生学校の子どもたちを例に挙げると、学校からドロップアウトしてしまった、親の財布から金銭を盗んでしまった等が挙げられるが、どのケースにおいても貧困の問題が背景にあることが少なくなかった。

〈写真4〉同校でのワークショップ（WS）の様子
（他協力隊員と共同実施）

〈写真5〉カカメガタウンにあるホテルでのWSの様子
（他協力隊員と共同実施）

例えば、A君のケースを紹介したい。A君は勉強がよくでき、サッカーもとても上手な少年であった。そうしたA君がどういった経緯で更生学校にやってきたのかを尋ねたところ、A君の家庭は貧しく、どうにかPrimary Schoolに通わせてもらっていたが、学校側が頻繁に備品の購入や行事開催のための金銭の支払いを求めたため、そのことを家庭にとっての負担と感じ、学校をドロップアウトしたのが更生学校にやってくるきっかけとなったという。

また、他の例としてB君のケースがある。B君はとても優しい印象の少年で、素行も良く、勉強にも励んでいた。ある時、B君に更生学校にやってきた理由を尋ねると、母親は以前に亡くなり、父親はアルコール中毒になってしまって働くことができず、生計を立てる手段がなかったために父方の兄弟のところに預けられたという。家では父方の兄弟の子どもたちと同様に扱ってもらうことはなく、掃除や洗濯などの家事を一家全員のために必要以上に行うことを強要され、学校すらも一人家から遠い学校まで通わされたために、学校へ行くことを拒んだところ、いつの間にか更生学校へ入所する手続きが進められていたとのことであった。

B君について言えば、更生学校での生活が終わった後、帰ることのできる場所が父親になるのか、それとも父方の兄弟になるかは未定であったが、何よりケニアではこうした子どもの社会、コミュニティ、家庭への再統合を支援する環境が整っているとは言い難いのが現状である。カカメガ更生学校では、子どもたちが家庭に帰る際の社会復帰を支援しようと、ヨーロッパのNGOが入り、先生たちが必要な知識や技術を習得できるようワークショップを実施していたが、結局のところ、予算の関係から先生が子どもに付き添って家庭を訪れることは困難な状況にあった。つまり、筆者の赴任していた学校を例にとると、学校の外へ出た瞬間から、基本的に子どもたちは自分の力だけで再びコミュニティに戻っていかなければならないのである。もちろん、家族や親類からの理解が得られ、社会への再統合がスムーズに行われるケースもある。しかしながら、3年間の更生学校での寄宿生活の中で、初等教育を学び、職業訓練を受け、更生学校へやってくる以前より大きく成長できたとしても、更生学校にやってきた子どもたちの個々の経緯を考慮すると、子どもたちだけで

〈写真6〉ケニアの未来プロジェクト活動の様子

り、このような司法制度の中に入る子どもたちの脆弱性を目のあたりにすることとなった。プロジェクトの対象範囲は行政官の業務改善であり、地域住民への介入はなかったが、本当に問題が起こっているのは地域社会であり、子どもの非行やその原因となる暴力、虐待が起こる家庭や地域社会に実際にいる人々への働きかけが必要なのではないかという考えがあった」と教えてくださった。

そうした設立への思いをもとに、2015年度は以下の4つの活動を「ケニアの未来プロジェクト」では計画[12]している。

①保護司制度の活性化（写真6）
ケニアの特定のサイトで住民から保護司を選出し、初期の研修を行う。

※保護司とは、日本では「法務大臣から委託を受けた非常勤の一般公務員（人事院指令14-3で指名された非常勤国家公務員、無給）で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。ケニアでも、内務省・保護観察局が、2004年よりこの保護司制度の確立を目指している。

②保護司による個別面接・個別更生プログラム
保護観察に付されている少年を対象に実施する。

③グループ更生プログラム
更生につながる、課外活動、スポーツ、アートなどのグループ活動を充実させる。また、対象となる子どもの保護者への支援も予定している。

④児童虐待・非行防止のための保護司による地域活動
保護司が地域住民を対象に行う予防活動を支援する。

こうした活動計画から分かるように、2015年度の「ケニアの未来プロジェクト」の活動では、保護司制度を活用して、地域社会で支援を必要とする子ども・若者をサポートする仕組みづくりを行ってい

社会に再統合していくのは容易ではないのが実情であろう。ケニアでは、貧困が起因となって罪を犯したとしても、司法制度の中に入った子どもに対する支援は限られており、社会からの偏見や差別を受けやすいという。事実、更生学校から家庭に送り出した子どもがストリートに戻り、数カ月後に再び都会の片隅で偶然にその子と出会ったという協力隊員がいたほどであった。

### ケニアの子どもたちの未来づくりにかかわる日本人の取り組み

ただ、こうした問題を重要視し、少年院（Borstal Institution）や更生学校などの施設から出た子どもたちの支援を始めた団体がある。これまで、JICA国際協力機構のケニアにおける技術協力プロジェクト「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」にJICA専門家として関わってきた橋場美奈さんが、「ケニアの未来プロジェクト――Youth Change Initiative」（以下、ケニアの未来プロジェクト）を設立し、2015年1月よりそうした子どもたちの支援を開始した。日本から遠く離れ、言葉や文化が異なるケニアにおいて、支援が行き届かない子どもたちを対象に活動を行う日本人がいることを、同じ一人の日本人として、私は大変誇りに思う。

設立の経緯については、橋場さんにお伺いしたところ、「JICA専門家の時に、実地研修のモニタリングで警察や裁判所を含む各司法関連行政機関を回

る。活動を進めるにあたっては、County（日本でいう県）の保護観察事務所との連携を大事にしているとのことで、今後、地域に根差した活動となる可能性を秘めている。

保護司となる人材は、非行に走った子どもについての理解があり、また、実際にその地域をよく知っていることから、少年院あるいは更生学校などから“卒業”した子どもたちが、そのコミュニティにおいて再統合していく過程で、潤滑油となることが期待できる。そして、そうした制度が地域社会に浸透していくに従い、その家庭だけが子どもを育てるのではなく、地域社会で子どもを育てていくという意識が高まり、より子どもが健やかに育ちやすい地域社会へと発展していくのであろう。こうした取り組みがアフリカ・ケニアで地域に根差していくのには大変な労力を要するが、このような意義ある取組みが、これからも日本人の手によって粘り強く継続されていくことを願って止まない。

引用文献

1) United Nations.“United Nations Geospatial Information Section”, 2011. http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/kenya.pdf,（2015年7月30日アクセス）
2) 外務省.“ケニア共和国（Republic of Kenya）基礎データ”, 2015. http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html#section1,（2015年7月30日アクセス）.
3) BBC NEWS.“Kenya elections：Maps and graphics”, 2013. http://www.bbc.com/news/uk-21592589,（2015年7月30日アクセス）.
4) “統計表 表7 経済指標”. 世界子供白書2015〈要約版〉, 未来を再考する. 公益財団法人日本ユニセフ協会, 2015, p.72-77. http://www.unicef.or.jp/library/sowc/2015/pdf/15_04.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
5) “Human Development Report 2014 Kenya”. United Nations Development Programme, 2014, p. 2-3. http://hdr.undp.org/sites/all/themes/hdr_theme/country-notes/KEN.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
6) “人間開発報告書2014 日本”. United Nations Development Programme, 2014, p. 2. http://www.jp.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publications/HDR/2014/Japan%20Fact_Japanese_Final.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
7) “1 Some of the Disaster Occurrences in Kenya 1974-2009”. National Policy for Disaster Management in Kenya. Government of Kenya, 2009, p.10-13. http://www.ifrc.org/docs/idrl/1058EN.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
8) “Kenya HIV Estimates”. Ministry of Health, 2014, p.4. http://healthservices.uonbi.ac.ke/sites/default/files/centraladmin/healthservices/HIV%20estimates%20report%20Kenya%202014.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
9) “2.4 School attendance ratios”. Kenya Demographic and Health Survey 2008-2009. Kenya National Bureau of Statistics, 2010, p.18. http://dhsprogram.com/pubs/pdf/fr229/fr229.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
10) “Executive Summary”. First Medium Term Plan（2008-2012）. The Republic of Kenya. 2008, p.8-11. http://www.sida.se/contentassets/855677b831b74ea0b226ce2db4eb93a3/kenya_medium_term_plan_2008-2012.pdf,（2015年7月30日アクセス）.
11) 総務省統計局.“統計表一覧”, 2011. http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001034991&cycleCode=0&requestSender=search,（2015年7月30日アクセス）.
12) ケニアの未来プロジェクト ― Youth Change Initiative. ケニアの未来プロジェクト ― Youth Change Initiative 設立時パンフレット, 2014.

参考文献

●独立行政法人 国際協力機構（JICA）・NTC インターナショナル株式会社. 貧困プロファイル ケニア, 2014, 168p. http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001cu1nq-att/ken_2013_Jreport.pdf,（2015年7月30日アクセス）.

**キーワード：ケニアの未来プロジェクト ― Youth Change Initiative**

ケニアの18歳未満の子どもと、更生過程にある25歳までの若者を対象に、自立・更生の支援と子どもへの虐待や非行の防止活動を行っていく団体である。ケニアの首都ナイロビから60キロほど南東に位置する、マチャコス地方マチャコス県の3地区で、2015年初頭から活動を開始している。

●ケニアの未来プロジェクト
HP：http://youth-change-initiative.org/
●募金振込口座：
郵便振替　口座記号番号：00110-0-264461
加入者名：ケニアの未来プロジェクト
ゆうちょ銀行口座への振込
記号：10530 番号：15300021
名義：ケニアの未来プロジェクト
他の金融機関を利用する場合
店名：〇五八（ゼロゴハチ） 店番号：058
普通預金口座番号：1530002

## 編集後記　「子どもの貧困」が問いかけるもの

約10年以上前になるだろうか？ ある幼い兄弟が私の施設に入所してきた。彼らは父親と一緒に公園で路上生活をしていたところを地域の民生委員の協力により保護され、養護されることとなった。入所初日の夕食時、児童が食卓に着くや下の弟が保育士にビニール袋を1枚欲しいと言ってきた。何に使うのかと尋ねると「うん、このご飯お父ちゃんに持って行ってあげるねん」といいながら自分のおかずを袋に詰めようとしている。そこを保育士は優しく制止し、父親のことはもう心配ないから自分の食事をしっかり食べなさいと諭した。深い事情があるにせよ、路上生活を余儀なくされたこの父子が、極貧の中でも互いを思いやりしっかりと寄り添って生きてきた姿を想像し、心が震えた。

「貧困」とはなんだろうか？ 「子どもの貧困」とは？ なぜこのような子どもたちが増え続けるのだろうか？ その答えを探るべく本誌「世界の児童と母性」第79号において「社会的養護と子どもの貧困」をテーマに掲げ特集を組ませていただいた。

総論にもあるように、武田信子氏は「助けを求められない断絶した社会においては、貧困は、人の心身、ひいては命にかかわる問題となる」と指摘している。さらに「貧困家庭が社会から切り離されないようにすること、家庭が子どもを養育できない状況、つまり養育の第一義的責任を負えない状況であれば、それを国家、地方自治体、そして、地域社会の人々が責任を持って補うことが必要である」と主張されている。このことは各論においてさまざまな現場で、今まさに子どもの貧困問題と向き合っておられる執筆者の方々の実践報告の中に圧倒的なリアリティを持って証明されている。つなぐ・つながることの大切さ、そこからソーシャルアクションとして波動を起こし具体的に必要な制度や法律まで作り上げていく不退転の行動力に、とりわけ若い世代の欺瞞を許さない強い意志と覚悟を強く感じる。藤田孝典氏が定義された「優しい暴力」からの脱却が、私を含めた支援者一人一人に深く問い直されているのではないだろうか？ 今後の命題となろう。

担当編集委員　曺　徳善

最後に、本誌のテーマである「子どもの貧困」について国内外の動向も含めてこれほどまでに豊かな筆力で論じて頂いた執筆者の皆様、新旧編集委員の皆様、財団事務局の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

次号のお知らせ **第80号特集「子どもの育ちと学び──社会的養護とのかかわりから」（予定）2016年10月1日発行**

〔編集委員長〕
大竹　智　立正大学 副学長

〔編集委員〕
岩田美香　法政大学現代福祉学部 教授
内海新祐　児童養護施設 川和児童ホーム 臨床心理士
澁谷昌史　関東学院大学社会学部 准教授
曺　徳善　社会福祉法人 愛神愛隣舎 児童養護施設 施設長
早川　洋　社会福祉法人 慈徳院 こどもの心のケアハウス 嵐山学園 副園長兼診療部長
加藤　朗　(公財)資生堂社会福祉事業財団 事務局長

（敬称略・五十音順）　編集事務局：豊福晶子

MOTHER AND CHILD WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.79 2015-10　世界の児童と母性

年2回発行
2015年10月1日発行

編集・発行者
公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408
ファクシミリ03-3289-0314
URL http://www.zaidan.shiseido.co.jp

印刷所　成旺印刷株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

（公財）資生堂社会福祉事業財団のホームページ
**http://www.zaidan.shiseido.co.jp/html/**